

FACT BOOK

日本の損害保険





ファクトブック 2020

日本の損害保険

目次

はじめに

日本損害保険協会とは	4
行動規範	6
SDGsに関する取組み	7
第8次中期基本計画の概要	7

損害保険の概況

主要指標

損害保険会社の数	8
保険料	8
保険金	9
損害率・事業費率	9
総資産・運用資産	10
経常利益・当期純利益	10
代理店実在数・募集従事者数	11

多様な損害保険

くらしの安心を支える保険	12
事業活動の安心を支える保険	13
くるまの保険	14
すまいの保険	16
からだの保険・その他の保険	20

損保協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

1. 普及啓発・理解促進	22
2. 地震保険広報活動	23
3. 自賠責保険広報活動	24
4. 報道機関対応	24
5. 対話・交流	24

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決

6. 相談・苦情・紛争解決対応	25
-----------------	----

III 損害保険業の業務品質の向上

7. 消費者の声の活用	28
8. コンプライアンス・プログラム	29
9. ガイドライン等	30

IV 損害保険業の基盤整備

10. 情報交換制度	32
11. 要望・提言	33
12. 国際関係業務	36
13. 自賠責保険運用益拋出事業	38

V 事故、災害および犯罪の防止・軽減

14. 不正請求対策	39
15. 交通安全対策	40
16. 防災・防犯対策	42
17. 自動車盗難防止対策	45
18. 環境問題対策	46
19. 地域特性に応じた各支部の取組み	48

VI 損害保険業に関する試験・認定、研修等

20. 募集人に対する試験・教育等	52
21. 損害調査関係の試験・研修	54
22. 医研センター研修・医療研究助成	55

資料・データ

日本国内で損害保険業を営む会社	56	火災保険関係	
主な損害保険の関連団体	57	主な風水災等	77
個人情報保護の取組み	58	主な風水災等による保険金の支払い	78
契約者保護のしくみ	58	火災保険 都道府県別水災補償付帯率の推移	79
損害保険に関する主な法律	60	地震保険関係	
金融経済教育の取組み	64	主な地震災害	80
主要指標関係		地震保険による保険金支払例	81
元受正味保険料	66	地震保険制度の変遷	82
正味収入保険料	67	地震保険世帯加入率	84
正味収入保険料の保険種目別構成比	67	地震保険 都道府県別世帯加入率の推移	84
元受正味保険金	68	地震保険付帯率	85
正味支払保険金	68	地震保険 都道府県別付帯率の推移	85
総資産・運用資産	69	地震保険保有契約件数	86
総資産の内訳	69	地震保険 都道府県別保有契約件数の推移	86
代理店関係		国際関係	
代理店実在数の推移	70	主要国の損害保険料比較	87
損害保険の募集従事者数の推移	71	会員会社の海外進出状況	87
自動車保険関係等		会員会社の海外との再保険取引	89
交通事故の発生件数	72	海外連結損害保険子会社の 地域別正味収入保険料	89
自動車保険加入率	72	自由化以降の損害保険業界の動向	90
自動車保険 都道府県別加入率	73	損害保険のあゆみ	92
高額判決例	74	2019年4月以降の主な出来事	96
自動車盗難の認知件数と支払保険金	75	2019年度に発生した自然災害への対応	97
自動車盗難 都道府県別認知件数	75	新型コロナウイルス感染症への対応	98
自転車の事故件数	76	損保協会の所在地	99
自転車での加害事故例	76		

日本損害保険協会（略称：損保協会）とは

損保協会は、損害保険会社を会員とする事業者団体です。

損害保険は、皆さまの平穏な生活や安定した事業活動のお手伝いをするという社会的役割を担っています。

損保協会では、この社会的役割を着実に果たすために、消費者の皆さまとのコミュニケーションを推進し、皆さまからいただいたご意見に基づき業務品質の向上を図っています。また、身のまわりにあるリスクの軽減に向けて、防災・防犯対策、交通安全対策等にも力を入れて取り組んでいます。

設立

- 1917年5月 大日本聯合火災保険協会設立（損保協会の起源）
- 1946年1月 日本損害保険協会設立
- 1948年5月 社団法人の認可を取得
- 2012年4月 一般社団法人に移行

事業内容

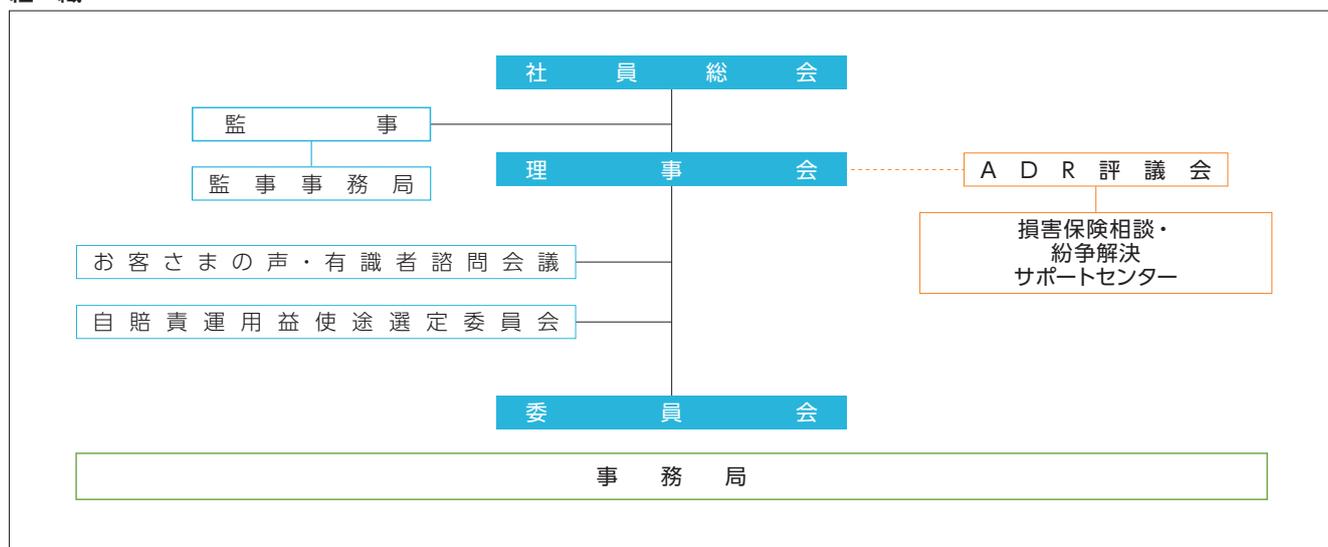
1. 損害保険の普及啓発・理解促進に資する事業
2. 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決に資する事業
3. 損害保険業の業務品質の向上に資する事業
4. 損害保険業の基盤整備に資する事業
5. 事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する事業
6. 損害保険業に関する研修、試験および認定等の事業

目的

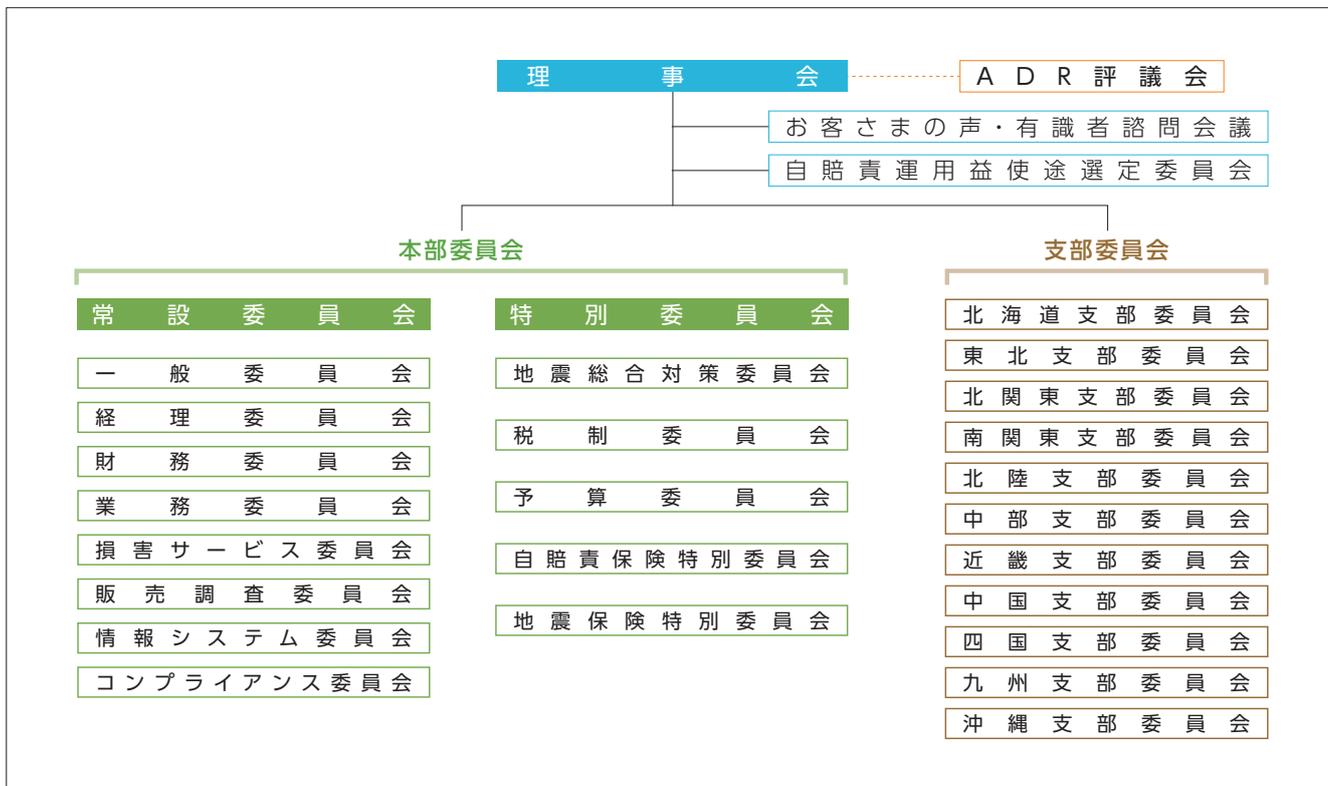
わが国における損害保険業の健全な発展および信頼性の向上を図ることにより安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。

機構一覧（2020年7月1日）

組織



委員会機構



損害保険協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

事務局機構



行動規範

損保協会は、1991年10月、損害保険業界が社会・国民からの信頼に添えていくことを目的として、「行動規範」を制定しました。近年の環境変化を踏まえ、社会からの期待により一層応え、損害保険業界の存在意義を高めることを目的に、2018年12月に改定しました。

日本損害保険協会 行動規範（抜粋）

制定 1991年10月17日
改定 2005年 3月17日
2012年 4月 1日
2018年12月20日

安心かつ安全で持続可能な社会の実現と、経済および国民生活の安定と向上に資する相互扶助制度を円滑に運営することが、損害保険事業の社会的使命として求められている。

また企業および団体は、社会の公器として、事業活動を通じて社会的課題の解決により一層取り組むことが求められている。

そのため日本損害保険協会は、自らの使命を全うし社会からの信頼と期待に応えるとともに、損害保険事業の健全な発展および信頼性の向上を図るため、その事業活動にあたり、次の基本原則および行動指針を定める。会員各社は、この定めを尊重し、個々の経営方針のもと、経営トップ自らが先頭に立って、自主的にこれらを実践していくこととする。

1 基本原則

会員各社は、事業の経営にあたって、次の原則を遵守するとともに、役員および従業員の業務遂行についても、この原則が遵守されるように努めることとする。

人権尊重の原則

すべての人々に対し、人権尊重を行動の基本精神とする誠意ある行動をとる。

社会との共通価値創造の原則

様々な主体とも協働しながら、事業活動を通じて社会との共通価値を創造し、持続可能な社会の実現への貢献と、損害保険事業の存在意義のさらなる向上を図る。

お客さま本位の業務運営の原則

損害保険事業の健全な発展および信頼性向上のため、自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して、お客さま本位の業務運営を現場レベルまで徹底する。

2 行動指針

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. 商品・サービス提供に関する指針 | 7. 安全な社会の創造に関する指針 |
| 2. お客さまへの対応に関する指針 | 8. 反社会的勢力との関係遮断等に関する指針 |
| 3. 法令等遵守（コンプライアンス）に関する指針 | 9. 社会貢献に関する指針 |
| 4. 社会とのコミュニケーションに関する指針 | 10. 資産の運用に関する指針 |
| 5. 職場環境の充実に関する指針 | 11. 内部統制システムの強化に関する指針 |
| 6. 地球環境に関する指針 | 12. ガバナンスの強化に関する指針 |
| | 13. 危機対応に関する指針 |

3 行動指針の実現

日本損害保険協会は、前記行動指針の実践に向けて、必要に応じて、具体的な行動基準やマニュアル等を整備・作成する。

SDGsに関する取組み

2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) は、持続可能な世界を実現するため2030年を期限とする17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。損保協会は、損害保険業界・協会の社会的役割や取組みをSDGsの観点から再確認・整理し、これを原動力として、中期基本計画に係る各種取組みを推進しています。

第8次中期基本計画とSDGsとの関係整理
(マッピング)

「行動規範」の改定 (2018年12月)

「SDGsフォーラム」の開催 (2019年1月)

気候関連財務情報開示タスクフォース
(TCFD) 提言への賛同 (2019年5月)

経団連生物多様性宣言および行動指針への賛同
(2020年2月)

SDGsと関連する損保協会の主な取組み

1. 高齢者への啓発に向けた取組み

2. 損害保険リテラシー向上の推進

3. 災害・事故・犯罪の防止・軽減に向けた取組み

4. 技術革新への対応に向けた取組み

5. 環境問題への取組み

6. 国際保険市場における取組み

第8次中期基本計画の概要

損保協会では、第8次中期基本計画 (2018~2020年度) において、過去100年の振り返りと今後の環境予測等を踏まえ、目指すべき4つの方向性を定めるとともに、3か年の重点課題・重点施策を掲げ、その解決に向けた取組みを推進しています。

重点課題

環境変化への迅速・的確な対応

- 技術革新への対応
 - ・自動運転技術の進展状況に応じた態勢整備
 - ・新技術の有効活用と環境整備
- 多様化・巨大化するリスクへの対応
 - ・自然災害に対する地域防災力の強化
 - ・その他ニューリスクに備えた態勢整備
- 超高齢化など社会環境変化への対応
 - ・高齢者の交通安全・防災に資する啓発活動の強化
 - ・その他社会環境変化に伴うさらなる役割の発揮

より強固で安定的な保険制度の確立

- 大規模地震の発生に備えた態勢整備
 - ・大規模地震損害調査態勢の強化
 - ・地震保険制度のさらなる安定運営に資する取組推進
- 不正請求防止対策の強化
 - ・不正請求防止のためのシステムの構築・活用
 - ・不正請求防止対策の知見や情報の共有

お客さま視点での業務運営の推進

- 保険会社・代理店の業務品質の向上
 - ・保険会社の業務品質水準の向上に向けた事例共有、ガイドラインの見直し等
 - ・代理店の募集品質の向上支援の強化
- お客さまのリスク意識の啓発
 - ・情報提供態勢の強化
 - ・自然災害への自助・共助の意識醸成に向けた対応の強化
- お客さまとの対話強化
 - ・お客さまの意見・疑問の把握と適切な対応
 - ・そんぽADRセンターの態勢・機能の強化

国際保険市場におけるさらなる役割の発揮

- 国際基準への適切な対応
 - ・国際基準の検討に対する働きかけの強化
 - ・国際基準の取り込みと国内法制度との調和
- 各国市場における競争条件の公正・公平化への対応
 - ・内外差別的規制や慣行の解消・緩和に向けた要請・働きかけ
- 新興国市場に対する各種支援の強化
 - ・アジア各国との交流活性化と各国損害保険制度への貢献・支援

損害保険会社の数

53社 が事業活動を行う。

国内損害保険会社*1が 32社 (日本法人として損害保険業免許を受けている外資系国内会社*2を含む)、外国損害保険会社*3が21社、あわせて53社の損害保険会社があります。(2020年7月1日現在)

また、損害保険会社で働く従業員(役員、一般社員、外務員および嘱託を含む)は、92,262名となっています(2020年4月1日現在。損保協会会員会社ベース)。

国内損害保険会社 **32**社

外国損害保険会社 **21**社

合計 **53**社

	国内損害保険会社	外国損害保険会社
元受および再保険業	30	10
再保険専業	2	6
船主責任保険専業	-	5
合計	32	21

参照 P.56

資料・データ 日本国内で損害保険業を営む会社

- *1 国内損害保険会社 日本法人として損害保険免許を受けている会社。
- *2 外資系国内会社 外国資本が50%以上の国内損害保険会社。
- *3 外国損害保険会社 支店または代理店形態等で日本に進出している海外の損害保険会社。

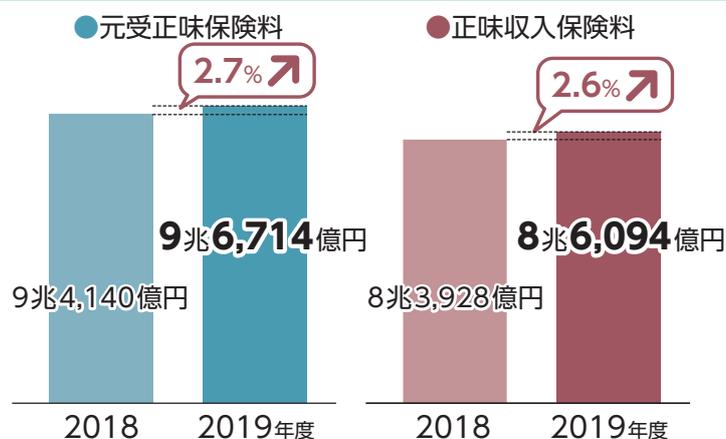
保険料

元受正味保険料は2.7%増、正味収入保険料も2.6%増。

全保険種目合計の元受正味保険料*4(収入積立保険料を含む)は、火災保険や自動車保険の増収などにより、前年度に比べ2.7%増の9兆6,714億円、正味収入保険料*5は2.6%増の8兆6,094億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

元受正味保険料 **9兆6,714**億円

正味収入保険料 **8兆6,094**億円



参照 P.66、67

資料・データ 主要指標関係

- *4 元受正味保険料 お客さま(保険契約者)との直接の保険契約に係る収入を表す。
「元受正味保険料」=「元受保険料」-「諸返戻金(満期返戻金を除く)」
- *5 正味収入保険料 元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。
「正味収入保険料」=「元受正味保険料」+「受再正味保険料」-「出再正味保険料」-「収入積立保険料」

保険金

正味支払保険金は**5.6%**減。

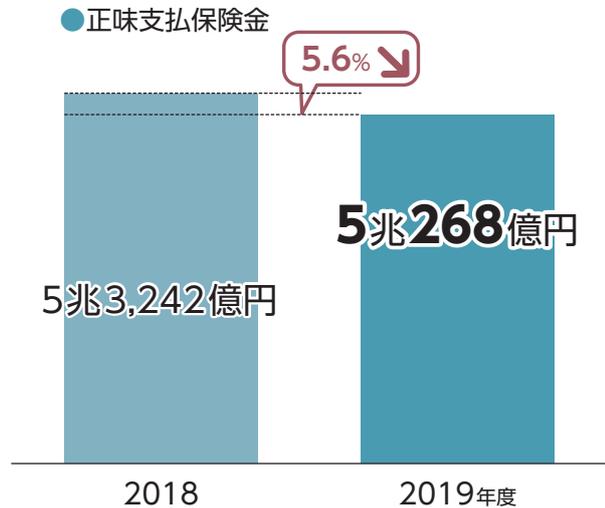
正味支払保険金*6は、国内自然災害に係る火災保険の支払いの減少や、前年度発生地震に係る地震保険の支払いの収束などにより、前年度に比べ全種目合計で5.6%減の5兆268億円となりました。前年度に比べ減少しましたが、台風15号・19号による支払いなどもあり、東日本大震災直後の2011年度を除くと過去2番目に高い金額です(損保協会会員会社ベース)。

参照 P.68

資料・データ 主要指標関係

正味支払保険金

5兆268億円



*6 正味支払保険金 支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。
 「正味支払保険金」= 「元受正味保険金」+ 「受再正味保険金」- 「回収再保険金」

損害率・事業費率

損害率**5.2**ポイント減、事業費率は**0.1**ポイント増。

損害率*7は、正味支払保険金の減少および正味収入保険料の増加により、前年度に比べ5.2ポイント減の63.9%となっています(損保協会会員会社ベース)。

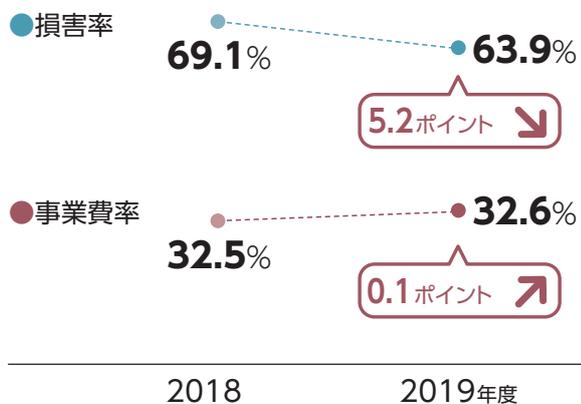
事業費率*8は、諸手数料及び集金費の増加などにより、前年度より0.1ポイント上昇し32.6%となっています(損保協会会員会社ベース)。

損害率

63.9%

事業費率

32.6%



*7 損害率 保険料に対して保険金等がどのくらい支払われたかを示す指標。数値が高いほど保険料に占める保険金の支払割合が高いことを示す。
 「損害率」= (「正味支払保険金」+ 「損害調査費」) ÷ 「正味収入保険料」

*8 事業費率 保険料に対して保険募集や保険の維持管理のための費用をどの程度支出したかを示す指標。数値が低いほど経営効率が良いことを示す。

総資産・運用資産

総資産は2.7%減、運用資産も4.2%減。

総資産*9は、保有する株式や国債の減少などから、前年度に比べ2.7%減の30兆6,480億円、運用資産*10も4.2%減の26兆9,667億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

参照 P.69

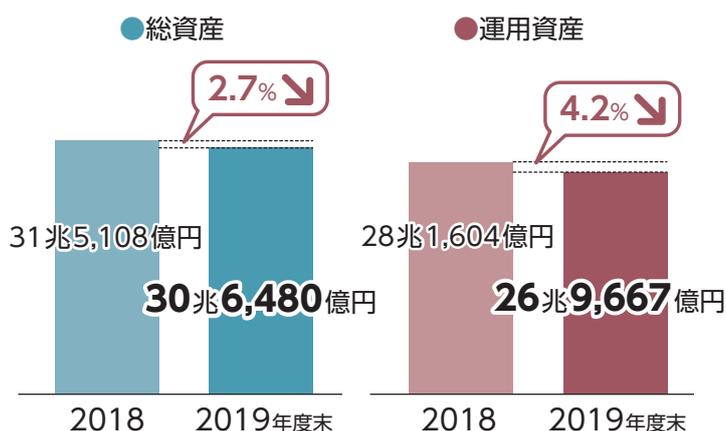
資料・データ 主要指標関係

総資産

30兆6,480億円

運用資産

26兆9,667億円



*9 総資産 運用資産およびその他資産(代理店貸、再保険貸など)の合計。

*10 運用資産 預貯金、コール・ローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物などの合計。

経常利益・当期純利益

経常利益は2,678億円の減益、当期純利益も2,189億円の減益。

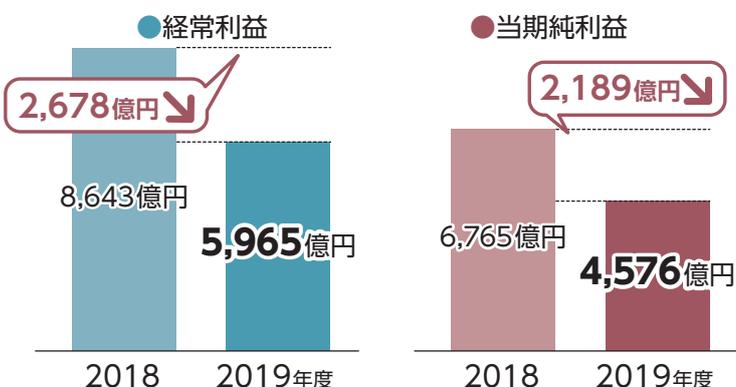
経常利益*11は、資産運用粗利益および保険引受利益の減少により、前年度に比べ2,678億円減益の5,965億円となり、当期純利益*12も特別損失の増加などにより、前年度の6,765億円から2,189億円減益の4,576億円となりました(損保協会会員会社ベース)。

経常利益

5,965億円

当期純利益

4,576億円



*11 経常利益 損害保険会社が保険引受や資産運用などによって経常的に得られる収益から、保険引受や資産運用などの経常的に掛かる費用を引いた利益のこと。

*12 当期純利益 経常利益に特別利益を加え、特別損失、法人税および住民税等を控除して得られた利益のこと。

代理店実在数・募集従事者数

代理店実在数は4.5%減、募集従事者数は0.5%減。

全国にある損害保険代理店*13は約17万店で約205万人が損害保険の募集に従事しています。(国内会社・外国会社合計)

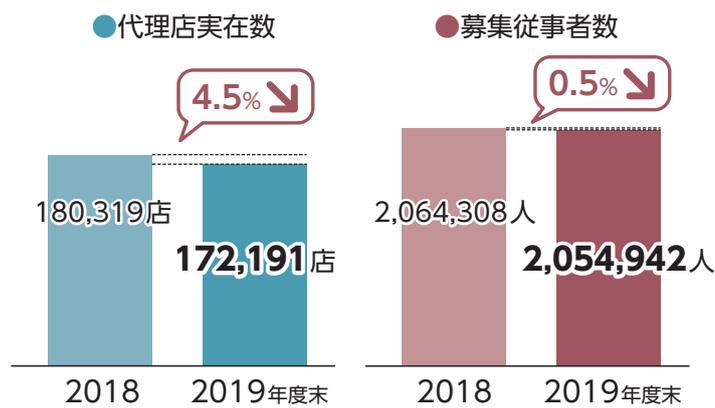
また、2019年度に代理店が取り扱った保険料の割合は全体の91.2%となっています。

代理店実在数

17万2,191店

募集従事者数

205万4,942人



参照 P.70、71

資料・データ 代理店関係

*13 損害保険代理店 損害保険会社の委託を受けて、損害保険に関する説明や損害保険契約の締結などを行っている。



損害保険はわたしたちの生活を取り巻くさまざまな危険(リスク)によって生ずるであろう万が一の損害に対する経済的な備えです。



くらしの安心を支える保険

くるま



自動車事故等での損害に備える保険です。

法律で加入が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と任意の自動車保険の2種類に分類されます。

●自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

●自動車保険

- 対人賠償保険
- 対物賠償保険
- 人身傷害保険
- 搭乗者傷害保険
- 車両保険

など

すまい



建物や家財の損害に備える保険です。

総合型の保険では、盗難や水災などによる損害も補償されます。

「地震保険」は、火災保険とセットでの加入となります。

●火災保険

●地震保険

●積立型(貯蓄型)の保険*

など

からだ 老後の生活



ケガや病気、老後の生活に備える保険です。

●傷害保険

●所得補償保険

●介護(費用)保険

●年金払積立傷害保険*

●積立型(貯蓄型)の保険*

●医療保険

●がん保険

など

くらし レジャー



スポーツやレジャー中のケガ・用品の損害、他人への賠償責任などに備える保険です。

また、ペットの病気やケガに備える保険もあります。

●海外旅行保険

●国内旅行傷害保険

●ゴルファー保険

●個人賠償責任保険

●ペット保険

など

※ 積立型(貯蓄型)の保険とは・・・

- ・ 保険期間(契約期間)が例えば3年から6年程度と長期であり、保険本来の補償機能と、満期時には満期返戻金が支払われるという貯蓄機能を併せ持った保険です。
- ・ 特に高齢社会における年金ニーズに対しては、積立型(貯蓄型)の保険の仕組みを用いた個人年金商品(年金払積立傷害保険)や確定拠出年金に対応した積立傷害保険などもあります(個人年金商品の保険期間は、最長60年程度)。

事業活動の安心を支える保険



自動車



- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
- 自動車保険

など

建物財物



- 火災保険
- 風水害保険
- 動産総合保険
- コンピュータ総合保険
- 盗難保険
- 機械保険
- ガラス保険

など

売上利益



- 企業費用・利益総合保険
- 店舗休業保険
- 興行中止保険
- 生産物回収費用保険

など

輸送



- 運送保険
- 貨物海上保険
- 船舶保険
- 航空保険
- 船客傷害賠償責任保険

など

損害賠償



- 施設賠償責任保険
- PL保険（生産物賠償責任保険）
- 自動車管理者賠償責任保険
- D&O保険（会社役員賠償責任保険）
- 個人情報漏えい保険

など

その他



- 労働災害総合保険
- 建設工事保険
- 組立保険
- 土木工事保険
- 公共工事履行ボンド
- 信用保険
- 原子力保険
- サイバー保険

など

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決III 損害保険業の
業務品質の向上IV 損害保険業の
基盤整備V 事故、災害および
犯罪の防止軽減VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

くるまの保険

参照 P.72~76

資料・データ 自動車保険関係等

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

- 自賠責保険は、交通事故の被害者保護を目的としている保険であり、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づき、原動機付自転車（原付バイク）を含む全ての自動車に契約することが義務付けられています。なお、法律に基づいた保険であるため、補償内容・保険料については、自賠責保険を扱う保険会社間で差異はありません。
- 自賠責保険の保険料は、「地域別（本土、本土離島、沖縄本島、沖縄離島）」「車種別」「契約期間別」に定められています。

<保険料例>

2020年9月現在（2020年4月1日以降始期契約、単位：円）

車種		契約期間							
		12か月	13か月	24か月	25か月	36か月	37か月	48か月	60か月
自家用乗用自動車	(例) 白の3・5・7ナンバー	13,410	14,090	21,550	22,210	29,520	30,170	-	-
小型二輪自動車	(例) 250 cc超のバイク	7,420	7,610	9,680	9,870	11,900	12,080	-	-
検査対象軽自動車	(例) 三輪・四輪の軽自動車	13,210	13,870	21,140	21,780	28,910	29,550	-	-
検査対象外軽自動車	(例) 250 cc以下のバイク	7,670	-	10,160	-	12,600	-	14,990	17,330
原動機付自転車	(例) スクーター(125 cc以下)	7,060	-	8,950	-	10,790	-	12,600	14,380

(注) いずれも本土(離島・沖縄県以外)に適用する保険料。

- 自賠責保険は、他人を死傷させた場合の損害賠償（対人賠償）のみを補償する保険であり、ご自身のケガや他人のモノなどに対する損害賠償（対物賠償）は補償されません。また、右のとおり、被害者1名について支払保険金に限度額が設けられています。対人賠償のうち自賠責保険の支払限度額を超える部分、対物賠償、ご自身のケガや車両損害について備えるためには、任意の自動車保険に加入する必要があります。

<支払われる保険金の限度額>

損害の内容		被害者1名あたりの限度額
ケガによる損害		120万円
後遺障害による損害(注)	神経系の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、介護を要する後遺障害	4,000万円
	上記以外の後遺障害	3,000万円
	上記以外の後遺障害	(第1級) 3,000万円 ~(第14級) 75万円
死亡による損害		3,000万円

(注) 後遺障害による損害は、障害の程度により第1級~第14級の等級が認定されます。支払保険金の限度額は等級別に定められています。

△ 満期年月にご注意ください △

自動車検査登録制度（車検制度）の対象となっている自動車や250ccを超えるバイクは、車検のときに自賠責保険を契約していることが求められますが、車検制度の対象ではない250cc以下のバイク（原付バイクなど）は、自賠責保険の契約期間が切れていないかご注意ください。自賠責保険を契約すると、保険の満期年月を示すステッカー（保険標章）も交付されますので、ナンバープレートの左上部などに貼り付け、いつでも確認できるようにすることが必要です。



(注) この例では、令和3年9月が満期年月です。契約の更新を忘れないように注意が必要です。

自動車保険

- 自動車保険は、自動車事故によるさまざまな損害を補償する保険で、他人の身体や財物に与えた損害を補償する保険、運転者や同乗者が被った身体の傷害を補償する保険、自分の自動車が被った損害を補償する保険などがあります。
- 自動車保険は、法律で加入することが義務付けられている自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)と区別する意味で、契約者が任意で契約するため「任意の自動車保険」と呼ばれることがあります。
- 各保険会社では、さまざまなタイプの自動車保険を開発・販売しています。例えば、自家用自動車を対象とする自動車保険では、「対人賠償保険」「対物賠償保険」「人身傷害保険」「搭乗者傷害保険」「無保険車傷害保険」「自損事故保険」「車両保険」のうち、いくつかの保険を組み合わせ販売しています。
- 自動車事故による損害の種類と自動車の保険は、次のような関係になっています。

		強制加入		任意加入
		身体の損害(死傷)		財物の損害
相手への賠償	● 相手を死傷させた ・ 自賠責保険	● 相手を死傷させた ・ 対人賠償保険	● 相手の財物を壊した ・ 対物賠償保険	
	損害の種類と 対応する自動車の保険			
自分等への補償	● 自分や搭乗中の者が死傷した ・ 人身傷害保険 ・ 搭乗者傷害保険		● 無保険車傷害保険 ・ 自損事故保険	● 自分の車が壊れた ・ 車両保険

相手への賠償

- 【対人賠償保険】自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の支払限度額を超える損害が補償されます。
- 【対物賠償保険】自動車事故により、他人の自動車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害が補償されます。

自分等の補償

- 【人身傷害保険】自動車事故により、自動車に乗車中の者が死傷した場合に、過失割合に関わらず損害額が補償されます。補償範囲を、契約時に特定した自動車に乗車中の場合に限定した商品のほか、他の自動車に乗車中や歩行中の場合も補償の対象としている商品があります。
- 【搭乗者傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【無保険車傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死亡または後遺障害を被った場合であって、加害者からの十分な損害賠償が受けられないときに、その損害額が補償されます。
- 【自損事故保険】電柱に自ら衝突するような単独事故などによって運転者自身が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【車両保険】事故によって、契約時に特定した自動車が損害を受けた場合に保険金が支払われます。

すまいの保険

参照 P.77~86

資料・データ 火災保険関係・地震保険関係

火災保険

- 火災保険は、火災だけでなく、風水災などの自然災害によって「建物」や「家財」などに生じた損害を補償する保険です。
- また、泥棒に入られて家財が盗まれたり、自動車が建物に飛び込んできて建物が壊された場合など、日常の思いがけない事故による損害を補償する商品もあります。
- 火災保険の主な補償内容は以下のとおりです。また、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対して保険金が支払われるものがあります。保険会社によって補償内容は異なっていますので、詳細については損害保険会社または代理店に確認することが必要です。

【損害保険金をお支払いする主な場合】

- ・火災・落雷・破裂または爆発
- ・風災・雹（ひょう）災・雪災*
- ・水濡れ
- ・騒擾（じょう）および集団行動等に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ・盗難*
- ・水災*
- ・日常の不測・突発的な事故による破損・汚損*

【主な費用保険金】

- ・損害防止費用
- ・災害時の臨時費用*
- ・残存物の取り片づけ費用*
- ・失火見舞費用*
- ・地震火災費用*

*一定の制限付で補償される場合があります。

●住宅修理サービスなどでのトラブルにご注意●

住宅修理やリフォームに関し「保険が使える」と言って勧誘する業者などと利用者とのトラブルが発生しています。「解約しようとする」と高額な違約金を請求された」「うその理由により保険金を請求すると言われた」といった事例が見受けられます。

このような勧誘については、住宅の修理を業者などと契約する前に、ご契約している損害保険会社または代理店へご相談ください。



注意喚起チラシ

地震保険

- 地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする保険です。「地震・噴火またはこれらによる津波」(以下「地震等」)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に損害を被った場合に、生活を再建するための資金を保険金としてお支払いします。
- 「地震等」による建物の火災や損壊などは、その発生予測が困難なことなどから、火災保険では補償されません。これらの損害に備えるには、政府と損害保険会社が「地震保険に関する法律」に基づいて共同で運営している地震保険を契約する必要があります。この地震保険は、補償内容・保険料について保険会社間で差異はありません。
- 地震保険の補償の対象となる損害は、「地震等」を直接または間接の原因とするものであり、具体例としては次のような損害が該当します。
 1. 地震による倒壊、破損
 2. 地震によって生じた火災による焼損
 3. 地震によって河川の堤防やダムが決壊し、洪水となったため生じた流失、埋没
 4. 噴火に伴う溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊、埋没
 5. 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失、埋没
 6. 津波によって生じた流失、倒壊
- 地震保険は単独では契約できず、必ず火災保険に付帯(セット)して契約する必要があります。また、現在契約している火災保険に地震保険を付帯していない場合には、火災保険の保険期間の途中で地震保険を付帯することができます。

- 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額に対して、30%~50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

	火災保険の契約金額 に対する割合	限度額
建物※1	30%~50%	5,000万円
家財※2		1,000万円

※1 住居のみに使用される建物および併用住宅

※2 30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません

- 保険金は、迅速にお支払いするために損害の程度に応じて、契約金額の一定割合が支払われます。その内容は以下のとおりですが、損害が「一部損」に至らないときには、保険金は支払われません。

(2017年1月1日以降に保険期間が始まる契約※1)

損害の程度	保険金	状態(建物については次のいずれかの場合)
全損	契約金額の100%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※2の損害額が 建物の時価の50%以上※3の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の70%以上の場合
大半損	契約金額の60%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※2の損害額が 建物の時価の40%以上50%未満※3の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満の場合
小半損	契約金額の30%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※2の損害額が 建物の時価の20%以上40%未満※3の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満の場合
一部損	契約金額の5%	1. 基礎・柱・壁・屋根など※2の損害額が 建物の時価の3%以上20%未満※3の場合 2. 建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、その建物について生じた損害が、全損・半損(大半損・小半損)または一部損に至らないとき

※1 2016年12月31日以前始期の契約については、「全損」「半損」「一部損」の3区分で認定します。

※2 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

※3 津波によって建物(「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)»)に浸水損害が生じた場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物(上記と同じ)に損害が生じた場合は傾斜の角度または沈下の深さで「全損」「大半損」「小半損」(2016年12月31日以前始期の契約は、「半損」「一部損」)を認定します。詳しくは、お近くの損害保険会社までお問い合わせください。

すまいの保険

- 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構という中立機関が算定した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」を活用し、保険料を算定しています。
- 地震保険料は、建物の構造および所在地により異なります。建物の構造は、地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造*とロ構造*の2つに区分されています。

〈1年間の保険料（契約金額100万円あたり）〉

2020年9月現在（改定前：保険期間の始期が2019年1月1日～2020年12月31日の契約）
（改定後：保険期間の始期が2021年1月1日以降の契約）

都道府県	構造区分	イ構造*		ロ構造*	
		改定前	改定後	改定前	改定後
岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		710円	740円	1,160円	1,230円
北海道・青森県・新潟県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県		780円	740円	1,350円	1,230円
福島県		850円	970円	1,700円	1,950円
宮城県・山梨県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県		1,070円	1,180円	1,970円	2,120円
愛媛県		1,200円	1,180円	2,240円	2,120円
大阪府		1,260円	1,180円	2,240円	2,120円
愛知県・三重県・和歌山県		1,440円	1,180円	2,470円	2,120円
茨城県		1,550円	1,770円	3,200円	3,660円
埼玉県		1,780円	2,040円	3,200円	3,660円
徳島県・高知県		1,550円	1,770円	3,650円	4,180円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県		2,500円	2,750円	3,890円	4,220円

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。
（イ構造…主として鉄骨・コンクリート造の建物 ロ構造…主として木造の建物）

〈割引制度〉

建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

- 免震建築物割引：50%
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく免震建築物である場合
- 耐震等級割引：10～50%
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級を有している場合
- 耐震診断割引：10%
地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合
- 建築年割引：10%
1981年6月1日以降に新築された建物である場合

（注1）上記の割引は重複して適用を受けることはできません。

（注2）割引の適用を受けるには、建物が割引の条件を満たしていることを確認できる資料を提出いただく必要があります。

- 地震保険は、「地震保険に関する法律（地震保険法）」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。

ひとたび大規模な地震が発生すると、巨大な損害が発生するおそれがあることから、地震保険は巨額の保険金の支払いに備えて政府が再保険を引き受けるしくみとなっています。

損害保険会社は利潤をいわず、保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられています。

国の防災基本計画には、災害復旧・復興への備えとして地震保険制度の充実と普及向上を図ることが盛り込まれています。

- 地震保険法により、1回の地震等による保険金の総支払限度額は関東大震災クラスの大震災が発生しても保険金の支払いに支障がないように最大11.7兆円（2020年9月現在）に設定されており、下図のとおり、大規模な地震では、政府が大きな負担をするしくみとなっています。

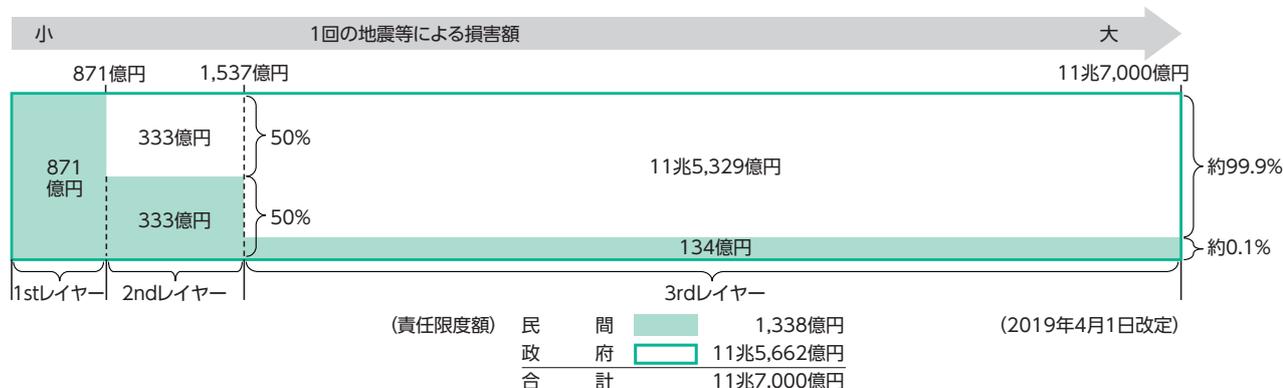
- 地震保険契約者には、税制上の優遇措置があります。「地震保険料控除」というもので、所得税、個人住民税の計算をする際に、所得金額からその年に支払った地震保険料のうち一定の金額を控除することができ、税金が軽減されます。

控除することができる金額は以下のとおり、所得税で地震保険料の全額（5万円限度）、個人住民税で地震保険料の2分の1（2.5万円限度）となっています。



控除対象額	
所得税	地震保険料の全額（最高5万円）
個人住民税	地震保険料の1/2（最高2.5万円）

【政府と民間の地震再保険のしくみ】



日本地震再保険株式会社資料より

からだの保険・その他の保険

▶ 傷害保険

- 傷害保険は、被保険者が「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院したり死亡したりした場合などに保険金が支払われる保険です。主として交通事故によるケガの補償に限定したタイプの保険もあります。また、被保険者の範囲を「本人のみ」「家族向け」「夫婦のみ」などパターン別に用意して販売されています。
- 傷害保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	要件
死亡保険金	ケガにより、死亡したとき
後遺障害保険金	ケガにより、後遺障害が生じたとき
入院保険金	ケガにより、入院したとき
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術をしたとき
通院保険金	ケガにより、通院したとき

▶ 医療保険

- 医療保険は、被保険者がケガをしたり病気になった結果、入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です。
- 医療保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

	保険金の種類	要件
入院 関係	傷害入院保険金	ケガにより、入院*したとき
	疾病入院保険金	病気で入院*したとき
手術 関係	傷害手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術をしたとき
	疾病手術保険金	病気の治療のため、所定の手術をしたとき
その他	傷害通院保険金	ケガの治療のため、通院したとき
	疾病通院保険金	病気の治療のため、通院したとき
	葬祭費用保険金	被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したとき
	先進医療費用保険金	ケガや病気で入院し、その治療のため先進医療を受けて技術料を負担したとき

*医療保険における「入院」…

「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。このため、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院については、医療保険では補償されません。

海外旅行保険

- 海外旅行保険は、被保険者が海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間（以下「旅行行程中」）に被る可能性のある各種の危険（リスク）を補償する保険です。各種の危険（リスク）を総合的に補償する商品のほか、必要な補償だけを選んで契約する、いわゆるバラ売りの商品も用意されています。
- 海外旅行保険の主な補償内容は次のとおりです（総合的に補償するタイプの場合）。

傷害治療費用	旅行行程中でのケガの治療費用を補償
疾病治療費用	旅行行程中での病気の治療費用を補償
傷害死亡	旅行行程中でのケガで死亡した場合に補償
傷害後遺障害	旅行行程中でのケガによって後遺障害を負った場合に補償
疾病死亡	旅行行程中での病気で死亡した場合に補償
賠償責任	旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償
携行品損害	旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあたり壊れた場合の損害を補償
救済者費用	海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
航空機寄託手荷物遅延費用	手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機遅延費用	航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
偶然事故対応費用	旅行行程中の予期せぬ偶然な事故で被保険者が負担を余儀なくされた費用（交通費、宿泊代、食事代、通信費など）を補償

（参考）「被保険者」…

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一の人であることもあり、別人であることもあります。

個人賠償責任保険

- 日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。本人とその家族（同居の親族、別居の未婚の子）が補償対象となります。
- 火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約する場合が一般的です。

1. 自転車で走行中に歩行者とぶつかりケガを負わせた。	4. 子供が駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。
2. 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。	5. ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭にあたり死亡させた。
3. 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。	

自転車事故への備え

近年、数千万円以上にのぼる高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、自転車事故に対する社会的な関心も高まっています。最近では条例によって自転車事故による損害賠償に備える保険の加入を義務付けたり、努力義務としたりする動きも広がっています。賠償責任を負ってしまうことに備えるためには「個人賠償責任保険」が必要になります。また、事故による自身のケガに備えるには「傷害保険」が必要になります。自転車を利用する際には、このようなリスクを認識して、必要に応じて保険への加入を検討することも重要です。

<自転車事故に備える保険>

保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

1 普及啓発・理解促進

消費者の皆さまに損害保険を理解いただくための取組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

金融(保険)教育サイト「そんぽのホント」

消費者の皆さまに損害保険を正しく、そして楽しく理解いただくために、損害保険のしくみや種類、契約に関する注意事項などを学べる消費者向け専用ウェブサイト「そんぽのホント」を作成しています。損害保険のしくみや基礎知識について体系的に学べるコンテンツのほか、クイズコーナーでは自身の知識を点検することができます。



講師派遣活動

消費者の皆さまと、直接コミュニケーションができる機会として、各種講演会を積極的に開催しています。

一般消費者向けには、「身近な損害保険の種類やしくみ」「自然災害に備える損害保険」などをテーマとした講演会や地域における防災イベント等への講師派遣を実施しています。

消費生活相談員向けには、一般消費者からの損害保険に関する相談等への対応マニュアル「そんぽ相談ガイド」を使用した勉強会を実施しています。本冊子には、損害保険全体の基本原則あるいは取扱いの背景等を理解していただくための解説や個別種目

(商品)ごとのQ&A、さらには保険法の条文や具体的な約款、関連事項の説明などの付随的情報を盛り込んでいます。

大学生向けには、連続講座(単位講座)や単発講座などの実学講座を実施しています。2020年度は12大学で連続講座を実施しています。

高校生向けには、「交通事故とその責任(損害賠償)」「自転車を取り巻くリスクとその責任」などをテーマとして、講師派遣を実施しています。



そんぽ相談ガイド

2019年度講師派遣実績	: 650回
〈主な内訳〉	
・一般消費者等向け	: 88回
・消費生活相談員向け	: 28回
・大学生向け	: 274回
・高校生向け	: 149回

2020年度連続講座実施校 : 12大学
北海道大学、東北大学、埼玉大学、一橋大学、日本大学、金沢大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学、香川大学、九州大学、琉球大学



各種教育副教材の提供

● 明るい未来へTRY!～リスクと備え～

高校生や大学生が「やってみよう!」と思っている事柄に潜むリスクと、そのリスクに備えるための損害保険について、教員自らが短時間で授業ができるよう、2020年3月に作成した教材です。「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」を実現できるように、生徒・学生同士でのグループワークや、損害保険に関するクイズに解答するための主体的な学習などを行うことを想定した内容となっています。生徒・学生が使用する「コア教材」、授業実践事例や授業を振り返る際のワークシートなどを盛り込んだ「教員用手引書」のほか、「コア教材」のパワーポイント版も提供しています。

● リスク教育副教材、防災教育副教材

中学生、高校生向けに、1時限(約50分)で、身のまわりのリスク、自然災害への備えとして有効な手段や損害保険の役割・機能について、教員自ら授業ができるように作成した教材です。「生徒用ワークシート」と教員向けの「手引き」のほか、パワーポイント版も提供しています。



明るい未来へTRY!～リスクと備え～



リスク教育副教材・防災教育副教材

2 地震保険広報活動

地震保険の理解促進および加入促進を図るため、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット等の広告、損保協会関係者によるテレビ番組出演等、マスメディアを通じた「地震保険広報活動」を1995年から実施しています。



地震保険広報ポスター

3 自賠責保険広報活動

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・ラジオ・インターネット等の広告、全国のガソリンスタンドにおけるポスター広告の掲出等ARを活用した施策、マスメディアを通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



自賠責保険広報ポスター

4 報道機関対応

損害保険業界に対する理解促進を図るため、報道機関を通じて、損害保険業界の事業活動や要望・提言等に関する情報を広く社会一般に発信しています。

▶ 記者会見

年5回、協会長定例記者会見を開催しています。



協会長定例記者会見

▶ 報道機関との懇談会

東京本部および各地域において報道機関との懇談会を開催しています。

▶ 情報提供

損害保険業界の事業活動、要望・提言等について、ニュースリリース等により情報提供を行っています。

5 対話・交流

そんぽ消費者安心懇話会 (消費者行政機関等との懇談会)

各地域の消費者行政機関等との懇話会を開催し、損害保険業界・各社の施策、取組みについての情報提供を行っているほか、損害保険業界に関する意見・要望等を頂戴し、業務改善に役立てています。

消費者団体との対話・交流

消費者のオピニオンリーダーが所属する各消費者団体等との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。

6 相談・苦情・紛争解決対応

▶ そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

お客さま対応窓口である「そんぽADRセンター」を全国10か所に設置して、損害保険に関する一般的な相談・苦情に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、お客さまと保険会社との間のトラブルに対し、中立・公正な立場から苦情解決手続および紛争解決手続を行っています（手続費用無料）。

相談対応

お客さまから損害保険に関する相談・問合せがあったときは、その内容に応じ、説明や助言を行います。

また、そんぽADRセンターの所在地以外の地域では、そんぽADRセンターの相談員による出張相談を実施（予約制・無料）しています。*

※詳しくはP.99に記載の最寄りのそんぽADRセンターまでお問い合わせください。

苦情対応

お客さまから保険会社に対する苦情の申出があったときは、その内容に応じ、必要な助言を行います。

苦情解決手続

苦情対応に加え、お客さまの要望に基づき、保険会社に対して苦情の内容を通知し、迅速な対応を求め苦情解決手続を行います。

お客さまからの苦情の早期解決のための取組み

- ・お客さまへ適時適切なアドバイスを行っています。
- ・専用のデータベースを活用し、保険会社に対応を求めた苦情事案の進捗状況を適切に把握・管理しています。
- ・苦情の申出から一定期間を経過しても解決しない事案であって、紛争解決手続の利用対象となる場合には、お客さまに紛争解決手続の利用をご案内しています。

紛争解決手続

お客さまから紛争の申立てを受けたときは、紛争解決手続を実施する専門の委員（手続実施委員）を選任し、中立・公正な立場からトラブルの解決支援（和解案の提示等）を行っています。*

また、紛争解決手続は、適切な手続を確保するため非公開としています。

※和解成立の見込みがない場合等には和解案が提示されずに手続終了となることがあります。

さらに、手続実施委員は、事案の性質等を踏まえ相当であると認めるときは、保険会社に受諾義務が課される特別調停案を作成し、理由を付して提示することができます。

（注1）保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争事案のほか、自動車事故等による法律上の損害賠償（対人・対物）に関する被害者と加害者側保険会社間の紛争事案も対象としています。

（注2）保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争事案について、手続実施委員による意見聴取が実施される場合に、テレビ会議システムを利用して、お客さまの最寄りのそんぽADRセンターで意見聴取を実施できる環境を用意しています（上記、被害者からの申立てを除きます）。

ADRとは

裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）の略称で、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、一般的に、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な互譲による解決が可能な手段です。

指定紛争解決機関とは

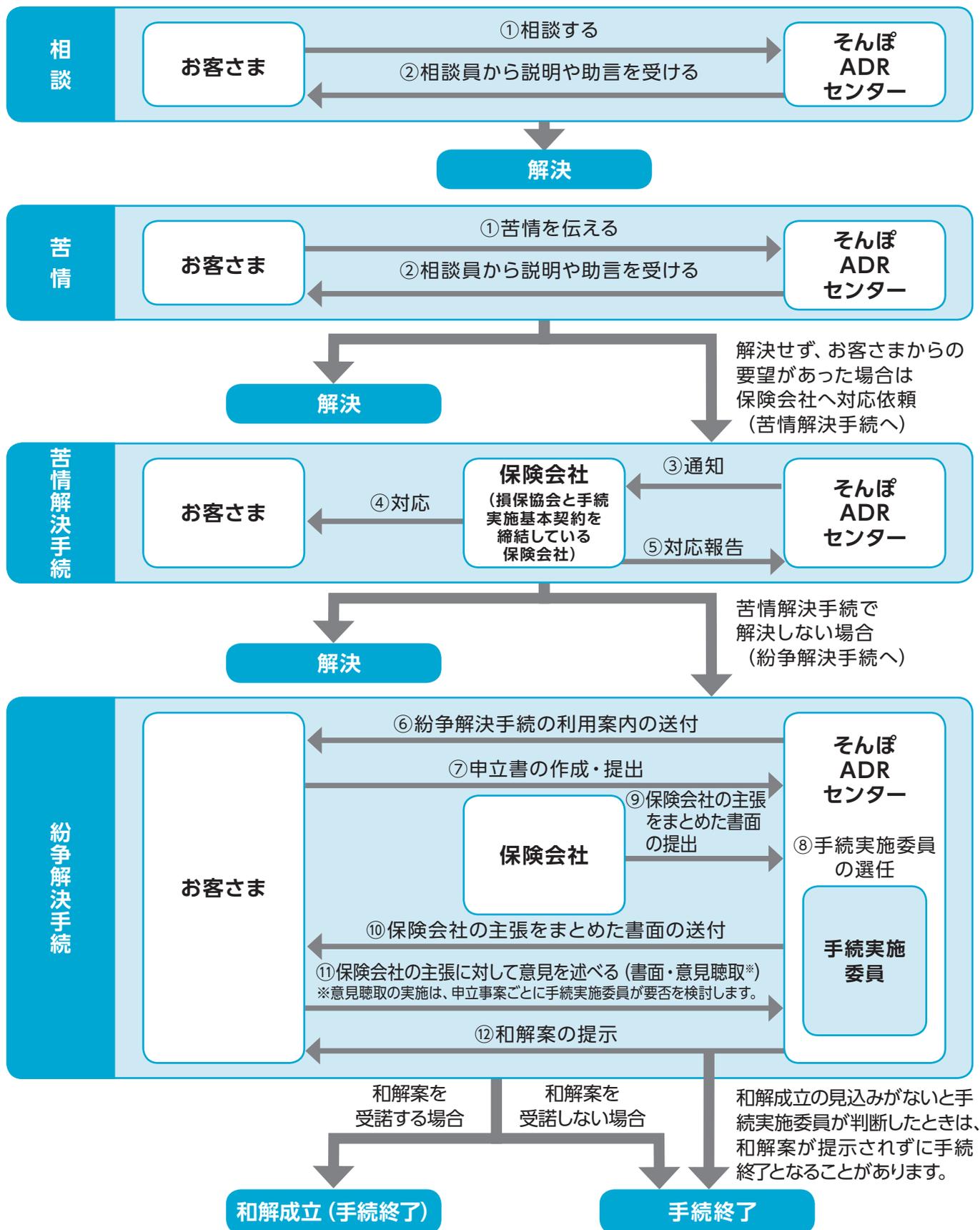
2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

金融機関は、自らが属する業態の指定紛争解決機関との間で、①苦情および紛争解決手続の応諾義務、②事情説明・資料提出義務、③提示された特別調停案の受諾義務、などの内容を含む契約（手続実施基本契約）を締結します。これにより、指定紛争解決機関が実施する苦情解決手続や紛争解決手続の実効性が確保されています。

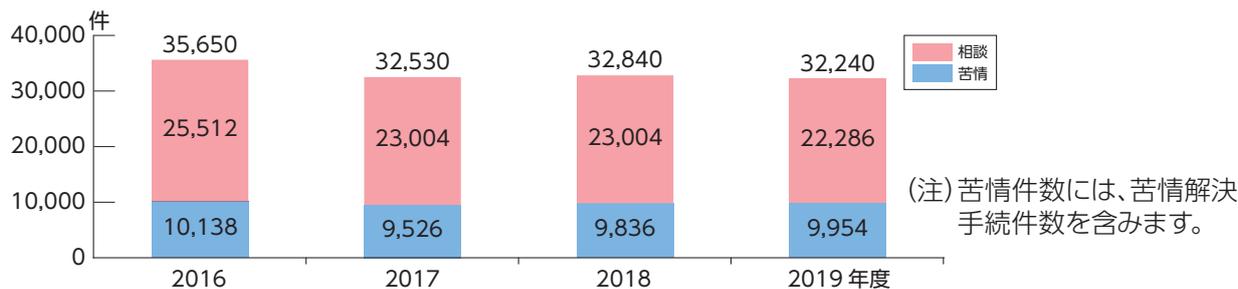
なお、指定紛争解決機関による紛争解決手続には、一定の条件で時効の中断および裁判所が訴訟手続を中止することができるという法的効果が設けられています。

6 相談・苦情・紛争解決対応

相談・苦情対応、苦情解決手続・紛争解決手続の流れ

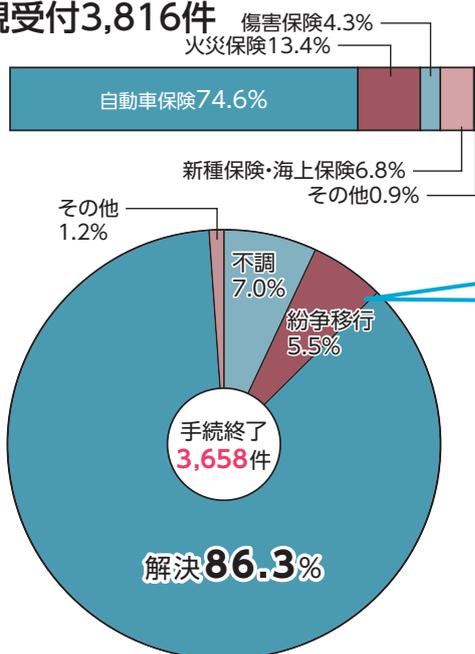


損保協会における相談・苦情受付総件数の推移



苦情解決手続 (2019年度)

新規受付3,816件



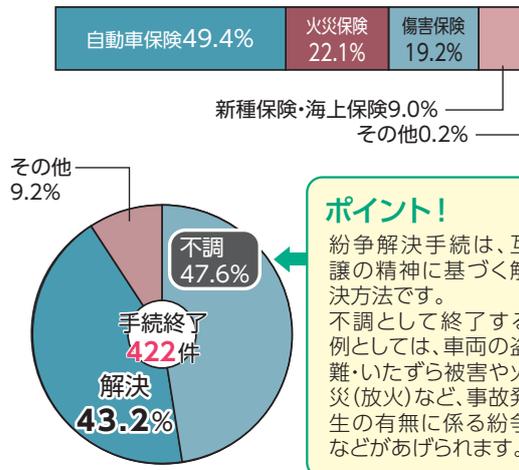
手続終了までの期間 (分類別割合)



紛争解決手続 (2019年度)

新規受付411件

(注) 苦情解決手続を経していない申立ても含まれます。



手続終了までの期間 (分類別割合)



※割合については、小数第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

苦情・紛争対応機能の一層の充実策

お客様の満足度向上のための取組み

- ・相談員の応対力向上のための研修を継続して行っています。
- ・紛争解決手続については、全終了事案の利用者を対象にアンケートを実施し、利便性向上を図っています。

周知活動、各種関係機関との連携等

- ・パンフレットやポスター等を作成するなどして、そんぽADRセンターの周知に努めています。
- ・消費者行政機関や他の相談機関との連携を通じて、そんぽADRセンターの利用促進を図っています。



苦情・紛争受付事案の分析・活用

苦情情報のフィードバック

保険会社ごとに傾向分析を行うなどして、業務改善に役立つ情報として各社にフィードバックしています。

「そんぽADRセンター統計号」の発行

そんぽADRセンターにおける相談・苦情の受付状況や苦情・紛争解決手続の実施状況等を四半期単位で取りまとめ、「そんぽADRセンター統計号」としてホームページで公表するとともに、保険会社に提供しています。

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

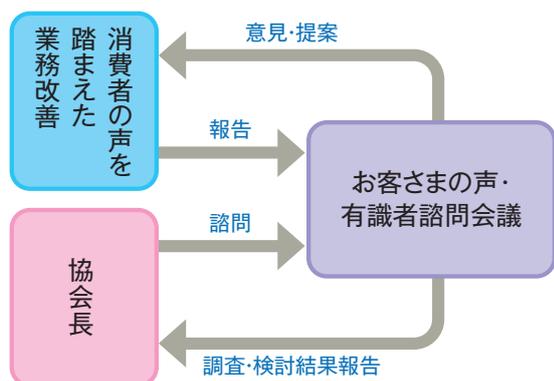
資料・データ

7 消費者の声の活用

▶「お客さまの声・有識者諮問会議」

損保協会では、消費者の皆さまの声を真摯にお聴きし、業界全体の業務運営に反映させるための仕組みとして、2006年9月に「消費者の声」諮問会議を設置し、さまざまなルートから寄せられる消費者の声を踏まえて、業界として取り組むべき具体的な課題等について論議してきました。

本諮問会議を、2012年7月に「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組し、従来の取組みに加え、協会長の諮問に応じて、損害保険制度の改善に関する事項や損害保険の健全な発展のために必要な事項を調査・検討しています。



お客さまの声・有識者諮問会議メンバー

<2020年6月1日現在>

- 古笛 恵子 : 弁護士
- 洲崎 博史 : 京都大学大学院法学研究科長
京都大学法学部長
- 高橋 潤 : 一般社団法人 共同通信社
千葉支局長
- 丹野 美絵子 : 元独立行政法人 国民生活センター理事
- 宮本 和夫 : 元警察大学校長
- 八代 尚宏 : 昭和女子大学 グローバルビジネス学部
ビジネスデザイン学科 学部長・特命
教授

*敬称略、五十音順



お客さまの声・有識者諮問会議

8 コンプライアンス・プログラム

活動のチェック

コンプライアンス委員会を設置し、損保協会の委員会活動、その他事業者団体としての活動を適正性の観点からチェックしています。必要に応じて、公正取引委員会、弁護士等外部専門家の意見を聴取し、コンプライアンスの徹底を図っています。

主な内容

- ・委員会下部組織（部会等）設置への同意
- ・委員会議事運営チェック体制の整備
- ・各委員会、事務局からの法務相談への対応 等

コンプライアンス・セミナー

会員会社向けに、時宜に応じたテーマで、学識者、消費者代表、行政担当官等によるセミナーを開催しています。

過去の主なセミナーテーマ

- ・金融監督行政から見た損害保険業界の課題
- ・近時の立法動向を踏まえた保険会社のコンプライアンス
- ・損害保険会社に求められるコンプライアンス
—新しい募集ルールを中心に—
- ・保険会社における反社会的勢力への対応 等



コンプライアンス・セミナー

好取組み事例の意見交換

業界全体のコンプライアンスの推進を目的として、会員会社における好取組み事例の意見交換を実施しています。

過去の主な意見交換テーマ

- ・コンプライアンス・セミナーを受けての各社の課題認識
- ・個人情報漏えい対策
- ・サイバー攻撃対策
- ・代理店・社員のコンプライアンス教育・研修
- ・反社会的勢力との取引遮断に向けた取組み 等

その他

コンプライアンスに関する各種ガイドラインの作成・見直し、コンプライアンスに関する各種情報や法令改正に関する情報の提供などの活動を通じ、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

9 ガイドライン等

会員各社の業務品質の向上に資するため各種ガイドラインを策定しています。会員各社では、これらのガイドラインに基づき、お客さまにとってわかりやすい保険商品の実現を目指しており、また、適切な募集態勢、保険金支払態勢を構築するなど、業務品質の向上を図っています。

これまでに策定したガイドラインは次のとおりです。

保険契約募集や保険金支払に関するもの

第三分野商品（疾病または介護を支払事由とする商品）に関するガイドライン

適正な保険募集および保険金支払確保の観点から、第三分野商品固有の留意すべき事項等をまとめています。

高齢者に対する保険募集のガイドライン

高齢者に対する保険募集のきめ細やかな対応を推進する観点で、お客さまの理解力・判断力や、商品特性に応じた対応など、保険会社が取組みを検討するうえでの考え方をまとめています。

補償重複の対応に関するガイドライン

お客さまのニーズに基づかない補償重複（複数の保険契約による補償の一部または全部の重複）の発生防止や解消を図るための態勢整備について、基本的な考え方や標準的対応をまとめています。

損害保険の保険金支払に関するガイドライン

適時・適切な保険金支払を行う観点から、会員各社における保険金支払態勢および保険金のお支払いにあたっての留意事項等をまとめています。

診断書様式作成にあたってのガイドライン

会員各社が診断書様式の作成を行うにあたっての基本的な考え方、標準的な診断書様式に採用する項目および留意点をまとめています。

傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン

実効性のあるモラルリスク（保険金の不正取得の危険）防止を図ることを目的として、傷害保険等における契約締結時および保険事故発生時の留意事項をまとめています。

会員各社の取組みの例

●事故受付時の案内

事故受付時にお支払いする可能性がある保険金を書面等によりお客さまにご案内しています。この書面等をご活用いただくことにより、お客さまご自身が受け取る可能性のある保険金をご確認いただくことが可能となっています。

●第三者によるチェック体制の整備 (支払審査会の設置等)

医師、弁護士、消費者代表の社外有識者を委員とした審査会を設置し、保険金のお支払いに関して医学的・法的判断を要する事案を中心に、定期的にチェックしています。

募集文書等に関するもの

契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関するガイドライン

保険商品の販売・勧誘時に特に説明すべき重要事項である「契約概要」および「注意喚起情報」に関し、特にわかりやすさ向上の観点から、記載すべき項目と留意点をまとめたうえで、標準例を作成しています。

募集文書等の表示に係るガイドライン

お客さまに保険商品を正しくご理解いただけるよう、募集ツールや広告を作成する際の基本的な考え方や留意事項をまとめています。

保険約款や保険用語に関するもの

保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン

会員各社がわかりやすい保険約款を作成するための指針として、難解な文章等を是正する方策や、表記等の不統一を排除するうえで望ましい事項等をまとめています。

保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン

お客さまが保険約款および募集文書等の内容を正確に理解できるようにすることを目的として、保険約款および募集文書等に使用する用語を「原則として使用を控える用語」、「使用にあたって何らかの説明が必要な用語」等に分類してまとめています。

会員各社の取組みの例

●わかりやすい重要事項説明書の作成

重要な事項をお客さまに説明する際に使用する「重要事項説明書」について、表や箇条書きの活用、平易な表現の使用、文字数の一定の制限等を行い、わかりやすさの向上と簡素化に取り組んでいます。

●保険証券、パンフレット、チラシ等の工夫

お客さまにご覧いただく保険証券、パンフレット、チラシ等についても、文字や冊子を大きくする、イラストや図を挿入する、配置・配色等を改善する等の工夫を行っています。また、お客さまに不利な情報や誤解しやすい情報を正確に伝えるためのツール等を作成しています。

会員各社の取組みの例

●商品数の削減、各種特約の整理・統合（商品のシンプル化）等

お客さまのニーズを分析し、商品数の削減や各種特約の整理・統合（商品のシンプル化）等を進めています。また、専門用語について解説を加えるなど、わかりやすさに配慮した取組みを行っています。

10 情報交換制度

損害保険会社（外国損害保険会社および損害保険契約者保護機構を含む）および共済事業を営む協同組合・連合会では、損害保険（共済）に係る契約内容、事故状況、保険金（給付金）の請求内容等に関する個人情報について、共同利用する制度を実施しています。

自動車保険契約・事故確認制度

・1～5等級・割増料率適用対象契約情報交換制度

契約者から、前年度に契約のない新たな自動車保険契約を締結したいとの申出があった場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約の有無等について損害保険会社等の間で確認する制度です。

・無事故・事故確認制度

自動車保険を契約する損害保険会社等を変更した場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約における保険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認する制度です。

・任意・自賠一括仮払決済システム

任意自動車保険の損害保険会社等が、他の損害保険会社等に契約されている自賠責保険を含め、一括して保険金を支払う場合、当該損害保険会社等の間で確認し、立替払いした自賠責保険金の決済を行うための制度です。

・自動車事故情報交換システム

自動車保険の車両事故または対物事故において、適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム ※1

自動車保険や傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について、損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・中断特則に関する保険契約確認制度

契約車の廃車、譲渡、リース業者への返還もしくは車検切れまたは契約者の海外渡航等に伴い、自動車保険の契約を一時的に中断した場合、中断後の新たな契約に、中断前の契約の等級を適用する際に、中断前の契約内容を確認するための制度です。

・複数所有新規に関する保険契約確認制度

新たに加入する2台目以降の車の自動車保険契約に対し、所定の割引を適用するために、1台目の車の契約の有無・等級等について、1台目の車の契約の損害保険会社等に確認する制度です。

・重複契約に関する保険契約確認制度

1台の車に対し、複数の損害保険会社等と契約してい

ないかどうかについて確認し、適正な保険契約を締結してもらうための制度です。

・既存障害照会制度

自賠責保険・自動車保険の保険金の支払いにあたり、適正な損害認定を行い、法令に基づき適切な損害額を算出するため、被害者の方の過去の後遺障害の程度を損害保険会社等の間で確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する情報交換制度 ※2

保険金等の請求歴ならびに請求・支払いに係る不正請求および不正の疑いのある事案について、損害保険会社等の間で情報交換を実施することにより、公平・公正な損害額算定および適正な保険金等の支払いを行うことを目的とする制度です。

・保険金不正請求通報制度 ※3

保険金不正請求行為の事実またはそのおそれが認められる事実の内容について通報された情報を損害保険会社等の間で共有する制度です。

・保険金請求歴情報交換制度 ※4

自動車保険、自賠責保険、傷害保険の人に係る保険等および携行品に係る保険等における不正請求を排除し、公平・公正な損害額算定および適正な保険金支払いを実現するため、保険事故の被害者（受傷者）に関する過去の保険金請求の有無等の情報を損害保険会社等の間で確認・共有する制度です。

火災保険、傷害保険等契約・事故確認制度

・傷害保険契約等の契約内容登録制度

保険犯罪の発生を未然に防止するため、死亡・後遺障害保険金、入院・通院保険金等を支払う保険契約（傷害保険契約等）の内容を損保協会に登録し、損害保険会社が重複保険契約の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム

※1と同様

・火災・新種保険における重複契約・事故歴照会制度

火災保険、賠償責任保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、損害保険会社等が受け付けた事故について、損害保険会社等の間で重複契約・事故受付の有無を確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する情報交換制度

※2と同様

・保険金不正請求通報制度

※3と同様

・保険金請求歴情報交換制度

※4と同様

11 要望・提言

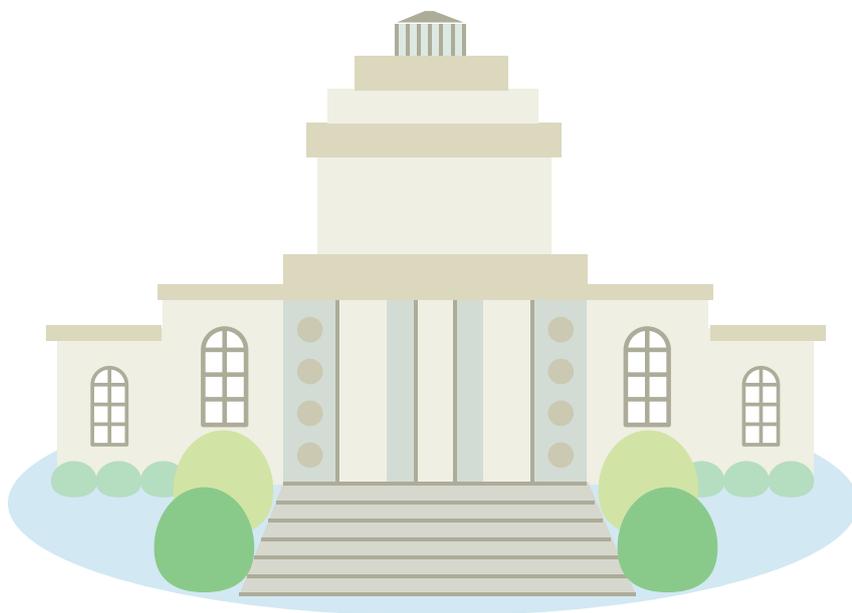
▶ 法制・行政課題対応

損害保険業に関する法律の制定および改正に係る各種対応を行っています。具体的には、法律の制定および改正の検討過程において、損害保険業の健全な発展の実現の観点から、金融審議会等における意見表明、要望・提言活動、パブリックコメントへの意見提出等を行っているほか、説明会・講演会等を行っています。

例えば、保険法制定時の検討では、法制審議会保険法部会において保険契約に係る基本ルールのより良い発展の観点から数次にわたる意見表明を行ったほか、迅速かつ円滑な移行を実現すべく、説明会の開催や実務対応の留意点の取りまとめ等を行いました。

近年の主な法制課題

- 保険業法等の各種法令改正関連事項
- 金融審議会関連事項
 - ・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部改正の成立に伴う検討
- 法制審議会関連事項
- 個人情報保護法関連事項
 - ・3年ごと見直しについての検討
- 消費者関連法制関連事項
 - ・消費者契約法の見直しについての検討（約款規制、契約締結過程の情報提供義務等）
 - ・公益通報者保護法の見直しについての検討（守秘義務の範囲や体制整備義務の具体的な在り方等）
 - ・消費者のデジタル化への対応に関する検討



はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

11 要望・提言

▶ 規制改革要望

損保協会では、国民の生活の安定や向上、さらには質の高いサービスの提供の妨げとなっている規制や意義の薄れた規制の改革を推進することにより、自由で効率的な経済活動が可能となるよう、規制改革要望を取りまとめ、2019年10月に政府（内閣府）に提出しました。具体的な規制改革要望の内容は、損保協会ホームページに掲載しています。

なお、これまでの規制改革要望の取組みを通じて、損保協会から要望していた事項について、過去5年間で次の関係法令等の改正が行われています。

- **保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和**
(平成27(2015)年5月保険業法施行規則改正)
- **確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認**
(平成28(2016)年4月中小企業退職金共済法改正)
- **確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)**
(平成28(2016)年5月確定拠出年金法改正)
- **確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和**
(平成28(2016)年5月確定拠出年金法改正)
- **確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げ、企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和、企業型DCにおけるマッチング拠出とiDeCo加入の選択**
(令和2(2020)年5月確定拠出年金法改正)

▶ パブリックコメントを通じた要望活動

パブリックコメントを通じて各省庁の施策ならびに法令の制定および改正等に係る意見・要望を提出することにより、損害保険業の健全な発展、より良い法規制の実現に取り組んでいます。

具体的には、保険業法改正等に係る金融庁への意見・要望の提出、民法改正に係る法務省への意見・要望の提出、消費者行政に係る消費者庁への意見・要望の提出のほか、内閣府・国土交通省・厚生労働省・文部科学省・農林水産省・個人情報保護委員会・公正取引委員会等にも意見・要望の提出を行っています。また、海外保険監督当局や国際会計基準審議会(IASB)が実施する国際的なパブリックコメントへの対応に加え、保険監督者国際機構(IAIS)等の国際機関による意見照会への対応を通じて、意見表明を行っています。

参照 P.36

税制改正要望

損害保険業界は、自然災害をはじめとした社会を取り巻く様々なリスクに対して、迅速かつ確実に保険金をお支払いするという社会的使命を負っています。

損害協会では、損害保険の一層の普及および損害保険業の健全な発展を通じて、安心かつ豊かでゆとりのある社会を実現するため、毎年、税制改正の要望活動を行っています。

令和3年度税制改正要望では、次の項目を要望しています。

令和3年度(2021年度) 税制改正要望項目

1.火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること(本則積立率となる残高率も同様に引上げ)

2.国際課税ルールの改定における対応

国際課税ルールの改定においては、損害保険ビジネスの実態を踏まえた手当てを行うこと

3.損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題(「税の累積」「税の中立性の阻害」)を解消する抜本的な対策を検討すること

4.破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る 不動産取得税の非課税措置の恒久化

破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること

5.確定拠出年金に係る税制上の措置

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること

6.地震保険料控除制度の充実

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること

7.完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

8.受取配当等の二重課税の排除

受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと

9.損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

12 国際関係業務

保険事業のグローバル化や損害保険各社の海外事業展開が進む中、各種の要望・提言活動により国際的な規制の調和や通商障壁の解消、開放的で競争的な保険市場の促進等に努めています。また、海外の保険協会等との交流、保険技術協力、情報発信等を通して、要望・提言活動の実現性を高めるとともに、アジアを中心とした海外損害保険市場の健全な発展にも寄与しています。

▶ 要望・提言

保険監督者国際機構 (IAIS) や経済協力開発機構 (OECD) 等の各種会合への出席や意見照会への対応を通じ、日本の損害保険業界の要望・意見を表明するとともに、国際的なパブリックコメントにも積極的に対応しています。また、世界貿易機関 (WTO) のサービス貿易自由化交渉や日米等の二国間・地域レベルでの通商課題等に関し、日本の損害保険業界の要望実現に向けて、海外の保険協会等とも緊密な連携を図り、積極的な働きかけを行っています。

▶ 国際会議

東アジア保険会議 (EAIC)

東アジア保険会議 (EAIC) は、1962年に東京で発足したアジア最大の生損保合同の国際保険会議で、アジア保険市場における「国際協力の促進と発展」を図ることを目的としています。会議の参加者数は毎回1,000人を超え、取り上げられるテーマも、東アジア固有のものだけでなく、グローバルな観点のものが増えていきます。損保協会では、同会議のプログラム策定からスピーカー派遣に至るまで、積極的に参画しています。



EAICマニラ大会 (2018年5月)

国際海上保険連合 (IUMI)

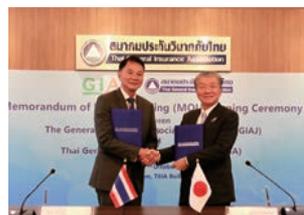
1874年にドイツのベルリンで発足した最も長い歴史を有する海上保険の国際会議です。毎年9月に各国の海上保険の専門家が参加する総会を開催し、現代的な課題を議論しており、損保協会からも代表を派遣しています。

なお、2017年度の総会は、9月17日から東京で開催されました。

▶ 海外保険協会等との交流

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問のほか、保険市場の現状・課題や国際保険監督基準策定、サービス貿易自由化等の課題について意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努めています。2012年には国際保険協会連盟 (GFIA) が設立され、当協会もGFIAの活動を通じて情報交換、共同意見発信、保険協会間の交流を行っています。また、これまでに以下の15の保険協会等と協力覚書を締結し、人的交流や意見・情報交換を通じて相互の損害保険市場の発展に貢献することとしています。

- (1) フランス保険協会 (1997年10月)
- (2) 英国保険協会 (2001年4月)
- (3) ドイツ保険協会 (2001年5月)
- (4) 中国保険行業協会 (2003年5月)
- (5) 米国保険協会 (2003年6月)
- (6) 韓国損保協会 (2003年11月)
- (7) インド損保協会 (2007年3月)
- (8) ベトナム保険協会 (2009年9月)
- (9) インドネシア損保協会 (2010年1月)
- (10) モンゴル保険協会 (2010年12月)
- (11) マレーシア損保協会 (2011年1月)
- (12) ミャンマー保険協会 (2018年1月)
- (13) フィリピン損保協会 (2018年6月)
- (14) ASEAN保険会議 (2018年11月)
- (15) タイ損保協会 (2019年10月)



タイ損保協会と協力覚書を締結

▶ 保険技術協力

東アジア諸地域に対する保険技術協力・交流プログラムとして、1972年から毎年、日本国際保険学校 (ISJ) を開講しています。ISJには、各地域の損害保険会社、保険監督官庁等の職員を日本に招いて講義やワークショップを行う一般コース・上級コースと、日本から講師を派遣して各地域のニーズに応じたテーマで講義を行う海外セミナーがあります。このほか、損保協会では、OECDのイベントへの講師派遣やグローバル金融連携センター (GLOPAC) 研究員の受入れを含む金融庁のキャパシティ・ビルディング (能力開発) への協力、募集人試験・教育制度整備支援等を通じ、アジアを中心とした各損害保険市場への保険技術協力を推進しています。

<参考>

- ・一般コースおよび上級コースの卒業生: 2,157名 (累計)
- ・海外セミナーの参加者: 5,499名 (累計)

(注) 2020年6月現在



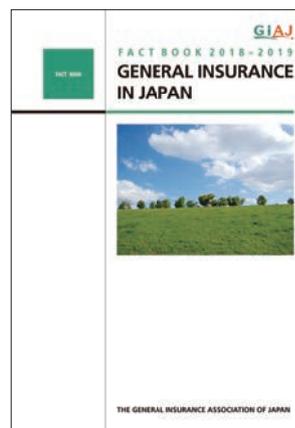
ISJ海外セミナー (2019年9月、バンコク)



ISJ一般コース (2019年10月~11月)

▶ 情報発信

英文ファクトブックや英文ホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/en/>) による情報発信に加え、海外メディアへの寄稿や各種情報提供、海外来訪者・照会への対応等により、日本の損害保険市場の正しい理解の促進と海外の市場の健全な発展への貢献に努めています。



英文ファクトブック2018-2019

● 国際保険協会連盟 (Global Federation of Insurance Associations:GFIA)

国際保険協会連盟 (GFIA) は、意見発出・情報交換活動の強化および国際的な監督規制の議論における業界のプレゼンスの向上を目的として、各国の保険協会の集まりである国際保険協会ネットワーク (INIA) を改組して2012年10月に発足した、法人格を有する機関です。

2020年6月現在、損保協会を含む計41の保険協会が加盟し、対外的意見表明を積極的に行っています。

<https://www.gfiainsurance.org/>

13 自賠責保険運用益拠出事業

損害保険各社の自賠責保険事業から生じた運用益を自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援等に活用しています。損保協会では、損害保険各社の運用益を取りまとめ、1971年から交通事故被害者への支援事業を行っています。

自賠責保険の運用益を活用した事業

自動車損害賠償保障法では、保険料の収入から保険金のお支払いまでの間の滞留資金から生じた収益（運用益）については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、その全額を準備金として積み立てることが義務付けられています。この運用益を将来の自賠責保険の収支改善にあてるほか、自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援、救急医療体制の整備等に活用することとしています。

自動車事故防止対策

- ・自転車シミュレータの寄贈
- ・飲酒運転防止のための啓発事業支援
- ・地域密着型交通安全教育の方策開発と普及活動支援
- ・スマートフォンを利用した個人交通事故リスク算出と行動改善に関する研究支援



自転車シミュレータ

自動車事故被害者支援

- ・交通事故無料法律相談の事業支援
- ・交通遺児育成基金の援助事業の補助
- ・リハビリテーション講習会開催費の補助
- ・交通事故被害者への情報提供・研修会開催費用の補助
- ・交通事故等の遺族による被害者等の生きた証を伝承する活動が心のケアに寄与する影響に関する調査支援



リハビリテーション講習会

救急医療体制の整備

- ・高規格救急自動車等の寄贈（累計1,670台）
- ・救急医療機器の購入費補助
- ・ドクターヘリ体制整備補助
- ・救急外傷看護の研修会開催費用の補助



高規格
救急自動車



ドクターヘリ
講習会



救急外傷看護の
研修会

14 不正請求対策

損保協会では、2013年1月に「保険金不正請求対策室」を設置し、保険金不正請求対策活動に取り組んでいます。

保険金不正請求ホットライン

保険金不正請求にかかる情報を受け付ける通報窓口（保険金不正請求ホットライン）を設置し、通報された情報は損害保険会社と共有することにより、不正請求対策に役立てています。

保険金不正請求ホットライン



- ①インターネット受付
<https://www.fuseiseikyu-hl.jp/form/>
 受付：24時間、365日
 情報登録フォームに情報を入力し送信してください。
- ②電話受付
 専用フリーダイヤル：0120-271-824
 （不正は通報）
 受付：月～金（祝日・当協会の休業日を除く）

警察庁および地域の警察との連携

地域の警察と損害保険各社で構成する「損害保険防犯対策協議会」を全国に設置し、損害保険を悪用した犯罪の排除に必要な情報交換、警察への捜査協力等を行っています。

また、警察からの捜査照会等にスムーズに対応するため、定期的に連絡会を開催し、保険犯罪防止に関する意見交換を行っています。



警察庁の後援を得て作成したポスター

保険金不正請求防止事案担当者表彰制度

2014年3月から、警察と連携を図り保険金不正請求防止に貢献した損害保険会社の担当者を、業界として表彰しています。

保険犯罪防止セミナーの開催

弁護士や調査会社等を講師に招き、不正請求の排除を目的としたセミナーを開催しています。



不正請求ホットラインの広報チラシ

はじめに、損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故、災害および犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する試験・認定・研修等

資料・データ

15 交通安全対策

交通事故の削減に向けた啓発活動

損保協会は、交通事故の削減により、被害者とともに加害者も減少する社会の形成に向けて様々な事故防止の取組みを推進しています。

全国交通事故多発交差点マップの公開

交差点は、人や車が多く行き交うため、交通事故が起きやすい場所です。交差点での事故削減を目的として、危険な交差点の特徴や事故の原因・予防策等を知ってもらうために、全国地方新聞社連合会および都道府県警察の協力のもと、損保協会ホームページに「全国交通事故多発交差点マップ」を公開し、毎年秋に更新しています。

同コンテンツには年間66万PVを超えるアクセスがあり、一般消費者のほか、行政や企業関係者の方々にも広くご利用いただいています。



全国交通事故多発交差点マップ



自転車事故の防止活動

自転車事故の実態や安全な乗り方と事故への備えをまとめた「知っていますか？自転車の事故」と、事故にあわないための乗り方を学ぶ「小学生のための自転車安全教室」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。また、「小学生のための自転車安全教室」をどの学年でも交通安全教育用副教材として活用いただけるように、「教師用学習指導案」を作成しています。

なお、公益財団法人消費者教育支援センター*が実施している「消費者教育教材資料表彰」において「知っていますか？自転車の事故」は、2015年5月に最優秀賞を、また「小学生のための自転車安全教室」は2016年5月に優秀賞をそれぞれ受賞するなど、多

方面から評価を得ています。

※教育に関する調査研究および各種事業を実施することにより、消費者教育の総合的かつ効果的な推進を支援することを目的として、1990年に文部省と経済企画庁（いずれも当時）が連携して設立した公益財団法人。



知っていますか？
自転車の事故

小学生のための
自転車安全教室

教師用
学習指導案

高齢者の交通事故防止活動

交通事故件数全体に占める高齢ドライバーや高齢歩行者が当事者となる交通事故の割合が増加しています。このため、反射材や啓発チラシを活用して、高齢者への安全運転、歩行中の事故防止の呼びかけを行っています。また、映像コンテンツとして、動画「みんなで実践！交通事故防止！」を損保協会ホームページで公開しています。このほか、株式会社ポケモンと連携した交通安全ツールの作成・配付等も実施しています。



高齢者向け交通事故防止啓発チラシ

©2020 Pokémon. ©1995-2020 Nintendo/Creatures Inc./GAME FREAK inc.)



高齢者の交通事故防止
映像コンテンツ



反射材による
交通事故防止取組み

後部座席シートベルト着用推進チラシの作成

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページに公開しています。

本チラシは、2008年6月の義務化後も後部座席でのシートベルト着用率が一般道路で30%台にとどまっており、前席の着用率と比べても大幅に低い状況となっていることを踏まえ、「全ての座席でのシートベルト着用」を啓発するものです。



後部座席シートベルト着用推進チラシ

各種フェアへの協賛・協力

国や地方自治体等が交通安全の啓発を目的として主催する「交通安全キャンペーン」等のイベントに協賛・協力し、損保協会の交通安全の取組みを積極的に紹介しています。



飲酒運転防止の取組み

飲酒運転防止マニュアルの作成

企業の経営者、安全運転管理者等が飲酒運転防止の社員教育や研修を行う際の手引きとして、「飲酒運転防止マニュアル」を作成しています。飲酒運転事故件数や法規制の改正を反映して都度改訂し、累計で99.6万部（2020年3月末現在）発行しています。

[掲載内容例]

- ・飲酒運転事故の現状
- ・飲酒運転に対する法規制
- ・危険運転致死傷罪が適用された飲酒運転事故の例
- ・アルコールの与える影響
- ・新しい視点で予防対策を
- ・飲酒運転防止対策の事例
- ・飲酒（運転）問題に取り組む団体等
- ・飲酒運転事故に対する自動車保険の補償範囲等



飲酒運転防止マニュアル

飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会への参画

東京都の推進委員会に参画し、情報の提供を行っています。

16 防災・防犯対策

▶ 防災教育の推進

「ぼうさい探検隊」の実施

「ぼうさい探検隊」は、子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設・設備を発見して、マップにまとめる実践的安全教育プログラムです。マップ作成後は、発表を通してまちの安全・安心を振り返ります。子どもたちの防災意識が高まるだけでなく、コミュニティの強化にもつながります。

この「ぼうさい探検隊」は、内閣府のホームページ「災害被害を軽減する国民運動のページ」でも紹介されています。



- ① まちなかを探検**
防災、防犯や交通安全に関するさまざまな施設や設備をチェックします。



- ② マップを作成**
集めた情報や写真を使って、オリジナルのマップを作成します。



- ③ 探検の成果を発表**
グループごとに発表し合い、あらためて探検を振り返り、防災・防犯・交通安全への意識を高めていきます。

<第16回マップコンクールの開催>

ぼうさい探検隊で作成したマップを対象に、マップコンクールを開催しています。

第16回となる2019年度は、全国47都道府県の小学校や児童館・子ども会・消防少年団など594団体から16,492名の児童が参加し、2,541作品の応募がありました。また、タブレット端末を活用したマップ作成について試行実施しました。参加した73チームの指導者55名、児童448名にアンケートを実施したところ、「準備の軽減や時間短縮につながった」「アプリがわかりやすかった」との回答があり、本格実施に向けて十分な効果

を確認することができました。損保協会では、引き続き防災・減災に関する取組みを実施し、地域防災力の向上に努めていきます。



第16回小学生のぼうさい探検隊マップコンクール表彰式

<活動支援ツールの提供>

ぼうさい探検隊の活動支援ツールとして「実施マニュアル」や「事前学習の手引き」等を提供しています。また、第17回から、当協会が開発した「まち探検アプリ」を搭載したタブレット端末で作成したマップも受け付けています。



実施マニュアル



事前学習の手引き



タブレット端末

「ぼうさい探検隊」リーダー養成講座の開催

大学やNPO団体等と連携し、全国で「ぼうさい探検隊」リーダー養成講座を開催しています。

「ぼうさいダック」の普及

幼児向けに、安心・安全の「最初の一步」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。

毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業などで活用されています。



16 防災・防犯対策

「防災推進国民大会2019」に参画

2019年10月19日および20日に、名古屋市のささしまライブ24で開催された内閣府等主催の「防災推進国民大会2019」に参画しました。

損保協会主催のパネルディスカッションでは、南海トラフ地震への対策と備えをテーマに、コーディネーターに室崎益輝氏(兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科長・教授)、パネリストに廣井悠氏(東京大学大学院工学系研究科 准教授)、浦野愛氏(特定非営利活動法人レスキューストックヤード 常務理事)、田中宏和氏(三重県四日市市危機管理室 主幹)、高橋浩一(損保協会中部支部 損害サービス部会長)を迎え、災害に強いまちづくりや防災教育、地震保険の重要性などを伝えました。

さらには、お笑い芸人のテツandトモさんもディスカッションに参加するとともに、防災にちなんだ演芸を披露し、会場を盛り上げました。

また、同大会において、内閣府および南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が主催するハイレベルセッションに伊東祐次(損保協会 常務理事)がパネリストとして出演し、地震保険の概要や組織間の防災連携の今後のあり方について、説明を行いました。

最後に、同大会を締めくくろクロージングセッションにおいて、主催者の一人として、防災推進協議会運営委員会委員長の宇田川智弘(損保協会 理事・業務企画部長)が出演し、「防災推進国民大会2020」の開催地(広島市)を発表するとともに、広島市危機管理室長への引継ぎを行いました。



BS日テレで特別防災番組を制作・放送

BS日テレで、各方面の専門家などを迎え、防災特別番組「防災スペシャル 巨大地震があなたを襲う～命と暮らしをどう守る～」を放送しました(放送日:2019年12月26日、再放送日:2020年1月26日)。

番組内では、「南海トラフ地震の現象と被害」「巨大地震に対する自治体や住民の対策」「巨大地震に対する企業の取組み」「生活再建に必要なお金の備え」と題した4テーマについて、取材VTRや再現ドラマ等を通じ、地

震保険をはじめとした「備え」の大切さなど、いつ起こるか予測できない巨大地震から命と暮らしを守るために必要な情報を伝えました。

「そんぽ防災Web」の開設

2018年3月に、損害保険ならではの特長を活かした「防災に役立つ」情報を提供する、「そんぽ防災Web」を開設しました。2020年1月には災害発生時に役立つ制度・情報等のコンテンツを拡充し、全面リニューアルを実施しています。

本Webサイトでは、防災情報のまとめサイトとして、各種防災コンテンツを提供しています。特に、気象庁と連携した「過去の風水害の被害状況と支払保険金に関するデータベース」は、災害ごとの情報を、都道府県別・発生前年別・キーワード(「台風」「豪雨」等)などの条件で検索することが可能で、国内初の取組みとして注目されています。

▶ 防犯に係る啓発活動

「子どもを犯罪・事故から守る手引き」の作成

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもと一緒に対策を考えることで、防犯への意識を高めていくことを目的として、「子どもを犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。



子どもを犯罪・事故から守る手引き

17 自動車盗難防止対策

トリー ナン 10月7日(盗難防止の日)の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、各地で自動車盗難防止にかかる啓発活動を実施しています。

自動車ユーザーへの啓発活動

自動車盗難、車上ねらいから愛車を守るために、警察や防犯団体などと連携して、自動車ユーザーへの啓発活動を行っています。



自動車盗難防止ガイド2020
大阪府版



愛知県報奨金
自動車盗難ポスター

官民合同プロジェクトチームへの参画

官民合同プロジェクトチームに民間側の事務局として参画し、自動車盗難の防止に取り組んでいます。官民合同プロジェクトチームの主な取組みは次のとおりです。

<イモビライザー(盗難防止装置)の普及促進>

イモビライザーの装着可能車種が、37車種(2001年12月)から169車種(2018年12月)に拡大しました。

<カーナビ盗難対策>

車上ねらいの被害品でカーナビの割合が多いことから、ユーザーに盗難防止対策としてセキュリティコード機能(暗証番号)が搭載されたカーナビを推奨しています。

また、取り外しのできるタイプのカーナビは自宅に持ち帰ることを呼びかけています。

<盗難自動車の不正輸出防止対策>

輸出申告者に輸出抹消仮登録証明書の提出を求め、また税関ではコンテナ貨物に関しては大型X線検査装置によるチェックの実施等、盗難車の発見に努めています。



自動車盗難防止キャンペーンポスター

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム

4省庁、19民間団体で構成されるプロジェクトチームで、2001年9月に設置されました。損保協会は民間側事務局として本プロジェクトチームに参画しています。

はじめに、
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

18 環境問題対策

▶ 環境保全に関する行動計画

「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

行動計画の主な項目

1. 損害保険業を通じた取組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

▶ 環境問題に関する目標

経団連が産業界の自主的な取組みとして策定した「低炭素社会実行計画」および「循環型社会形成自主行動計画」の趣旨を踏まえ、損保協会および会員各社は、地球温暖化の大きな原因である「CO₂の排出削減」および循環型社会形成に向けた「廃棄物の削減」に関する目標を定め、取り組んでいます。

CO₂の排出削減に関する目標 (低炭素社会実行計画の取組み)

<数値目標>

1. 国内の企業活動における2020年の削減目標
 - ・2020年度の床面積あたりの電力使用量を、2009年度比で年平均1%削減する(2009年度比10.5%削減)。
2. 国内の企業活動における2030年の削減目標
 - ・2030年度の床面積あたりの電力使用量を、2009年度比で2020年度まで年平均1%、2021年度以降年平均0.5%削減する(2009年度比14.8%削減)。

<数値目標以外>

3. 主体間連携の強化
 - ・低炭素社会への取組みを後押しするような商品やサービスを積極的に開発して提供する。
 - ・約款や証券のWeb化、募集時のタブレット端末等使用を積極的に推進する。 等
4. 国際貢献の推進
 - ・進出している海外の国や地域において、保険商品や金融サービスを通じた地球環境の保全に役立つ取組み等を推進する。
5. 革新的技術の開発
 - ・保険商品や金融サービスを軸にした研究開発を行い、気候変動リスクに対応した商品やサービス等を社会に広く提供する。

廃棄物の削減に関する目標(循環型社会形成自主行動計画の取組み)

<各保険会社の取組み>

1. 社内の廃棄物処理体制を確立し、事業所から排出される事業系一般廃棄物の最終処分量の削減を推進させるとともに、収集業者等との連携によって、分別回収を徹底し、リサイクル率の向上に努める。
2. 事務用品や什器備品の購入に際しては、環境配慮製品の利用率の向上に努める。
3. OA用紙の使用に際しては、両面コピーや2in1コピー、タブレット端末等使用の積極的な活用によって、それぞれが定める削減率等の目標に向けて使用量を抑制する。
4. マイバッグおよびマイボトル持参を推進する。
5. 社員食堂等でのプラスチック製カップ・ストローの廃止、もしくは紙製への切り替えを行う。

<自動車保険を通じた社会への働きかけ>
自動車リサイクル部品の活用を推進する。

▶ エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発活動を2004年度から行っています。

エコドライブ普及連絡会（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）が定めた「エコドライブ10のすすめ」のうち、交通安全に関係の深い3項目を、特に「エコ安全ドライブ3か条」として、二酸化炭素の削減による環境保全と交通事故の少ない社会を実現するために、損害保険業界全体で推進しています。

具体的な取組みとしては、当該3か条を紹介した動画(DVD)とチラシを作成し、環境関連団体や企業への提供、イベントでの活用、損害協会ホームページでの掲載等を行っています。



「エコ安全ドライブ」チラシ



「エコ安全ドライブ」動画

● エコ安全ドライブ3か条

3つのポイントを実践することで環境保全と交通安全の両方に効果をもたらします。

1. ふんわりアクセル『eスタート』
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう

▶ 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用を推進しています。

具体的には、自動車関連団体と共同でリサイクル部品活用推進キャンペーンを実施し、チラシ・ポスターを作成のうえ、全国で啓発を行っています。



2019年度リサイクル部品活用推進チラシ

▶ 損害協会の取組み

損害協会は、「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」に基づき、環境取組みの仕組みを構築し、「環境方針」を定めて地球環境の保全に取り組んでいます。具体的には、両面コピーの促進や不在時の事務室消灯、冷暖房の効率的利用（夏28℃、冬20℃）、事務用品の購入では、環境配慮製品の利用等を行っています。

19 地域特性に応じた各支部の取組み

損保協会支部では、各地域の関係機関と連携し、前述の事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する取組みや地域の特性に応じた取組み等を行っています。

北海道支部

北海道特有の交通事故・住宅に関連した事故等の防止啓発活動等を行っています。

●自動車のスリップ事故防止

- ・外国人観光客が増加していることから、北海道内のレンタカー会社や「北海道さっぽろ観光案内所」に外国人向け事故防止チラシ(英語版、中国語版および韓国語版)を配備した。
- ・北海道内の「スリップ事故多発マップ」を損保協会ホームページに公開し、注意喚起を行った。



●高齢者の交通事故防止

- ・交通事故死者数における高齢者の割合が高いことから、高齢者約200名が参加する「チャレンジ・ザ・交通安全」での夜光反射材の配布など、北海道警察や北海道交通安全協会などの関係機関・団体と連携した啓発活動を行った。
- ・北海道内の「高齢者事故多発マップ」を損保協会ホームページに新たに公開し、注意喚起を行った。

●水道凍結事故およびスノーダクト凍結事故防止

- ・札幌市水道局および気象予報士と連携し、冬季にテレビやラジオの天気予報のコーナー等で水道凍結事故についての注意喚起を行った。
- ・水道およびスノーダクトの凍結事故の多発を受け、事故防止のためのチラシ等を作成した。



東北支部

交通事故防止、防災・減災にかかる取組みおよび保険の普及啓発等を行っています。

●自転車事故にかかる保険の普及啓発

山形県と「自転車の安全で適正な利用の促進に関する連携協定」を締結し、自転車事故にかかる損害



賠償責任保険の情報提供・加入促進等を行った。

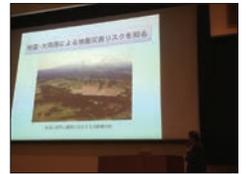
●冬の災害・事故防止

住宅修理でのトラブルや自動車のスリップ事故防止に関するチラシを作成し、東北全域で保険契約者等に注意喚起を行った。スリップ事故防止については、NEXCO東日本と連携してポスターを作成し、東北管内のサービスエリア等に掲出した。



●防災・減災の取組みおよび地震保険の普及啓発

- ・東北財務局、山形県および山形地方気象台と連携して市民大学講座を開講した。
- ・地震や水害等の自然災害リスクについて専門家による講演を行った。
- ・福島県および福島地方気象台と連携して地震保険セミナーを開催し、地震リスク等について専門家による講演を行った。



北関東支部

地域防災力の強化や高齢者の交通事故防止のための取組み等を行っています。

●地域防災力の強化のための取組み

埼玉県さいたま市で一般消費者を対象に、「これだけは備えておきたい防災をあなたへ、そしてあなたから」と題した防災フォーラムを開催した。



阪神・淡路大震災被災下で出産した実話に基づく防災落語のほか、パネルディスカッションでは、公助・共助・自助の各観点での防災への想い、地震被害や風水災の発生状況、今後の課題について有識者から意見を述べた。

●高齢者の交通事故防止のための取組み

- ・埼玉県鴻巣市で、先進技術を活用して交通事故のない安全な地域づくりを学ぶ「安全運転フォーラムin埼玉」を開催した。交通事故防止や自動車の開発技術に関する講演とともに、サポートカーへ



の試乗を行い、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の加速抑制装置の効果を参加者に体感してもらった。

- ・長野県に反射材付チラシを寄贈し、県内各地の地域振興局を通じて高齢者の交通事故防止に役立てている。

●地震保険の普及啓発

長野県の「信州地震保険・共済加入促進協議会」および新潟県の「新潟県地震保険・共済普及協議会」の一員として、県および参加団体とともに地震保険の普及啓発活動を行った。

南関東支部

高齢者の交通事故防止、地震保険の普及啓発や自動車盗難防止に向けた取組み等を行っています。

●高齢者の交通事故防止

高齢者を対象とした演劇を交えた交通安全活動や反射材付の交通事故防止啓発チラシの配布などの取組みを行った。



●地震保険の普及啓発、防災・減災の取組み

- ・茨城県や関係団体で構成する「茨城県地震保険・共済加入促進協議会」として、県内の地震リスクと地震保険等による備えの必要性を啓発する各種活動を展開した。
- ・自治体の防災イベントにブースを出展し、地震保険の普及啓発やぼうさい探検隊、ぼうさいダックの活動を紹介した。



●自動車盗難防止

- ・自動車盗難多発地域の茨城県と千葉県で、各県警等と連携した活動を行った。
- ・茨城県では、自動車盗難防止グッズプレゼントキャンペーンを実施し、千葉県では、盗難防止の日に街頭活動やラジオbayfmでの啓発を行った。



北陸支部

高齢者の交通事故防止や防災・減災の取組み、地震保険の普及啓発等を行っています。

●高齢者の交通事故防止

富山県警と連携し、タレントの厚切りジェイソンさんを

キャラクターとした「交通事故防止共同キャンペーン」を大々的に展開し、高齢者の交通事故防止の啓発と注意喚起を行った。それを契機に、全国で初めて支部単独で富山県警と「高齢者の交通事故防止を目的とした取組に関する協定」を締結し、今後も双方の連携による効果拡大の取組みを継続していくことを確認した。



●防災・減災の取組み

- ・金沢市の地震リスクと地域の災害特性を知り、直下型地震に備える必要性を訴えるべく、金沢市や金沢地方気象台の協力を得て、県民の自然災害に対する危機意識向上に向けて「金沢版地震防災リーフレット」を作成し、啓発に取り組んだ。
- ・富山県総合防災訓練に出展して「あんしんクイズ」を実施し、自然災害リスクと経済的備えの啓発に取り組んだ。



●地震保険の普及啓発

富山県で、地震保険普及促進のための「代理店向け地震保険セミナー」を開催し、富山地方気象台の地震津波防災官と保険毎日新聞社の森隆記者を講師に招き、富山県における地震リスクと代理店の使命としての地震保険普及の重要性を共有した。



中部支部

南海トラフ巨大地震を念頭においた防災・減災の取組みや、交通事故および自動車盗難・部品ねらいの防止に向けた取組み等を行っています。

●南海トラフ巨大地震への備え

- ・家族や地域の防災力を高めるため、名古屋大学減災連携研究センターに協力いただき、「親子で学ぶ防災・減災ピクニック」を開催した。
- ・「あいち・なごや防災フェスタ」にブース出展した。「防災カード」作成ワークショップを実施し、災害時に家族との連絡に必要な情報（緊急連絡先や集合場所など）のまとめ方を紹介した。



19 地域特性に応じた各支部の取組み

●交通安全

- ・各県警と連携して、反射材付オリジナルチラシなどを作成し、高齢歩行者の交通事故防止を啓発した。
- ・三重県警・岐阜県警と連携し、ドライバーに横断歩道の歩行者優先意識を高めてもらうための啓発物を作成した。

●自動車等盗難防止

- ・スマートキーシステムの電波を悪用した「リレーアタック」という盗難手口から車を守るために作成したツールを「名古屋モーターショー」で来場者に配布した。
- ・部品ねらいに占めるナンバープレートの盗難割合が高いため、愛知県内の企業から協力を得て、新型のナンバープレート盗難防止ネジを開発し、愛知県自動車盗難等防止協議会総会で制作発表を行った。



近畿支部

自動車盗難の被害防止や防災・減災の取組み、高齢者交通事故防止等を行っています。

●自動車盗難防止

- ・オリックス・バファローズの協力のもと、京セラドーム大阪で大阪府警とともに「車を狙った犯罪被害防止キャンペーン」を開催し、ナイター来場者に啓発うちわ1万枚を配布した。
- ・京都府警・大阪府警・兵庫県警と連携し、吉本新喜劇座長すっちーさんを起用したナンバープレート盗難防止チラシ・ポスターを作成し、3府県で4.3万部を配布した。



●防災・減災の取組み

- ・発生から25年が経過した阪神・淡路大震災を振り返るセミナーを、兵庫県の後援で開催し、震災の教訓や課題に関する講演、被災した代理店による地震保険の社会的意義に関する講演を実施した。
- ・自主防災組織関係者を対象としたセミナーを大阪府・大阪市と共催し、地域防災力の向上に関する講演、地震保険に関する情報提供を実施した。



- ・防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」や新聞紙等の日用品を活用したぼうさいグッズ作成のワークショップを小学校の防災教室で実施した。

●高齢者交通事故防止

- ・大阪府の交通安全イベントに出展し、高齢者やその家族への啓発を実施したほか、各地の警察や自治体と連携し、運転免許更新時講習での啓発チラシ配布、交通安全教室や高齢者戸別訪問での反射材貼付等、高齢者に直接的な注意喚起を行った。



中国支部

平成30年7月豪雨を教訓とした防災・減災の取組み、高齢者交通事故防止の取組み、地震保険普及に向けた取組み等を行っています。

●防災・減災の取組み

- ・平成30年7月豪雨から1年経過したことを契機として、「豪雨災害への備え」をテーマとした防災セミナーを岡山県と共催で開催し、一般消費者など約280名が参加した。
- ・「平成30年7月豪雨災害への対応と今後の防災対策」「西日本豪雨・アルミ工場爆破時の地域住民の避難行動」「災害前に備えるべき自助・共助」「自然災害への備えのための損害保険の機能と役割」をテーマに報告、講演を行った。



●高齢者交通事故防止

- ・高齢ドライバーによる運転操作ミスなどを原因とする交通事故防止を図るため、「山口県安全運転サポート車普及啓発協議会」に参画した。
- ・関係機関が一体となって、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など、先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発活動に取り組んだ。



●地震保険の普及・啓発

- ・「代理店向け地震保険セミナー」を開催し、80名が参加した。

- 岡山県の地震災害の特徴および南海トラフ巨大地震が発生した場合に予想される岡山県の被害などについての講演や、南海トラフ地震臨時情報の概要や同情報発表時の防災対応の流れ、地域の防災力向上に向けた各種取組みの必要性などの講演を行った。

四国支部

高齢者の交通事故や自転車事故の低減、南海トラフ地震に向けた地震保険の普及啓発に向けた取組み等を行っています。

●高齢者の交通事故防止

「高齢者交通事故防止シンポジウム」を香川大学と共同で主催し、同大学内で、①サポートカーやVR体験車の試乗、②基調講演、③「香川県における高齢者の交通事故発生をいかにして防ぐかー産官学民で考えるー」と題したパネルディスカッションを行い、約250名が参加した。



●自転車事故防止にかかる啓発

「県民自転車安全利用の日」キャンペーンを香川県と共催し、商業施設で「香川県自転車の安全利用に関する条例」の周知および自転車事故に備える保険の必要性を訴え、約250名が参加した。



●地震保険の普及啓発

「防災シンポジウムin高知」を高知県、高知大学等と共催し、基調講演に加え、「巨大地震から生き抜くためにー高知からの発信ー」と題したパネルディスカッションで最新の研究成果と課題等について意見交換を行い、約150名が参加した。



九州支部

飲酒運転撲滅や防災・減災の啓発、不正請求防止の取組み等を行っています。

●飲酒運転防止

- 飲酒運転撲滅キャンペーン「TEAM ZERO FUKUOKA」へ参画した。
- 福岡県庁、福岡県警と連携し、福岡ヤフオクドーム

等で啓発うちわ4万枚を配布するなど、街頭啓発活動を行った。



●防災・減災の取組み

宮崎県や福岡管区気象台と連携して「防災フェア」等の展示ブースに風水害や地震保険等の相談コーナーを開設した。防災に関するパンフレットなどを配布し、自然災害を補償する損害保険の重要性を訴え、加入を呼びかけた。

●不正請求防止

損害保険会社との情報交換を活性化させ、保険金詐欺等の検挙があった各県警・警察署に感謝状を贈呈する等、不正請求防止のための官民での連携を強化した。



沖縄支部

飲酒運転根絶や防災・減災の取組み等を行っています。

●飲酒運転防止

- 2019年飲酒運転事故率が3年振りに全国ワースト1となり、また飲酒運転の検挙件数が2年連続全国最多であることから、沖縄県警と連携し、沖縄芸人ハンサム金城博之さん扮する民謡歌手「護得久栄昇」さんを起用した飲酒運転根絶を呼びかけるチラシとポスターを作成した。
- 県内企業の協力を得て、「STOP!! 飲酒運転」と記載した飲料水をノベルティとして作製し、飲酒運転根絶県民大会への来場者に配布し、飲酒運転根絶を呼びかけた。また、沖縄県警マスコットのシーサー君をプリントした飲酒運転根絶エコバッグを作製し、交通安全のイベント等で配布した。
- 自動車保険加入率が全国ワースト1であるため、加入促進チラシを作成し、飲酒運転根絶チラシと併せてモノレール車内への掲出等を行い、県民に注意喚起を行った。



●防災・減災の取組み

沖縄県消防長会と協力し、台風襲来前に朝夕の通勤時間帯のラジオ放送で、台風被害に備えた予防策を講じるよう呼びかけた。

●地震保険の普及啓発

沖縄市で、沖縄気象台とファイナンシャルプランナーを講師に招き、代理店向け地震保険セミナーを開催した。

20 募集人に対する試験・教育等

損害保険商品の説明や契約の手続きなどで、お客さまの窓口となるのは主に損害保険代理店（代理店）です。

このため、損保協会では、保険募集のさらなる品質向上を図るために、代理店の募集人に対して、次の試験制度等を実施しています。

損害保険募集人一般試験（損保一般試験）

募集人が保険募集にあたり必要となる募集品質の確保・向上を図ることを目的に、損害保険募集人一般試験（損保一般試験）を実施しています。

損保一般試験は、基礎単位、商品単位（自動車保険、火災保険、傷害疾病保険）により構成されており、試験の合格を保険募集のための要件としています。

また、更新制を採用し、最新の業務知識や商品知識を5年ごとに検証しています。

損害保険大学課程（損保大学課程）

損保一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す仕組みとして、損害保険大学課程（損保大学課程）を実施しています。

損保大学課程は、保険募集に関連の深い専門知識を修得するための専門コースと、実践的な知識・スキルを修得するためのコンサルティングコースにより構成されています。また、5年ごとの更新制を採用しています。

各コースの試験に合格した募集人は、コースに応じて損害保険プランナー、損害保険トータルプランナーに認定されます。

2020年7月末時点の損害保険プランナー（専門コース認定有効者）は38,882名、損保協会が認定する募集人資格の最高峰である損害保険トータルプランナー（コンサルティングコース認定有効者）は14,736名です。

なお、2020年7月末時点の各コースの認定取得者数（制度開始時からの累計人数）は、専門コースが69,733名、コンサルティングコースが16,750名です。



(注) 実際に発行されるシンボルマークには「sample」の文字は入りません。

損害保険トータルプランナーがいる代理店の検索サイト



損保協会のホームページで、損害保険トータルプランナーがいる代理店を、郵便番号や住所から検索できます。

2020年7月末時点で、約4,100店の代理店の情報を掲載しています。

■サイトURL■

<https://sonpo-totalplanner-ag.jp/>

(注) 損保協会ホームページからアクセスできます。

募集人・資格情報システム

募集人の資格情報等を一元的に管理する募集人・資格情報システムを運営しています。

本システムにより、募集人自身が損保一般試験や損保大学課程等の資格の有効期限等を確認し、各種試験の受験管理等ができるようになっています。

募集コンプライアンスガイドの策定

会員各社が募集人を指導する際のガイドブックとして、募集コンプライアンスガイドを策定しています。

このガイドでは、保険業法等に規定されている保険募集に関する事項を体系的に整理するとともに、募集実務の標準例を示すことで、保険募集の際に留意すべき事項についてわかりやすく解説しています。

2019年12月には、昨今の保険募集を取り巻く環境等を踏まえ、同ガイドを改定しました。

会員各社の取組みの例

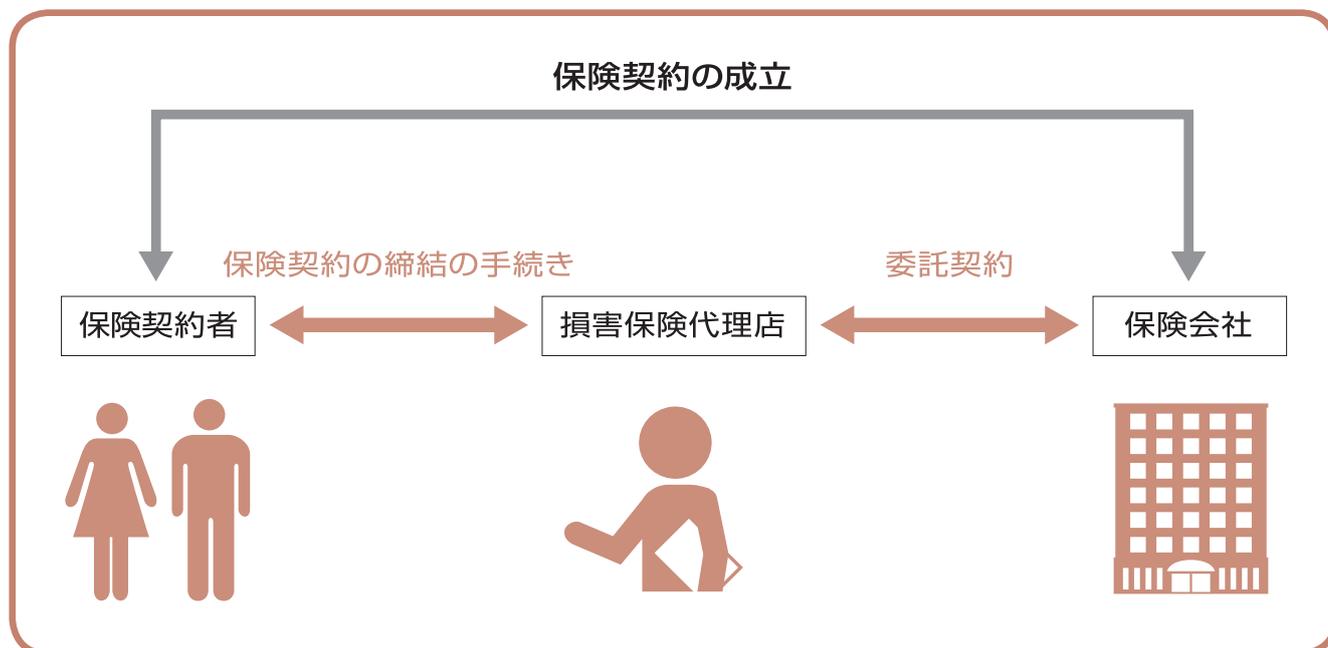
●独自の販売資格制度の導入

第三分野商品（医療保険、がん保険等）専門の販売資格等、会員各社独自の販売資格制度を導入しています。

●募集に関するお客さまアンケートの実施

損害保険の募集時における募集人の商品説明等に関するお客さまアンケートを実施しています。お客さまからの回答を分析・検証し、保険募集のさらなる品質向上に向けた取組みに活用しています。

参考：代理店の役割



代理店には、保険会社との委託契約により保険会社の代理人として保険契約を締結する権限が与えられています。

契約者が代理店に対して申込書により申込みを行い、代理店が承諾すれば、保険会社との間で保険契約が有効に成立したことになります。

(注) 保険会社または保険の種類によっては代理店の権限が媒介となっていることがあります。この場合には、後日保険会社が引受けを承諾したときに契約が成立します。

21 損害調査関係の試験・研修

損害保険の最大の使命は、万一の事故が起きた際に、適正な保険金を迅速に支払うことです。

損害保険各社では、適正・迅速かつ公平な保険金支払を実現するため、次のように損害調査体制を整備しています。

損害調査拠点と損害調査担当社員

全国各地どこで事故が発生しても直ちに対応できるよう、損害保険会社は、全国1,349か所の損害調査拠点を設け、そこに31,165名の損害調査担当社員を配置しています(2020年4月1日現在)。

また、損害調査担当社員の知識向上のため、損害保険各社では各種研修を実施するほか、損保協会においても医療研修、アジャスター研修や地震保険損害処理研修などを実施しています。

自動車保険のアジャスター

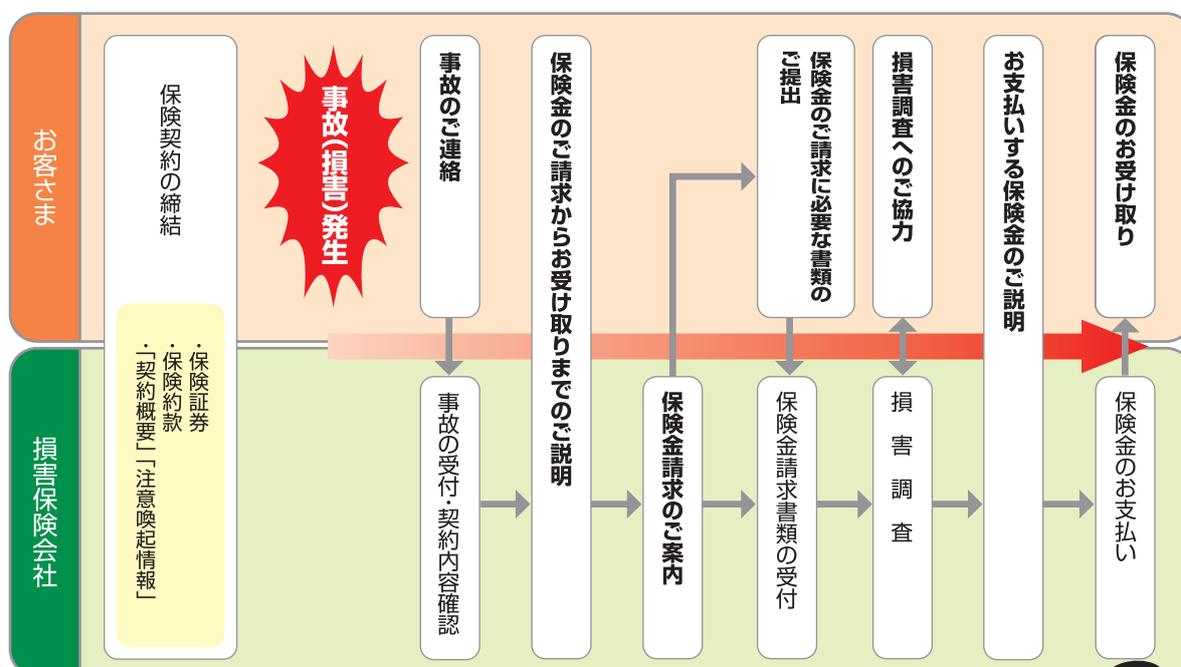
アジャスターとは、自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家で、7,736名(2020年7月1日現在)が損保協会に登録されています。アジャスターは各種研修を通じて調査技能の向上に努めています。

火災・新種保険の損害保険登録鑑定人

損害保険登録鑑定人とは、損害保険会社から委嘱を受け、建物・動産の保険価額の評価、損害額の算定、事故の原因・状況などを調査する専門家で、4,708名(2020年7月1日現在)が損保協会に登録されています。

参考：事故の連絡から保険金の受け取りまでの流れ

事故の連絡から、保険金の受け取りまでの一般的な流れです。



交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社への連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出等を行ってください。保険金の請求の際に事故の証明書が必要となる場合があります。(特に、交通事故における人身事故の場合には、「人身事故」として警察署に届出を行ってください。)



22 医研センター研修・医療研究助成

医療研修

医療費支払適正化と被害者保護への対応

1984年自賠責審議会答申で指摘された医療費支払い適正化に係る研修の強化を受けて、1985年に医研センターを設立しました。医研センターでは、損害保険会社の社員等に対する医療研修を通じて医療費支払いの適正化と被害者の早期社会復帰を図っています。

医療知識の必要性

医師の説明を理解し、医師との基本的なコミュニケーションが可能な人材の育成を目指して、損害サービスに携わる損害保険会社等の社員を対象に最良の医学・医療知識を学ぶ機会を提供する研修を実施しています。

質の高い研修内容

第一線の臨床現場で活躍中の医師を中心とした講師を迎え、通信教育、集合研修、各都市で開催する医療セミナーを通じて医療知識の向上を目指しています。



研修室における集合研修



医療セミナー研修

交通事故医療に関する研究助成

助成の目的

自賠責保険の運用益を活用し、交通事故医療に関する研究助成を行っています。これは個々の医師等またはグループの臨床研究を助成することで、交通事故医療の進歩発展を促進し、被害者の早期社会復帰に寄与することを目的としています。

公募による選考

毎年1回公募し、学識経験者で構成される選考委員会による厳正な選考のうえで助成対象者を決定しています。

採用件数

1994年度から実施している本研究助成は2020年度までの採択件数は合計868件になりました。これらの研究成果は被害者の早期社会復帰に貢献するものと期待されます。

●研究テーマ例（2020年度）

- ・交通事故による後遺障害と義肢に関する基礎的・臨床的研究
- ・脊髄損傷の治療に関する包括的な研究
- ・頭部外傷に対する再生医療の基礎的・臨床的研究



研究助成贈呈式

はじめに、
損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

日本国内で損害保険業を営む会社

国内損害保険会社(32社)

2020年7月1日現在

●印は、損保協会会員会社

(1)元受および再保険業(30社)

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- アイペット損害保険株式会社
- アクサ損害保険株式会社
- アニコム損害保険株式会社
- アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
- アリアンツ火災海上保険株式会社
- イーデザイン損害保険株式会社
- AIG損害保険株式会社
- エイチ・エス損害保険株式会社
- SBI損害保険株式会社
- au損害保険株式会社
- カーディフ損害保険株式会社
- 共栄火災海上保険株式会社
- さくら損害保険株式会社
- ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- セコム損害保険株式会社
- セゾン自動車火災保険株式会社
- ソニー損害保険株式会社
- 損害保険ジャパン株式会社
- 大同火災海上保険株式会社
- Chubb損害保険株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 日新火災海上保険株式会社
- 日立キャピタル損害保険株式会社
- ペット&ファミリー損害保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 明治安田損害保険株式会社
- 楽天損害保険株式会社
- レスキュー損害保険株式会社

(2)再保険専業(2社)

- トーア再保険株式会社
- 日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社(21社)

2020年7月1日現在

—支店または代理店形態等で日本に進出している保険会社—

(1)元受および再保険業(10社)

- アトラディウス・クレジット・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
- エイチディーアイ・グローバル・エスイー
- コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムルス・エクステリユール
- ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
- ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
- スイス・リー・インターナショナル・エスイー
- スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティー・カンパニー
- チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- 現代海上火災保険株式会社
- ユーラーヘルメス・エスエー

(2)再保険専業(6社)

- アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
- ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
- スイス・リー・アジア・ピー・ティー・イー・リミテッド
- スコール・エスイー
- トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
- ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン

(3)船主責任保険専業(5社)

- アシュアランスフォアニングン・ガード・イエンシディグ
- ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
- ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
- ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
- スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド

主な損害保険の関連団体

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく法人であり、「損害保険料率算定会」および「自動車保険料率算定会」が統合しました。火災保険・傷害保険・自動車保険等の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率の算出を行うとともに、関連事項の調査・研究を行っています。また、自賠責保険の損害調査等を行うため、全国主要都市に調査事務所を設置しています。

TEL:03-6758-1300

URL:<https://www.giroj.or.jp/>

損害保険契約者保護機構

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護を図っています。

TEL:03-3255-1635

URL:<http://www.sonpohogo.or.jp/>

日本原子力保険プール

原子力保険に関する事務の共同処理および調査・研究を行っています。

TEL:03-3255-1231

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

損害保険および関連分野に関する教育研修、調査研究、資料の収集、機関誌・図書の発行等を行っています。

TEL:03-3255-5511

URL:<https://www.sonposoken.or.jp/>

一般社団法人 外国損害保険協会

日本において損害保険業を営むための免許を取得した外国損害保険会社または外国損害保険会社グループ（事業免許取得の段階にある外国の保険会社を含む。）が加入しています。

TEL:03-5425-7963（一般のお客さま向け相談窓口）

URL:<https://www.fnlia.gr.jp/>

一般社団法人 日本損害保険代理業協会

損害保険代理店を会員とする団体で、代理店に対する教育・研修、代理店の制度・業務に関する調査・研究および提言、損害保険の普及に関する啓発・宣伝、社会貢献活動等を行っています。

TEL:03-3201-2745

URL:<https://www.nihondaikyo.or.jp/>

一般社団法人 日本保険仲立人協会

保険仲立人制度に関する教育・研修・試験、保険仲立人の登録・届出手続きの援助、および保険仲立人制度普及のための啓発・宣伝等を行っています。

TEL:03-6262-6400

URL:<https://www.jiba.jp/>

一般社団法人 日本少額短期保険協会

少額短期保険募集人の教育・試験、少額短期保険に関する調査・研究、および保険・補償に関する相談事業等を行っています。

TEL:03-6222-4422

URL:<http://www.shougakutanki.jp/general/>

一般社団法人 日本損害鑑定協会

鑑定業務に関する各種研修会、調査・研究、資料・情報の収集と提供や、会員間の情報交換・交流事業等を行っています。

TEL:03-3254-6454

URL:<https://www.kanteinin.or.jp/>

全国技術アジャスター協会

アジャスターの登録、試験、基礎研修等、会員に係わる基本業務の他、技術資料・情報の提供や研修会、事故車修理簡易見積りシステムの開発・メンテナンス・データ作成等を行っています。

TEL:03-3864-8841

URL:<http://www.zengikyo.gr.jp/>

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

個人情報保護の取組み

損害保険業界に対する消費者からの信頼向上のため、2005年4月1日付で、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」に基づき対象事業者である損害保険会社等における個人情報の適正な取り扱いの確保のための業務を行っています。

参照 P.63

資料・データ 損害保険に関する主な法律
(個人情報の保護に関する法律)

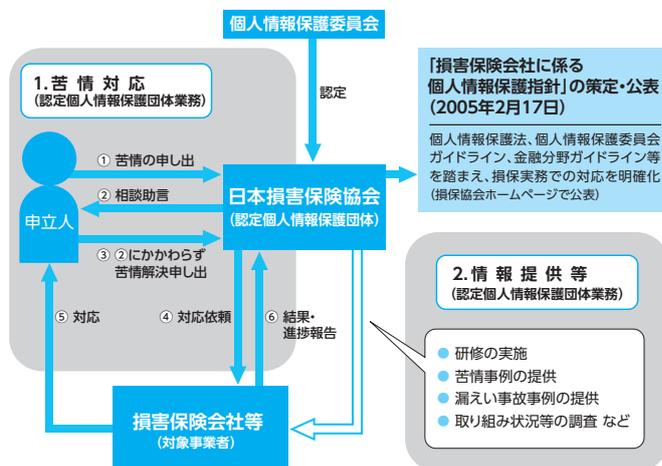
認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法に基づき、対象事業者の個人情報等の適正な取り扱いの確保を目的として、個人情報保護委員会の認定を受けて以下の業務を行う団体です。

- 対象事業者の個人情報等の取り扱いに関する苦情の処理
- 対象事業者への情報提供 等

また、上記の業務のほか、業界の特性に応じた自主的なルールである「個人情報保護指針」を作成し、公表すること、あわせて対象事業者に対し、同指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとることが求められます。

損保協会が行う認定個人情報保護団体業務の概要



契約者保護のしくみ

早期是正措置

早期是正措置とは、保険契約者の保護を図るために、保険会社の支払能力の充実の状況に応じて、監督当局が必要な是正措置を保険会社に命じることにより、経営改善を促す監督措置です。

是正措置の発動基準としてはソルベンシー・マージン比率が適用されており、200%を下回った場合に、早期に経営の健全性の回復を図るため、金融庁長官によってソルベンシー・マージン比率の水準により、適時・適切な早期是正措置が講じられます。

2012年3月末からリスク計測の厳格化等が行われていますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

なお、2012年3月末からは、保険会社単体のソルベンシー・マージン比率のほか、子会社等を有する保険会社についてはグループ全体の連結ソルベンシー・マージン比率を公表しています。

$$\text{■ ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

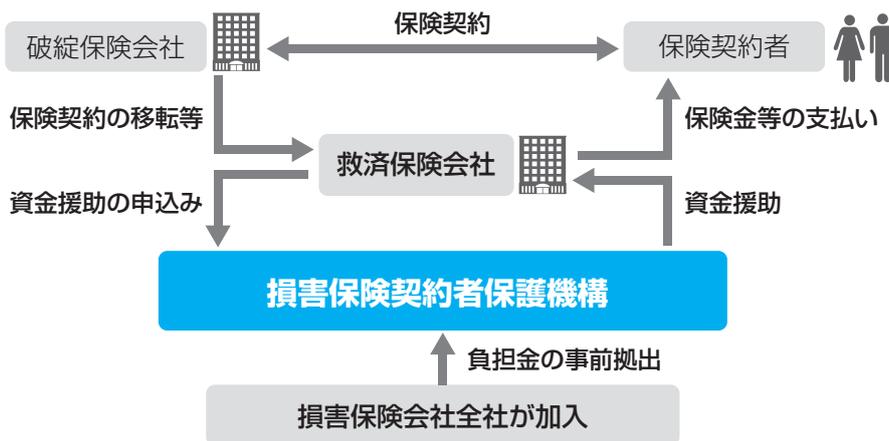
早期是正措置の主な内容

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	● 経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分	0%以上 100%未満	● 保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行 ● 配当、役員賞与の禁止または抑制 ● 営業所、事務所などの業務の縮小など
第三区分	0%未満	● 期限を付した業務停止命令(全業務または一部の業務)

損害保険契約者保護機構

万が一損害保険会社が破綻したときには、保険業法に基づき設立された損害保険契約者保護機構が、補償対象契約について、破綻保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護が図られます。

損害保険契約者保護機構のしくみ (救済保険会社が保険契約を引き継ぐ場合)



(注) 救済保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構や同機構により子会社として設立された保険会社が破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、保険契約の継続を図ります (全ての保険契約が引き継ぎの対象となります)。

損害保険契約者保護機構による補償の対象となる契約

- 保険契約者が、個人・小規模法人^{※1}・マンション管理組合^{※2}である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。
- 下表中、★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

		保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金等
損害保険(下記以外)	自賠責保険、家計地震保険★	補償割合100%	
	自動車保険★	破綻後3か月間は保険金を全額支払(補償割合100%)	補償割合80%
	火災保険		
	その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合保険、海上保険、運送保険、信用保険、労働者災害補償責任保険等		
短期傷害 ^{※3} 特定海旅 ^{※4} ★	3か月経過後は補償割合80%	補償割合90% ^{※6}	
年金払型積立傷害保険 ^{※5} ★ 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険			
その他の疾病・傷害保険★	補償割合90% ^{※6}		
疾病・傷害に関する保険	上記以外の傷害保険、所得補償保険、医療・介護(費用)保険等	補償割合90% ^{※6} 積立型保険の場合、積立部分は80%となります。	

- ※1 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20名以下の次の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含まず)をいいます。
① 日本法人
② その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人
- ※2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。
- ※3・4・5 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。
- ※6 「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率を常に超えていた保険契約をいいます(保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります)。

- (注2) 「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、左記補償の対象となります。
- (注3) 破綻保険会社の財産状況により左記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。
- (注4) いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

(注1) 上記保険契約の区分は、主契約(基本的に普通保険約款)の保険金支払事由に従うこととなります。

損害保険に関する主な法律

保険法（2008年）

保険契約に関して、保険契約者等と保険会社との間の権利義務等の基本的事項を定めている。

具体的には、保険契約を損害保険、傷害疾病損害保険、生命保険および傷害疾病定額保険に分類し、保険契約の成立、保険の給付時、保険契約の終了等について、以下のようなルールを定めている。

1. 保険契約の成立（保険契約の目的、告知義務、保険契約締結時の書面交付）
2. 保険契約の効力（第三者のためにする保険契約、超過保険、保険価額の減少、危険の減少）
3. 保険給付（損害の発生および拡大の防止、損害発生の通知、保険者の免責、損害額の算定、一部保険、重複保険、保険給付の履行期）
4. 保険契約の終了（保険契約者による解除、告知義務違反による解除、危険増加による解除、重大事由による解除、解除の効力）等

▶ 保険法の主なポイント

2010年4月1日に施行された保険法は、従来の保険に関する商法の規定を現代社会に合った内容に変更し、単独の法律として制定されたもので、保険契約者の保護が図られている。

(1) 保険契約に関するルールの共通化

■ 適用対象契約

- 保険法は保険契約と同等の内容を有する共済にも適用される。

■ 傷害疾病定額保険契約の規定

- 傷害疾病定額保険契約に関して規定されている。

(2) 保険契約者（消費者）保護

■ 片面的強行規定の規律

- 片面的強行規定の規律により、保険契約者、被保険者または保険金受取人に不利な内容の約款を定めても、その約款の定めは無効となる（企業分野の保険は、適用除外）。

■ 告知義務

- 質問応答義務が定められており、保険契約者または被保険者は、重要事項のうち保険会社から告知を求められた事項を告知することが求められる。
- 保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合は、保険会社は告知義務違反による契約の解除ができない。

■ 保険給付の履行期

- 保険金の支払時期が規定され、適正な保険金支払のための調査に必要な相当の期間が経過した後は、保険会社は遅滞の責任を負う。

■ 他人を被保険者とする契約に関する規定

- 他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約について、原則として被保険者の同意が必要である（一定の場合は同意不要）。
- 他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約について、被保険者と保険契約者や保険金受取人との間の信頼関係が破壊された場合や、被保険者が同意するにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合には、被保険者からの解除請求が認められる（被保険者離脱制度）。

(3) 保険機能

■ 超過保険

- 保険金額（契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える超過保険について、超過部分は取り消し可能であると規定されている。

■ 重複保険

- 同一の目的物に複数の損害保険契約が締結された重複保険契約については、独立責任額全額支払方式が規定されている。
これにより、他の損害保険契約が締結されてい

る場合には、各保険会社は按分支払いをせず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負う。

■責任保険契約についての先取特権

- 被保険者が倒産した場合であっても、被害者が保険金から優先的に被害の回復ができるように特別の先取特権の制度が定められている。

■重大事由解除

- 保険金詐欺等のモラルリスクを防止するための重大事由解除の規定がある。
これにより、故意に事故を起こしたり、保険金請求についての詐欺を行ったりするなど保険契約者等に対する保険会社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、保険会社は契約を解除できる。

■保険金受取人による介入権制度

- 保険契約者の債権者等による契約解除に対して、保険金受取人が契約を存続することができる（介入権）。
保険金受取人が介入権を行使するためには、介入権行使について保険契約者の同意を得ること、保険会社が解除の通知を受けたときから1か月以内に解約返戻金相当額を債権者等に支払うこと等一定の要件が定められている。（傷害疾病定額保険契約）

保険業法（1995年）

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として制定された。

保険監督法の基本法に位置付けられ、保険会社に対する監督と保険募集に対する監督の両面に関し規定している。

保険会社に対する監督としては、主務官庁の免許、業務範囲、経理事項、保険商品の審査、保険会社の健全性維持のための措置、保険会社が破綻した場合の契約者保護のための措置などの規定を設けている。また、外国保険業者が日本で保険業を営む場合においても、日本の保険会社との衡平性から、これを監督する規定を設けている。

保険募集に関する監督としては、保険募集に従事する者についての登録・届出制度に関する事項、保険募集の際の禁止行為に関する事項などを定めている。

▶改正の主なポイント（2016年5月）

2013年6月に公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ（保険WG）」の報告書を受け、保険募集ルールの見直しが行われ、2016年5月に改正保険業法が施行された。

■保険募集に係る基本的ルールの創設

- 「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細やかな対応の実現に向け、情報提供義務や意向把握義務など、積極的な顧客対応を求める義務が導入された。

■代理店などの保険募集人に対する体制整備義務の導入

- 「保険会社」が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人」に対しても、業務の規模・特性に応じた体制整備を義務付ける規制が新たに設けられた。

損害保険に関する主な法律

▶ 保険業法の主なポイント

1

事業の開始

- 内閣総理大臣が免許を付与→免許の種類は、生命保険、損害保険の2種類
- 生命保険業、損害保険業の兼営を禁止
- 会社形態に制限→株式会社または相互会社でなければならない

2

保険会社の
事業運営

(注)外国保険会社
についても同
様の規定あり

- 1 業務**： 保険会社は、保険の引受け等の固有業務のほか、それに付随する業務、また、固有業務を妨げない限度において、証券業務等の法定他業を行うことができる。
固有業務：①保険の引受け、②資産の運用
付随業務：①他の保険会社の業務の代理・事務の代行、②債務保証、③国債・地方債・政府保証債の引受けまたは募集の取り扱い、④金融等デリバティブ取引等
法定他業：①公共債（国債、地方債等）の売買（公共債ディーリング業務）、②証券投資信託の受益証券等の販売業務等
 - 業務運営に関する措置
→保険契約の重要事項について、書面の交付等による説明を義務付け等
 - 独禁法適用除外制度
→他の保険会社との共同行為が可能（主務官庁の許可が必要）
- 2 子会社**： 保険会社は、あらかじめ主務官庁の認可を受けることにより、保険会社、銀行、証券会社、従属業務会社、金融関連業務会社等を子会社とすることができる。
- 3 経理**： 保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況を記載した業務報告書を主務官庁に提出し、また、同状況を記載したディスクロージャー資料を公衆に開示しなければならない。
- 4 監督**： 保険会社は、事業方法書や普通保険約款等を変更する場合には、主務官庁の認可を受け、または届出をしなければならない。また、主務官庁は、保険会社の経営の健全性を判断するための基準を定め、監督上必要な措置を命じることができる。
 - 事業方法書、普通保険約款等の認可制・届出制
 - 立入検査
 - 業務改善命令等
 - ソルベンシー・マージン（保険金等の支払能力の充実の状況）比率による早期是正措置命令の発出
- 5 株主**： 保険会社または保険持株会社の総株主の一定割合を超える議決権を保有する者は、主務官庁に届出を行わなければならない。

3

保険募集

- 1 保険募集の制限**： 保険募集を行うことができる者については以下のとおり規定されている。
 - 『保険募集』=保険契約締結の代理または媒介
 - 保険会社（役員・使用人）、損保代理店、生保募集人、保険仲立人以外による保険募集の禁止
- 2 損保代理店、生保募集人の登録**： 損保代理店および生保募集人は、主務官庁の登録を受けなければ保険募集を行うことができない。
- 3 保険募集に関する基本的ルール**： 不適切な行為の禁止と積極的な顧客対応について以下のとおり規定されている。

<禁止行為>

 - 保険契約者等に対する虚偽の告知、保険契約の重要事項の不告知
 - 保険契約者等に対する特別利益（保険料の割引等）の提供
 - 他の保険契約との比較で誤解を招く表示 等

<積極的な顧客対応>

 - 意向把握義務
 - 情報提供義務
- 4 保険募集人に対する体制整備義務**： 損保代理店等は、業務の規模・特性に応じた体制整備をしなければならない。
- 5 監督**： 損保代理店等は、その役員または使用人に保険募集を行わせようとするときは、主務官庁に届出を行わなければならない。
 - 損保代理店・保険仲立人の役員・使用人→届出が必要
 - 業務改善命令、登録の抹消等

4

その他

- 1 クーリング・オフ制度**： 保険契約の申込者は、契約から一定期間、書面により契約の申込みの撤回または解除ができる。
- 2 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）**
- 3 保険契約者保護制度**
- 4 罰則**

損害保険料率算出団体に関する法律(1948年)

保険会社が公正な損害保険料率を算出するための基礎資料となる参考純率等を算出・提供する損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保し、損害保険業の健全な発達と保険契約者などの利益保護を目的として制定された。この法律に基づいて損害保険料率算出機構が設けられている。

自動車損害賠償保障法(1955年)

自動車による人身事故の場合の損害賠償を保障する制度を確立することによって、被害者保護を図ることを目的として制定された。自動車人身事故の加害者の賠償資力を確保するために、特殊な例外を除き、全ての自動車保有者に対して自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)または自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)の契約締結を強制している。

地震保険に関する法律(1966年)

住宅および家財について保険会社が引受けた地震保険の支払責任を政府が一定の条件により再保険として引受けることによって地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として制定された。

消費者契約法(2000年)

消費者と事業者との間で情報、交渉力の格差があることから、契約締結時における事業者の不実告知等不適切な説明によって消費者に「誤認」が生じた場合や、事業者の不退去等によって消費者が「困惑」した場合には、この契約を取り消すことができることとしている。

また、事業者の損害賠償責任等を制限する条項など、消費者の利益を著しく害する条項を無効とするほか、一定の消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める消費者団体訴訟制度などにより、消費者保護を図っている。

金融商品の販売等に関する法律(2000年)

金融商品販売業者が金融商品の販売に際して、顧客に対し重要事項(「価格変動リスク」「信用リスク」等)を説明することを義務付け、この重要事項を説明しなかったことによって顧客に損害が生じた場合、金融商品販売業者が損害賠償責任を負うことを定めている。

また、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為を行ってはならないと定めている。その他、金融商品販売業者に対し、商品の販売に関する方針(「勧誘方針」)を策定し公表する義務を課すことなどにより、消費者保護を図っている。

個人情報保護に関する法律(2003年)

個人情報の適正な取り扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

個人情報取扱事業者には、利用目的の特定、適正な取得、利用目的の通知・公表・明示、安全管理措置、従業員・委託先の監督、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等の義務が課せられている。

金融商品取引法(2006年)

投資者保護のための、幅広い金融商品についての包括的・横断的な法制度の整備を図ることを目的としている。金融商品取引業者が遵守すべき行為規制(販売・勧誘ルール)として、次の事項を定めている。保険会社の一部の商品にも、これらの規制が適用される。

- ① 広告の規制
- ② 契約締結前および締結時の書面交付義務(説明義務)
- ③ 各種禁止行為(虚偽のことを告げる行為等)
- ④ 損失補てんの禁止 等

金融経済教育の取組み

▶ 金融経済教育とは

金融や経済に関する知識や判断力のことを「金融リテラシー」といい、国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、欠かせない生活スキルとなります。この金融リテラシーを育むための教育を「金融経済教育」といいます。

損保協会では、消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険のしくみや効用を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、損害保険に関する金融リテラシーのことを「損害保険リテラシー」として、この金融経済教育の取組みを推進しています。

▶ 金融経済教育の検討経緯

(1) 金融経済教育研究会(事務局:金融庁)における検討

2012年11月に設置された金融経済教育研究会では、今後の金融経済教育のあり方について検討を行い、金融経済教育の意義・目的や今後の進め方、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」等について、2013年4月に報告書に取りまとめました。

■ 保険商品に関する金融リテラシー

- ①自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解
- ②カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

(2) 金融経済教育推進会議(事務局:金融広報中央委員会)における検討

2013年6月に設置された金融経済教育推進会議では、金融経済教育研究会報告書で整理された金融リテラシーの内容を項目別・年齢層別に体系化した「金融リテラシー・マップ(右ページ参照)」を作成するとともに、金融経済教育を行うにあたり、営業活動との峻別を図り、中立性・公正性を確保するための基準を整理しました。

2015年6月には、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の項目別、年齢層別スタンダードの改訂を行いました。

また、金融経済教育推進会議構成団体の連携により、大学講義で金融リテラシー・マップの内容に沿った金融経済教育を実施するとともに、2019年3月には、保険分野に限らず、金融リテラシー全体に触れた共通教材「コアコンテンツ」を作成し、大学での講座に活用しています。



▶ 損保協会における世代別の損害保険・防災教育の取組み

損保協会では発達段階に応じた身の回りのリスクや防災に関して身に付けて欲しい知識・能力を3段階に分け、年齢層別に以下のとおり、講演の実施や資料・ツールを用意しています。

	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般消費者			
						若年 社会人	～	高齢者	
損害保険				講演会	単発*、連続講座	講演会			
				※コアコンテンツによる講座を含む。					
		安全教育副教材	リスク教育副教材 (冊子版・パワーポイント版)	そんぽのホント〈フレッシュアズガイド〉		高齢者向け 講演会資料			
			明るい未来へTRY!～リスクと備え～						
防災	ぼうさい ダック	ぼうさい 探検隊	動画で学ぼうハザードマップ			高齢者向け 講演会資料			
			防災教育副教材 (冊子版・パワーポイント版)	地域における防災イベント等					

STEP1
リスク認識の促進

STEP2
生活と保険の関係理解

STEP3
保険の理解と適切な活用

参考：金融リテラシー・マップの主な内容（保険商品分野の抜粋）

小学生	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
<ul style="list-style-type: none"> ●事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることを理解し、自らも安全に行動する。 ●不測の事態に備える方法として貯蓄以外に保険があることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクを予測して行動するとともに、人を負傷させたり、人の物を壊した場合には弁償しなければならないことを理解する。 ●事故や病気のリスクや負担を軽減させる手段のひとつに保険があることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解する。 ●社会保険と民間保険の補完関係を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減、保険加入等）を行うことができる。 ●自動車事故を起こした場合、自賠償保険では賄えないことがあることを理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる。 		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している。

【参考資料】

- 金融庁金融研究センター研究会報告書「金融経済教育研究会」（2013年4月）
<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf>

元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

2019年度

9兆6,714億円



(注) 元受正味保険料とは、お客さま(保険契約者)との直接の保険契約に係る収入を示すもの。

〔元受正味保険料〕=〔元受保険料〕-〔諸返戻金(満期返戻金を除く)〕

(金額:百万円、増減率:%)

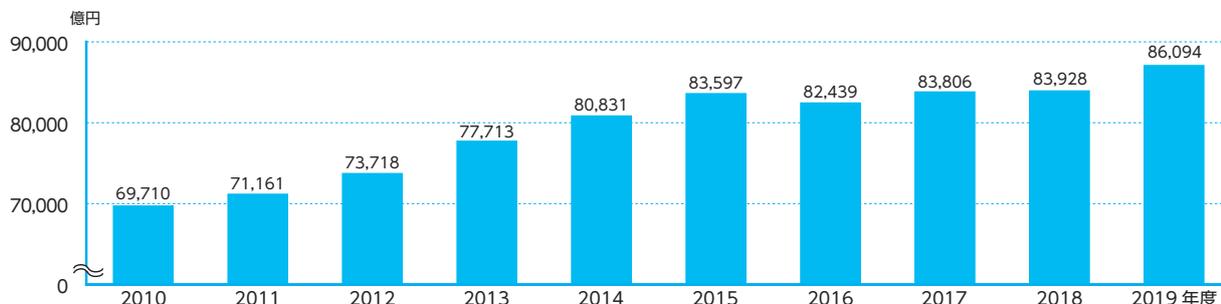
項目	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	金額	増減率								
火災	1,591,257	5.0	1,412,214	△ 11.3	1,475,353	4.5	1,566,666	6.2	1,704,261	8.8
(うち積立)	(123,989)	(△ 12.6)	(116,857)	(△ 5.8)	(88,019)	(△ 24.7)	(72,922)	(△ 17.2)	(51,313)	(△ 29.6)
自動車	3,991,169	3.3	4,052,823	1.5	4,131,838	1.9	4,130,032	△ 0.0	4,185,270	1.3
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
傷害	999,493	△ 3.6	986,530	△ 1.3	1,000,277	1.4	977,039	△ 2.3	981,888	0.5
(うち積立)	(313,871)	(△ 9.2)	(302,329)	(△ 3.7)	(263,628)	(△ 12.8)	(240,808)	(△ 8.7)	(252,230)	(4.7)
新種	1,176,970	8.0	1,261,454	7.2	1,429,471	13.3	1,490,054	4.2	1,548,991	4.0
(うち積立)	(417)	(282.6)	(309)	(△ 25.9)	(27)	(△ 91.3)	(70)	(159.3)	(△ 362)	(△ 617.1)
盗難	9,650	3.1	9,254	△ 4.1	9,530	3.0	11,026	15.7	11,764	6.7
硝子	476	△ 30.2	365	△ 23.3	296	△ 18.9	283	△ 4.4	259	△ 8.5
航空	19,240	39.8	15,405	△ 19.9	15,294	△ 0.7	14,071	△ 8.0	18,947	34.7
風水害	36	△ 7.7	35	△ 2.8	0	△ 100.0	-	-	-	-
保証	10,521	△ 9.5	11,285	7.3	11,022	△ 2.3	11,081	0.5	11,476	3.6
信用	29,213	△ 5.4	30,529	4.5	28,986	△ 5.1	29,670	2.4	36,197	22.0
労働者災害補償責任	67,513	19.9	87,129	29.1	156,195	79.3	161,392	3.3	169,363	4.9
(うち積立)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
ボイラ・ターボセット	2,016	△ 7.7	2,110	4.7	1,880	△ 10.9	2,185	16.2	1,854	△ 15.1
動機	4,048	6.8	4,522	11.7	5,016	10.9	5,435	8.4	5,773	6.2
賠償責任	534,095	2.1	537,592	0.7	588,159	9.4	607,019	3.2	629,300	3.7
機械	32,149	△ 3.9	36,209	12.6	37,799	4.4	37,101	△ 1.8	37,244	0.4
船客傷害賠償責任	591	△ 5.0	643	8.8	621	△ 3.4	652	5.0	633	△ 2.9
建設工事	49,483	1.6	51,120	3.3	51,009	△ 0.2	52,777	3.5	57,106	8.2
原子力	3,997	△ 5.8	4,215	5.5	4,414	4.7	3,997	△ 9.4	3,284	△ 17.8
動産総合	101,983	11.9	107,487	5.4	111,851	4.1	131,150	17.3	139,881	6.7
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
費用・利益	276,854	20.0	323,269	16.8	361,396	11.8	370,191	2.4	359,995	△ 2.8
(うち積立)	(417)	(262.6)	(309)	(△ 25.9)	(27)	(△ 91.3)	(70)	(159.3)	(△ 362)	(△ 617.1)
ペット	35,048	20.4	40,223	14.8	45,925	14.2	51,966	13.2	65,846	26.7
海上・運送	283,812	△ 1.1	254,787	△ 10.2	268,764	5.5	276,222	2.8	285,614	3.4
船舶	89,862	2.0	75,113	△ 16.4	74,061	△ 1.4	74,084	0.0	87,045	17.5
貨物海上	128,540	△ 4.5	115,597	△ 10.1	128,768	11.4	133,086	3.4	125,489	△ 5.7
運送	65,408	1.9	64,075	△ 2.0	65,931	2.9	69,053	4.7	73,076	5.8
小計	8,042,736	3.2	7,967,847	△ 0.9	8,305,738	4.2	8,440,050	1.6	8,706,060	3.2
自賠責	1,020,958	△ 0.8	1,042,290	2.1	973,213	△ 6.6	973,916	0.1	965,334	△ 0.9
合計	9,063,694	2.7	9,010,137	△ 0.6	9,278,951	3.0	9,413,966	1.5	9,671,394	2.7
(うち積立)	(438,277)	(△ 10.1)	(419,495)	(△ 4.3)	(351,674)	(△ 16.2)	(313,800)	(△ 10.8)	(303,181)	(△ 3.4)

損保協会会員会社ベース

正味収入保険料

2019年度

8兆6,094億円

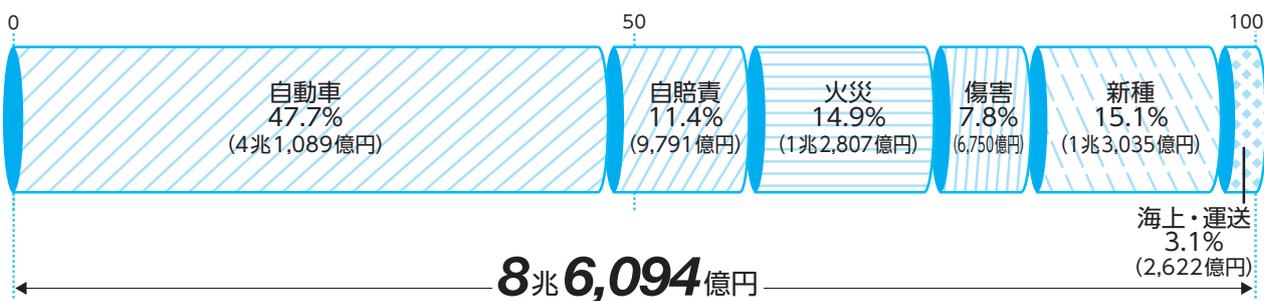


(注) 正味収入保険料とは、元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したものの。
 「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」

(金額：百万円、増減率：%)

項目	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	1,337,493	7.9	1,137,765	△ 14.9	1,150,420	1.1	1,184,885	3.0	1,280,652	8.1
自動車	3,998,691	3.1	4,069,134	1.8	4,110,220	1.0	4,054,817	△ 1.3	4,108,878	1.3
傷害	689,345	△ 1.7	672,852	△ 2.4	688,917	2.4	687,536	△ 0.2	675,024	△ 1.8
新種	1,033,003	5.5	1,104,440	6.9	1,172,337	6.1	1,249,140	6.6	1,303,537	4.4
海上・運送	264,469	△ 0.5	238,819	△ 9.7	248,288	4.0	253,470	2.1	262,166	3.4
(船舶)	(74,611)	(3.9)	(63,954)	(△ 14.3)	(62,120)	(△ 2.9)	(62,721)	(1.0)	(70,632)	(12.6)
(貨物海上)	(129,299)	(△ 3.9)	(115,553)	(△ 10.6)	(126,195)	(9.2)	(129,622)	(2.7)	(126,409)	(△ 2.5)
(運送)	(60,555)	(2.0)	(59,308)	(△ 2.1)	(59,968)	(1.1)	(61,119)	(1.9)	(65,122)	(6.5)
小計	7,323,042	3.7	7,223,064	△ 1.4	7,370,236	2.0	7,429,894	0.8	7,630,303	2.7
自賠責	1,036,667	1.6	1,020,815	△ 1.5	1,010,387	△ 1.0	962,937	△ 4.7	979,119	1.7
合計	8,359,709	3.4	8,243,879	△ 1.4	8,380,623	1.7	8,392,831	0.1	8,609,422	2.6

正味収入保険料の保険種目別構成比 (2019年度)



損保協会会員会社ベース

はじめに、
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

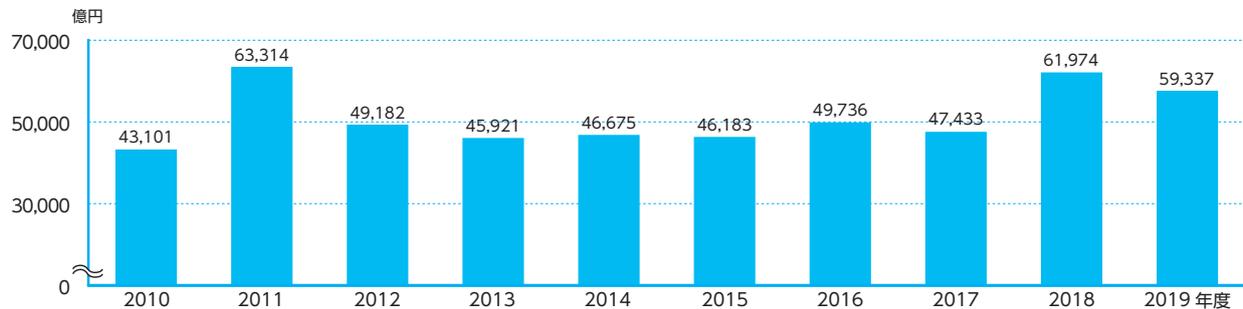
VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

元受正味保険金

2019年度

5兆9,337億円



(注)元受正味保険金とは、お客さまとの直接の保険契約に係る保険金支払いを示すもの。

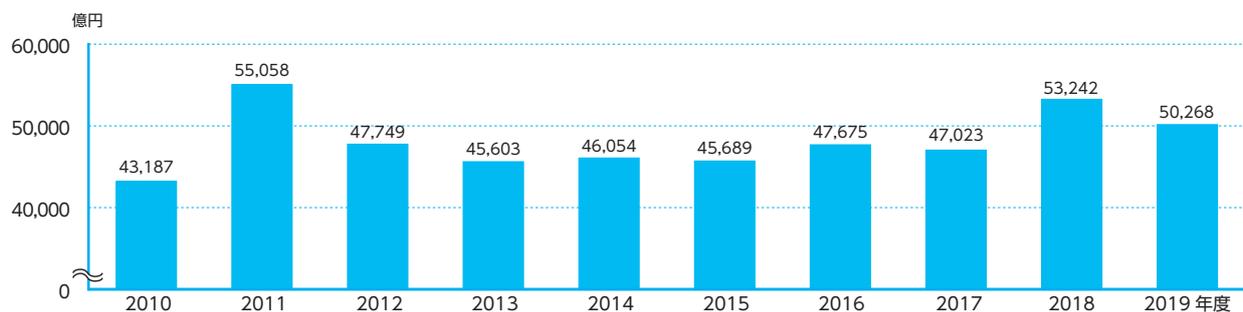
なお、積立保険に係る満期返戻金は含まれない。「元受正味保険金」＝「元受保険金」－「保険金戻入」

損保協会会員会社ベース

正味支払保険金

2019年度

5兆268億円



(注)正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。

「正味支払保険金」＝「元受正味保険金」＋「受再正味保険金」－「回収再保険金」

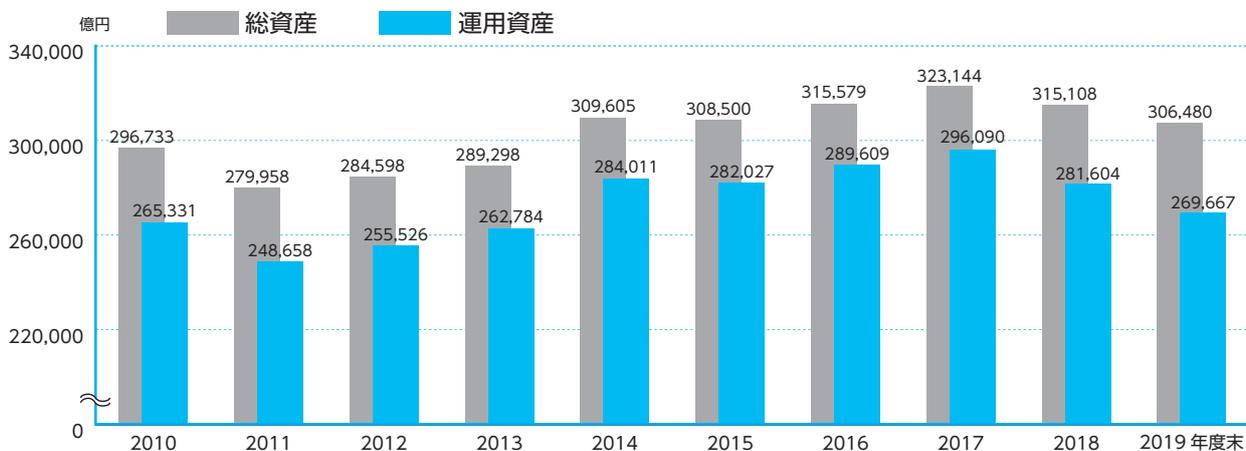
(金額：百万円、増減率：%)

項目	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	金額	増減率								
火災	684,291	△ 6.0	845,394	23.5	692,363	△ 18.1	1,240,813	79.2	936,024	△ 24.6
自動車	2,110,931	△ 0.9	2,108,191	△ 0.1	2,183,663	3.6	2,241,518	2.6	2,241,147	0.0
傷害	346,272	△ 2.0	321,433	△ 7.2	324,274	0.9	320,377	△ 1.2	319,180	△ 0.4
新種	515,306	6.3	591,856	14.9	619,153	4.6	641,016	3.5	695,303	8.5
海上・運送	142,430	3.8	138,677	△ 2.6	141,325	1.9	159,954	13.2	160,753	0.5
(船舶)	(49,489)	(2.8)	(48,480)	(△ 2.0)	(52,601)	(8.5)	(48,968)	(△ 6.9)	(55,710)	(13.8)
(貨物海上)	(66,017)	(8.3)	(61,384)	(△ 7.0)	(59,754)	(△ 2.7)	(70,388)	(17.8)	(68,405)	(△ 2.8)
(運送)	(26,917)	(△ 4.0)	(28,806)	(7.0)	(28,964)	(0.5)	(40,592)	(40.1)	(36,636)	(△ 9.7)
小計	3,799,273	△ 0.9	4,005,602	5.4	3,960,825	△ 1.1	4,603,729	16.2	4,352,446	△ 5.5
自賠責	769,615	△ 0.2	761,943	△ 1.0	741,452	△ 2.7	720,438	△ 2.8	674,375	△ 6.4
合計	4,568,888	△ 0.8	4,767,545	4.3	4,702,277	△ 1.4	5,324,167	13.2	5,026,821	△ 5.6

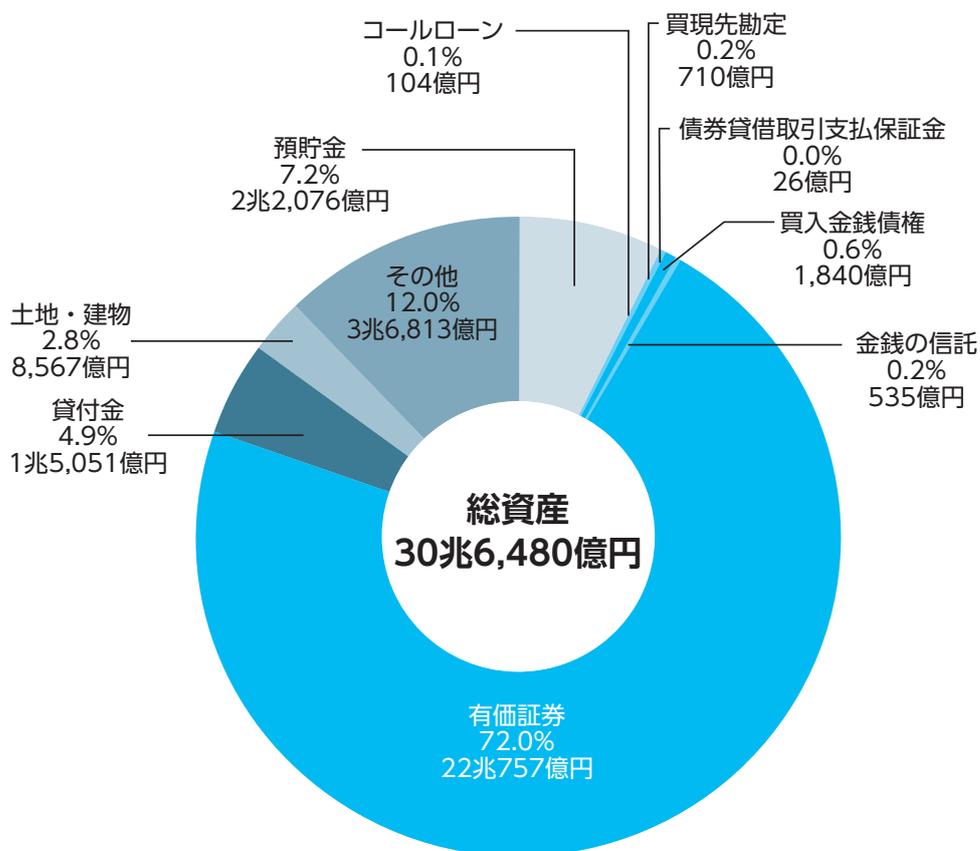
損保協会会員会社ベース

総資産・運用資産

2019年度末 総資産 **30兆6,480億円** 運用資産 **26兆9,667億円**



総資産の内訳 (2019年度末)



損保協会会員会社ベース

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

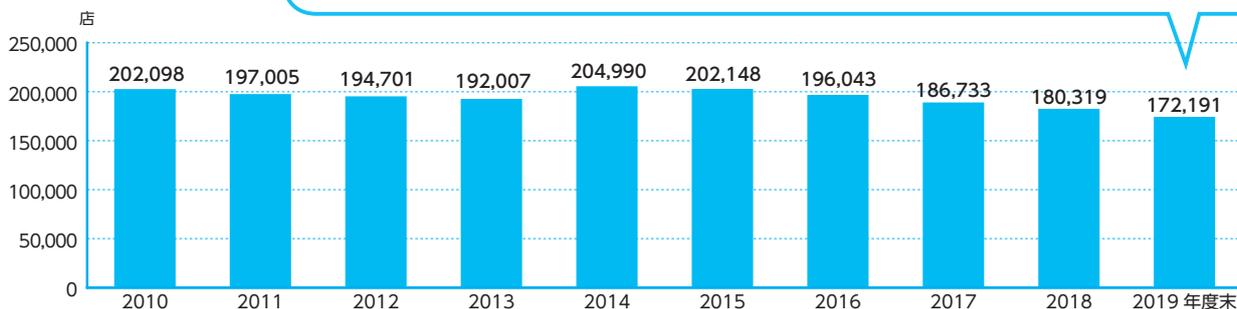
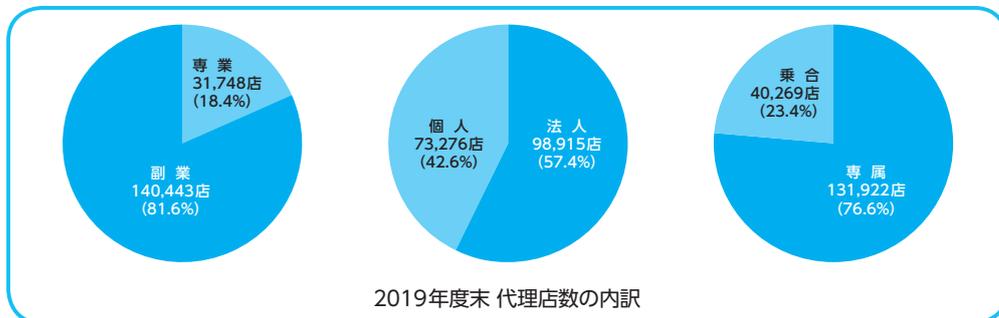
資料・データ

(注) 代理店実在数および募集従事者数は、国内会社および外国会社の合計。

代理店実在数の推移

2019年度末

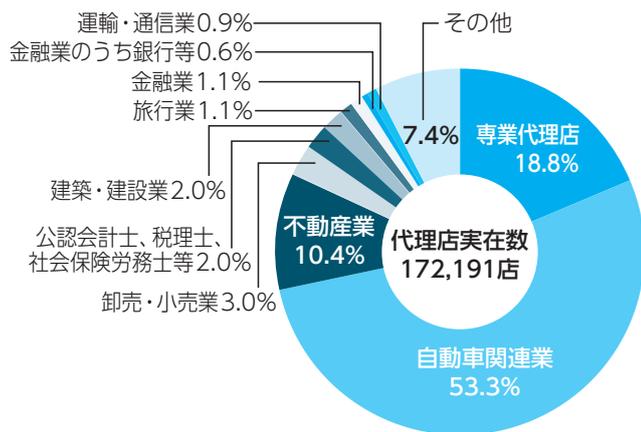
17万2,191店



(注1) 都道府県別データについては、損保協会ホームページを参照。

(注2) 代理店実在数は1996年度末の62万3,741店が最大。

チャネル別の構成比



参考 損害保険が契約できるお店・場所について (2020年3月末現在)

損害保険契約ができるお店・場所の種類	店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店(専業代理店)	32,366	18.8%
自動車関連業(自動車販売店、自動車整備工場)	91,807	53.3%
不動産業(賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	17,976	10.4%
卸売・小売業(自動車関連業を除く)	5,100	3.0%
公認会計士、税理士、社会保険労務士等	3,411	2.0%
建築・建設業	3,387	2.0%
旅行業(旅行会社、旅行代理店)	1,926	1.1%
金融業(銀行等、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社)	1,830	1.1%
うち銀行等(銀行、信用金庫、信用組合、農協)	(1,053)	(0.6%)
運輸・通信業	1,554	0.9%
その他(製造業、サービス業等)	12,834	7.4%
合計	172,191	100.0%

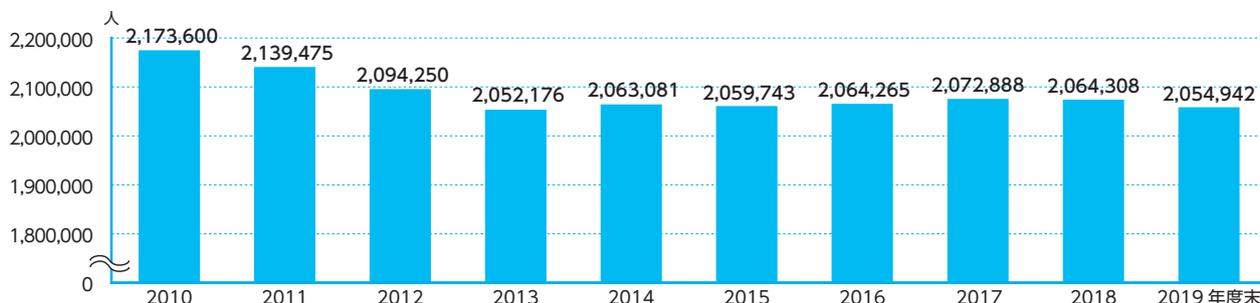
(注1) 「2019年度末 代理店数の内訳」図中の専業代理店数(31,748店)と、上記表中の専業代理店数(32,366店)が異なっている。これは、「代理店数の内訳」と「チャネル別の構成比」の統計において、損害保険と生命保険の両方を販売している代理店の計上方法(専業または副業の区分)が異なっていることが理由。

(注2) 専業代理店以外の代理店の場合は、その代理店の業務に関連する保険商品のみを取り扱っている場合がある。

損害保険の募集従事者数の推移

2019年度末

205万4,942人



(注) 募集従事者数は2010年度末の217万3,600人が最大。

代理店扱

代理店扱は損害保険代理店を通じて行われる募集形態です。

損害保険代理店は、損害保険会社との損害保険代理店委託契約に基づいて、損害保険会社に代わって、保険を募集します。

● 損害保険代理店の主な業務

- ・ 損害保険会社に代わり、保険契約者と保険契約を締結
- ・ 保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- ・ 保険契約者等からの事故通知の受付、損害保険会社への報告 など

直扱

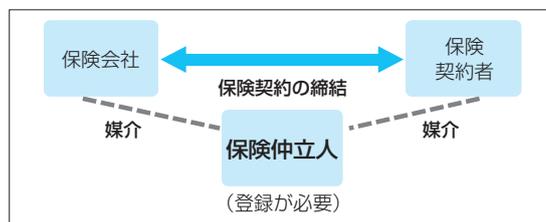
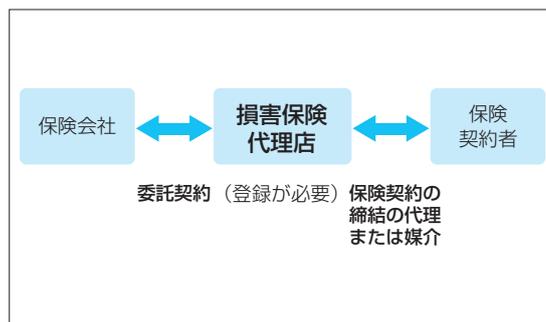
直扱は損害保険会社の役職員が直接保険を募集する形態です。

新聞、テレビ等の広告やインターネットを活用して損害保険会社が直接保険募集を行う通信販売なども直扱に含まれます。

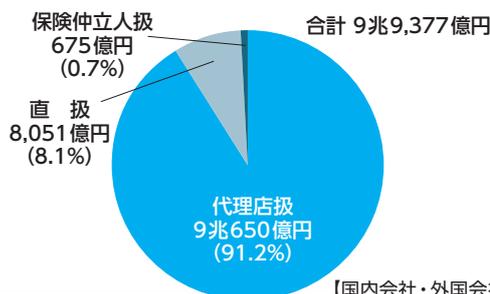
保険仲立人扱

保険仲立人扱は保険仲立人（保険ブローカー）を通じて行われる募集形態です。

保険仲立人は、損害保険会社からの委託を受けることなく、保険契約者と損害保険会社の間に立って、保険契約の締結の媒介を行います。



募集形態別元受正味保険料割合 (2019年度)



【国内会社・外国会社合計】

はじめに、
損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

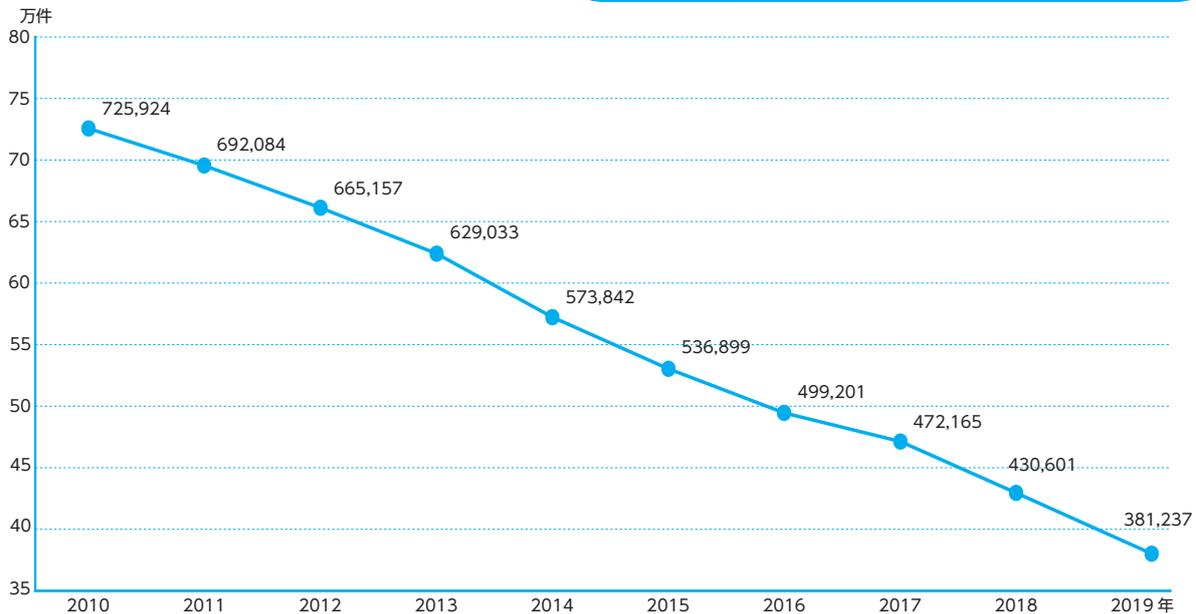
VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

交通事故の発生件数

2019年

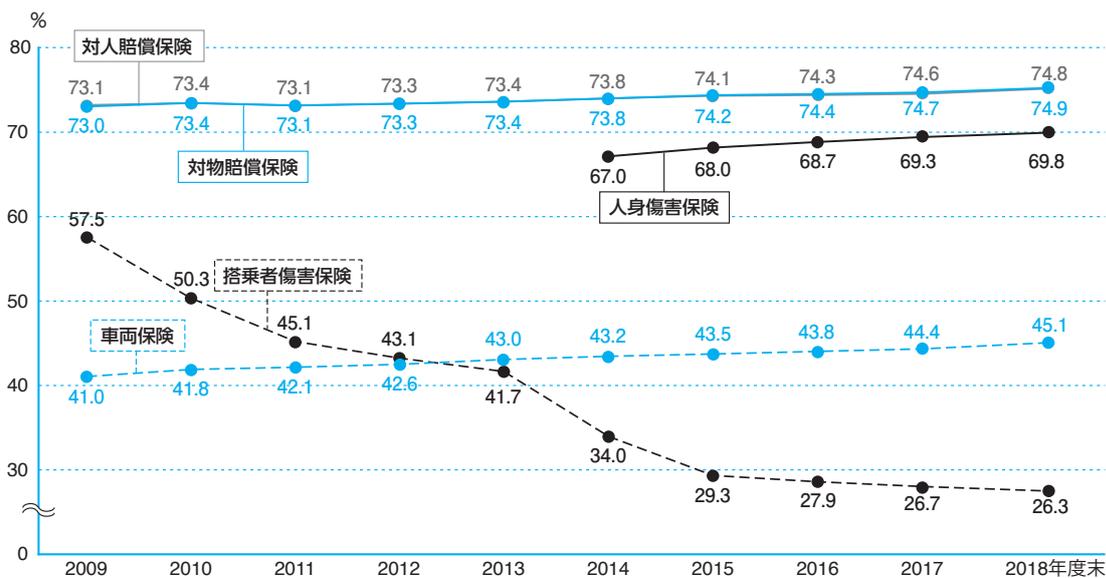
38万1,237件



(注) 交通事故の発生件数は2004年の95万2,720件が最大。

警察庁統計より

自動車保険加入率



(注) 2013年度以前の人身傷害保険の加入率データはない。

損害保険料率算出機構資料より

自動車保険 都道府県別加入率 (2019年3月末)

(単位: %)

都道府県名	対人賠償保険	対物賠償保険	搭乗者傷害保険	車両保険	人身傷害保険
北海道	71.4	71.8	24.9	47.6	67.5
青森	70.9	71.2	23.9	42.4	66.9
岩手	65.0	65.2	19.8	38.0	61.4
宮城	74.6	74.7	30.2	43.6	69.9
秋田	61.4	61.7	17.3	38.5	58.1
山形	66.3	66.4	20.2	43.0	62.8
福島	68.0	68.1	23.4	40.5	64.5
茨城	74.6	74.6	26.4	41.3	70.7
栃木	73.1	73.1	25.1	40.0	69.1
群馬	72.7	72.7	28.4	42.5	68.6
埼玉	79.0	79.1	28.1	44.4	73.6
千葉	79.5	79.5	31.1	48.3	74.6
東京都	78.5	78.9	29.8	45.3	70.7
神奈川県	80.2	80.4	29.8	46.3	73.7
新潟	70.6	70.8	21.6	38.7	66.0
富山	73.5	73.5	22.3	46.3	68.8
石川	73.7	73.7	24.6	41.7	68.9
福井	73.6	73.6	20.4	45.1	69.5
山梨	64.9	64.9	24.0	31.5	60.8
長野	67.0	67.1	20.4	38.1	63.3
岐阜	78.3	78.3	25.1	57.7	74.8
静岡県	76.5	76.5	28.2	46.0	71.5
愛知県	82.0	82.1	29.3	58.5	77.4
三重	77.5	77.5	22.8	50.0	73.3
滋賀	75.5	75.5	23.1	45.8	71.2
京都	80.2	80.3	28.1	47.2	73.7
大阪	82.7	82.9	31.0	50.2	76.0
兵庫県	79.1	79.2	30.8	46.3	73.4
奈良	79.6	79.5	26.9	46.1	75.1
和歌山	74.9	74.8	23.0	37.0	69.5
鳥取	67.5	67.5	19.0	46.7	64.0
島根	58.7	58.7	16.3	36.6	54.8
岡山	75.3	75.3	25.7	44.7	70.2
広島	77.1	77.2	25.1	44.1	70.9
山口	72.8	72.9	23.7	47.3	68.1
徳島	73.6	73.5	25.5	41.6	69.1
香川	76.5	76.5	22.6	43.5	71.3
愛媛	72.1	72.1	21.4	39.4	67.1
高知	60.4	60.3	18.4	31.5	55.6
福岡	77.4	77.5	26.9	49.0	72.0
佐賀	67.8	67.8	26.2	39.9	63.6
長崎	67.8	67.7	23.1	38.5	62.8
熊本	68.2	68.2	23.6	44.4	64.3
大分	67.4	67.4	21.1	39.9	62.7
宮崎	60.7	60.7	21.9	36.2	56.7
鹿児島	61.7	61.5	21.3	34.2	57.2
沖縄	54.3	54.4	29.0	27.8	50.9
全国	74.8	74.9	26.3	45.1	69.8

(注)自動車共済は含まれていない。

[2019年度 自動車保険の概況] (損害保険料率算出機構)より

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決III 損害保険業の
業務品質の向上IV 損害保険業の
基盤整備V 事故、災害および
犯罪の防止軽減VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

高額判決例

人身事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
52,853	横浜地裁	2011年11月1日	2009年12月27日	男41歳	眼科開業医	死亡
45,381	札幌地裁	2016年3月30日	2009年1月7日	男30歳	公務員	後遺障害
45,375	横浜地裁	2017年7月18日	2012年11月1日	男50歳	コンサルタント	//
43,961	鹿児島地裁	2016年12月6日	2010年11月9日	女58歳	専門学校教諭	//
39,725	横浜地裁	2011年12月27日	2003年9月14日	男21歳	大学生	//

※認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険等で支払われた金額を控除する前の金額である。

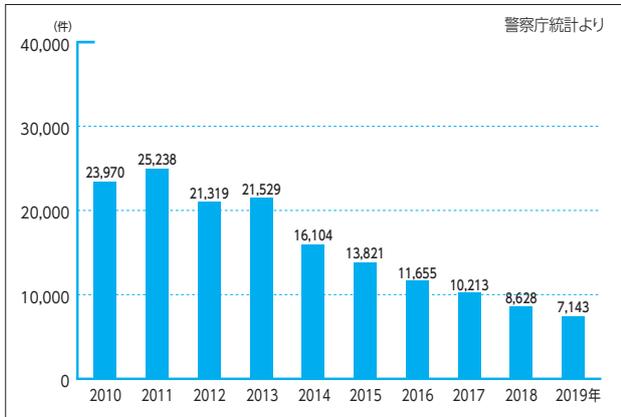
物損事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
26,135	神戸地裁	1994年7月19日	1985年5月29日	積荷(呉服・洋服・毛皮)
13,450	東京地裁	1996年7月17日	1991年2月23日	店舗(パチンコ店)
12,036	福岡地裁	1980年7月18日	1975年3月1日	電車・線路・家屋
11,798	大阪地裁	2011年12月7日	2007年4月19日	トレーラー
11,347	千葉地裁	1998年10月26日	1992年9月14日	電車

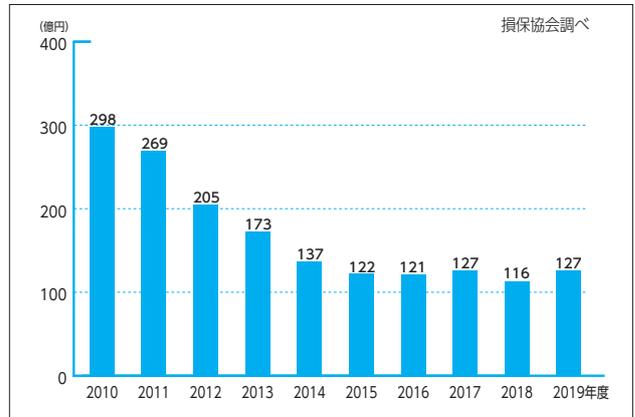
※認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額である。
[2019年度自動車保険の概況](損害保険料率算出機構)より

自動車盗難の認知件数と支払保険金

自動車盗難認知件数の推移



自動車盗難にかかる支払保険金の推移(車上ねらい被害を含む)



(注1) 自動車盗難認知件数は2003年の64,223件が最大。
 (注2) 自動車盗難にかかる支払保険金は2000年度の596億円が最大。

自動車盗難 都道府県別認知件数 (2019年)

都道府県名	件数
北海道	75
青森	20
岩手	10
宮城	40
秋田	13
山形	11
福島	107
茨城	1,482
栃木	285
群馬	179
埼玉	630
千葉	738
東京	122
神奈川	330
新潟	32
山梨	50

都道府県名	件数
長野	65
静岡	130
富山	28
石川	16
福井	18
岐阜	141
愛知	681
三重	125
滋賀	58
京都	110
大阪	952
兵庫	207
奈良	38
和歌山	45
鳥取	7
島根	8

都道府県名	件数
岡山	32
広島	41
山口	17
徳島	5
香川	18
愛媛	37
高知	4
福岡	96
佐賀	12
長崎	12
熊本	16
大分	10
宮崎	16
鹿児島	29
沖縄	45
全国合計	7,143

警察庁統計より

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

自転車の事故件数

2019年の自転車乗用中の交通事故件数は8万473件で交通事故件数に占める割合は21.1%と、未だに2割程度で推移しています(図1)。また、自転車乗用中の死傷者数のうち、未成年者が29.4%、65歳以上の高齢者が20.2%と、この2つの年齢層でほぼ半数を占めています(図2)。

図1 自転車乗用中の交通事故件数およびその構成率の推移

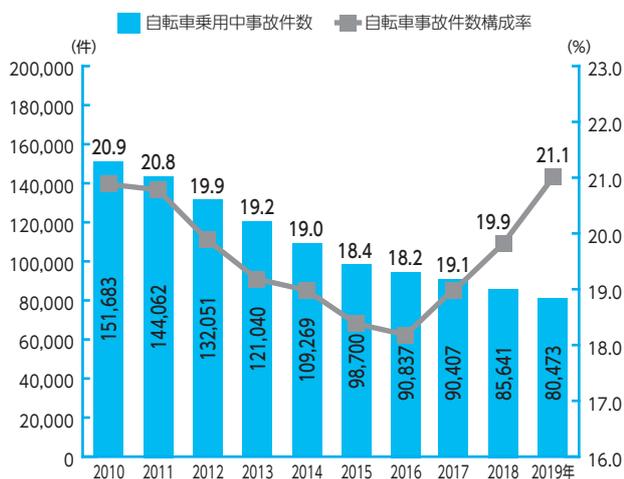
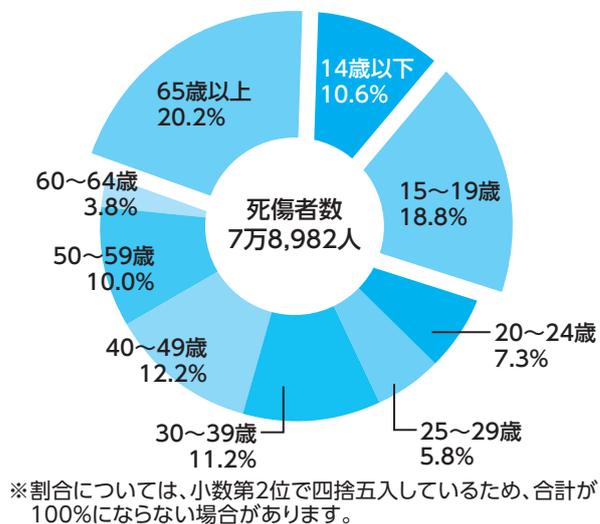


図2 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者数の割合(2019年)



自転車加害事故を起こす主な要因は、安全不確認、前方不注意、一時不停止、交差点進行義務違反、信号無視などです。最近では歩道を通る自転車による事故も多発しており、高額な賠償責任を負う場合もあります。

図1・2とも警察庁統計より

自転車での加害事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

判決認容額※	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、2008年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2003年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2007年4月11日判決)
4,746万円	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性(75歳)に衝突。女性は脳挫傷等で5日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2014年1月28日判決)

※判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額(金額は概算額)。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

損保協会調べ

主な風水災等 (1959年以降)

発生年月日	災害名	被害地域	被害				
			死者・行方不明(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
1959.8.12～14	台風第7号	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	235	4,089	10,139	32,298	116,309
1959.9.26～27	台風第15号(伊勢湾台風)	全国(九州を除く)、特に愛知	5,098	40,838	113,052	157,858	205,753
1960.5.24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	139	6,943	2,136	23,322	18,494
1961.6.24～7.5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	357	1,758	1,908	73,126	341,236
1961.9.15～16	台風第18号(第二室戸台風)	全国、特に近畿	202	15,238	46,663	123,103	261,017
1961.10.25～28	水害・台風第26号	関東以西、特に大分	109	234	444	10,435	50,313
1962.7.1～8	水害	関東以西、特に九州	127	263	285	16,108	92,448
1963.1月	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	231	753	982	640	6,338
1964.7.17～20	水害	山陰、北陸	132	669	-	9,360	48,616
1965.9.10～18	台風第23・24・25号	全国、特に徳島、兵庫、福井	181	1,879	3,529	46,183	258,239
1966.9.23～25	台風第24・26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317	2,422	8,431	8,834	42,792
1967.7.8～9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	118	163	169	17,213	103,731
1967.8.26～29	水害	新潟、東北南部	138	449	408	26,641	39,542
1968.8.17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜、京都	119	64	79	2,061	13,460
1972.7.3～15	台風第6・7・9号	全国、特に北九州、島根、広島	447	2,977	10,204	55,537	276,291
1974.5.29～8.1	水害・台風第8号	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	146	657	1,131	77,933	317,623
1976.9.8～14	台風第17号	全国、特に香川、岡山	171	1,669	3,674	101,103	433,392
1977.1月	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	56	83	177	1,367
1979.10.17～20	台風第20号	全国、特に東海、関東、東北	115	139	1,287	8,156	47,943
1980.12月～1981.3月	雪害	東北、北陸	152	165	301	732	7,365
1982.7月～8月	集中豪雨・台風第10号	全国、特に長崎、熊本、三重	439	1,120	1,919	45,367	166,473
1983.7.20～29	集中豪雨	山陰以東、特に島根	117	1,098	2,040	7,484	11,264
1983.12月～1984.3月	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	61	128	70	852
2004.6月～10月	集中豪雨・台風等	全国	236	1,471	16,669	42,537	135,130
2005.12月～2006.3月	雪害	北海道、東北、北陸	152	18	28	12	101
2010.11月～2011.3月	雪害	北海道、秋田、新潟、山形	131	9	14	6	62
2011.7月～10月	集中豪雨・台風第6・9・12・15号	全国	126	485	5,735	8,894	30,215
2011.11月～2012.3月	雪害	北海道、東北、北陸	133	13	12	3	55
2012.11月～2013.3月	雪害	北海道、東北、北陸	104	5	7	2	23
2017.11月～2018.3月	雪害	北海道、東北、北陸	116	9	18	13	40
2018.6.28～7.29	水害(7月豪雨)・台風第12号	全国	271	6,783	11,346	6,982	21,637
2019.10.12～26	台風19号・水害	全国	101	3,077	24,809	13,016	24,613

「令和元年版 消防白書」(総務省消防庁)より

 はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

 I 損害保険の普及
啓発理解促進

 II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

 III 損害保険業の
業務品質の向上

 IV 損害保険業の
基盤整備

 V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

 VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

主な風水災等による保険金の支払い

過去の主な風水災等による保険金の支払い

順位	発生年月日	災害名	地域	支払保険金（見込みを含む）（単位：億円）			
				火災・新種	自動車	海上	合計
1	2018.9.3～5	平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	9,363	780	535	10,678
2	2019.10.6～13	令和元年台風19号 (令和元年東日本台風)	東日本中心	5,181	645	-	5,826
3	1991.9.26～28	平成3年台風19号	全国	5,225	269	185	5,680
4	2019.9.5～10	令和元年台風15号 (令和元年房総半島台風)	関東中心	4,398	258	-	4,656
5	2004.9.4～8	平成16年台風18号	全国	3,564	259	51	3,874
6	2014.2月	平成26年2月雪害	関東中心	2,984	241	-	3,224
7	1999.9.21～25	平成11年台風18号	熊本・山口・福岡等	2,847	212	88	3,147
8	2018.9.28～10.1	平成30年台風24号	東京・神奈川・静岡等	2,946	115	-	3,061
9	2018.6.28～7.8	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛等	1,673	283	-	1,956
10	2015.8.24～26	平成27年台風15号	全国	1,561	81	-	1,642

(注) 損保協会調べ(2020年3月末現在)。

千万円単位で四捨五入を行い、算出しているため、各項目を合算した値と合計欄の値が一致しないことがある。



火災保険 都道府県別水災補償付帯率の推移

(単位: %)

都道府県名	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
北海道	80.2	78.5	77.0	75.5	74.2
青森	79.8	77.9	76.0	74.4	72.9
岩手	74.5	72.9	71.6	70.5	69.2
宮城	73.9	72.6	71.6	70.3	69.1
秋田	72.5	70.5	68.8	67.2	65.8
山形	71.7	69.5	67.4	65.8	64.5
福島	76.4	74.8	73.3	72.0	70.7
茨城	71.6	69.7	67.8	66.0	64.2
栃木	77.1	75.2	73.6	71.8	70.0
群馬	77.3	75.2	73.5	71.9	70.3
埼玉	76.7	74.9	73.3	71.8	70.1
千葉	73.5	71.4	69.5	67.6	65.9
東京	72.8	70.8	69.1	67.4	65.8
神奈川	73.3	71.5	70.0	68.5	66.9
新潟	80.7	79.3	78.0	76.7	75.5
富山	71.2	70.1	68.8	67.6	66.8
石川	72.5	70.7	69.1	67.6	66.1
福井	74.1	72.8	71.6	70.6	69.9
山梨	76.9	75.7	74.5	73.3	72.5
長野	81.6	79.9	78.3	76.7	75.0
岐阜	81.5	80.2	79.1	78.0	76.9
静岡	76.9	75.3	73.8	72.4	71.1
愛知	78.1	76.4	74.9	73.4	72.0
三重	78.7	76.9	75.3	73.8	72.4
滋賀	69.4	67.6	66.0	64.5	62.8
京都	70.5	68.8	67.6	66.4	65.3
大阪	69.4	67.8	66.5	65.3	64.2
兵庫	72.1	70.5	69.1	67.8	66.5
奈良	68.6	66.8	65.2	63.7	62.3
和歌山	76.8	75.8	75.0	74.1	73.5
鳥取	79.8	78.5	77.2	76.0	74.9
島根	81.0	79.7	78.6	77.5	76.6
岡山	77.8	76.6	75.5	74.5	74.9
広島	76.5	75.1	73.9	72.8	72.3
山口	84.4	83.5	82.6	81.8	81.1
徳島	83.9	83.0	82.2	81.4	80.7
香川	78.0	76.7	75.4	74.3	73.3
愛媛	77.5	75.9	74.5	73.5	72.8
高知	82.7	81.8	81.1	80.3	79.4
福岡	78.6	76.5	74.9	73.4	72.0
佐賀	80.4	78.8	77.6	76.7	75.9
長崎	81.1	79.7	78.7	77.7	76.7
熊本	81.4	79.3	77.3	75.9	74.4
大分	78.4	76.8	75.3	74.1	73.1
宮崎	84.7	83.1	81.9	80.7	79.5
鹿児島	79.5	77.1	75.3	73.5	71.9
沖縄	77.8	75.8	73.9	72.3	70.8
分類不能	40.3	37.3	37.1	35.7	41.0
全国	75.2	73.4	71.9	70.5	69.1

(注1) 損害保険料率算出機構の会員保険会社の住居専用建物(収容する家財を含む)を対象とする「火災保険」の数値。各種共済は含まない。

(注2) 水災補償付帯率とは、当該年度末時点で有効な火災保険契約件数のうち、水災を補償している契約件数の割合。

損害保険料率算出機構資料より

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

主な地震災害（1964年以降）

発生年月日	地震名等	規模 (マグニチュード)	被害			
			死者行方不明者(人)	全壊(棟)	全焼(棟)	住宅被害計(棟)
1964.6.16	新潟地震	7.5	26	1,960	290	2,250
1968.2.21	えびの地震	6.1	3	368	—	368
1968.5.16	1968年十勝沖地震	7.9	52	673	18	691
1974.5.9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	30	134	5	139
1978.1.14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	25	94	—	94
1978.6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	28	1,383	—	1,383
1982.3.21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	—	13	—	13
1983.5.26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	104	1,584	—	1,584
1984.9.14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	29	14	—	14
1987.12.17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	2	16	—	16
1993.1.15	平成5年(1993年)釧路沖地震	7.5	2	53	—	53
1993.7.12	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	7.8	230	601	—	601
1994.10.4	平成6年(1994年)北海道東方沖地震	8.2	—	61	—	61
1994.12.28	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	7.6	3	72	—	72
1995.1.17	平成7年(1995年)兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	6,437	104,906	7,036	111,942
2000.7.1	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	1	15	—	15
2000.10.6	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	7.3	—	435	—	435
2001.3.24	平成13年(2001年)芸予地震	6.7	2	70	—	70
2003.7.26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	—	1,276	—	1,276
2003.9.26	平成15年(2003年)十勝沖地震	8.0	2	116	—	116
2004.10.23	平成16年(2004年)新潟県中越地震	6.8	68	3,175	—	3,175
2005.3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	144	—	144
2007.3.25	平成19年(2007年)能登半島地震	6.9	1	686	—	686
2007.7.16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	6.8	15	1,331	—	1,331
2008.6.14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	23	30	—	30
2008.7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	1	—	1
2011.3.11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	22,252	121,995	—	121,995
2011.3.12	長野県・新潟県境付近を震源とする地震	6.7	3	73	—	73
2014.11.22	長野県北部を震源とする地震	6.7	—	81	—	81
2016.4.14～	平成28年(2016年)熊本地震	7.3	273	8,667	—	8,667
2016.10.21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	—	18	—	18
2018.4.9	島根県西部を震源とする地震	6.1	—	16	—	16
2018.6.18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6	21	—	21
2018.9.6	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	43	469	—	469

(備考)

1 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震については、2019年3月1日現在の数値であり、住宅全壊棟数に全焼及び流失を含む。

2 平成28年(2016年)熊本地震については、2019年4月12日現在の数値である。

3 平成28年(2016年)熊本地震のマグニチュードは、一連の地震におけるこれまでの最大の値を記載している。

〔令和元年版 消防白書〕(総務省消防庁)より

地震保険による保険金支払例

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決III 損害保険業の
業務品質の向上IV 損害保険業の
基盤整備V 事故・災害および
犯罪の防止軽減VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

発生年月日	地震名	マグニチュード (M)	支払保険金 (億円) ※1	【参考】主な被害があった県の発生当時の地震保険世帯加入率※2
2011.3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震 ※3	9.0	12,862	岩手県:12.3%(2010.3月末) 宮城県:32.5%(2010.3月末) 福島県:14.1%(2010.3月末)
2016.4.14	平成28年熊本地震	7.3	3,883	熊本県:29.8%(2015.12月末) 大分県:23.1%(2015.12月末)
2018.6.18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	1,162	大阪府:32.2%(2017.12月末) 京都府:30.4%(2017.12月末)
1995.1.17	平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	783	兵庫県:2.9%(1994.3月末)
2018.9.6	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	494	北海道:24.0%(2017.12月末)
2011.4.7	宮城県沖を震源とする地震 ※3	7.2	324	宮城県:33.6%(2011.3月末)
2005.3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	170	福岡県:15.5%(2004.3月末)
2001.3.24	平成13年芸予地震	6.7	169	広島県:14.2%(2000.3月末)
2004.10.23	平成16年新潟県中越地震	6.8	149	新潟県:11.2%(2004.3月末)
2007.7.16	平成19年新潟県中越沖地震	6.8	83	新潟県:13.7%(2007.3月末)
2005.4.20	福岡県西方沖を震源とする地震	5.8	64	福岡県:16.6%(2005.3月末)
2003.9.26	平成15年十勝沖地震	8.0	60	北海道:15.5%(2003.3月末)
2008.6.14	平成20年岩手・宮城内陸地震	7.2	55	岩手県:10.5%(2008.3月末) 宮城県:29.2%(2008.3月末)
2016.10.21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	55	鳥取県:23.0%(2015.12月末)
2009.8.11	駿河湾を震源とする地震	6.5	52	静岡県:23.8%(2009.3月末)
2011.3.15	静岡県東部を震源とする地震 ※3	6.4	47	静岡県:24.4%(2010.3月末)
2008.7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	40	岩手県:10.5%(2008.3月末)
2011.4.11	福島県浜通りを震源とする地震 ※3	7.0	37	福島県:14.6%(2011.3月末)
2011.6.30	長野県中部を震源とする地震	5.4	33	長野県:12.9%(2011.3月末)
2019.2.21	北海道胆振地方中東部を震源とする地震	5.8	33	北海道:25.2%(2018.12月末)

※1 日本地震再保険株式会社資料(2020年3月31日現在)より

(注) 支払保険金は、千万単位で四捨五入を行い算出。

※2 損害保険料率算出機構資料より

※3 東日本大震災に係る支払保険金は、3.11東北地方太平洋沖地震、3.15静岡県東部を震源とする地震、4.7宮城県沖を震源とする地震および4.11福島県浜通りを震源とする地震などを合計した約1兆3,270億円

WEB

各地震に対する損害保険業界の対応は損害協会ホームページに掲載されています。

*東日本大震災 <https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2011quake/>*平成28年熊本地震 <https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2016quake/>*大阪府北部を震源とする地震 <https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2018quake/>*平成30年北海道胆振東部地震 https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2018/1809_03.html

地震災害の経験を踏まえた主な制度改定

①1980年7月改定(1978年宮城県沖地震)

1978年6月12日に発生した**宮城県沖地震**(M7.4)で多数発生した半壊および一部破損の被害が地震保険の補償の対象とならなかったため、保険契約者から補償内容について改善の要望が寄せられました。

これを受けて、補償内容(損害区分)について、従来の全損に加え、新たに半損が導入されました。また、付帯割合は火災保険金額に対し一律30%であったものを30%~50%の範囲に拡大し、加入限度額についても、建物は240万円から1,000万円に、家財は150万円から500万円に引き上げられました。

②1991年4月改定(1987年千葉県東方沖地震・1989年伊豆半島沖群発地震)

1987年12月17日に発生した**千葉県東方沖地震**(M6.7)や1989年7月から8月にかけて発生した**伊豆半島沖群発地震**では、一部破損が多数発生しました。しかし、当時の地震保険では一部損が補償されなかったため、契約者から一部損も補償の対象にしてほしいという声があがりました。

このような背景から、従来の全損および半損に加え、新たに一部損が導入されました。

③1996年1月改定(1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災))

1995年1月17日に発生した**1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)**(M7.3)では神戸市・淡路島を中心に非常に大きな被害が発生しました。

震災当時の地震保険制度には、家財の損害認定結果(半損・一部損)は建物の損害認定結果に準拠するという規定がありました。そのため、この地震によって家財に深刻な被害を受けたにもかかわらず、建物の損傷がない、あるいは軽微であるために、十分な地震保険金が支払われないという事例が生じました。

また、建物や家財の当時の加入限度額や、家財の半損に対する支払いが保険金額の10%という設定に対し、被災者の生活再建支援としては十分ではないとの声があがりました。

このような背景から、加入限度額は、建物は1,000万円から5,000万円に、家財は500万円から1,000万円に引き上げられました。また、家財について、単独の損害認定基準が導入されるとともに、半損の支払割合が10%から50%に引き上げられました。

④2017年1月改定(2011年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災))

2011年3月11日に発生した**東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)**(M9.0)では、津波による壊滅的な被害や大規模な液状化現象など、東日本の広い地域に被害が発生しました。

この地震への対応を踏まえ、有識者による「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」が財務省に設置されました。

東日本大震災発生当時の損害区分は、全損(支払割合100%)、半損(同50%)、一部損(同5%)の3区分でした。この点について、有識者から「一部損と半損の支払金額に10倍の格差があり、被災者から僅かな損害の差で支払保険金に大きな格差が生じることに對し、不満の声が寄せられている」との指摘があり、報告書において、「損害査定迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい」と整理されました。

その後、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合で検討が進められ、従来の半損を大半損(支払割合60%)と小半損(支払割合30%)に分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化する方向性が示されました。

このような背景から、損害区分は全損・大半損・小半損・一部損の4区分となりました。

【参考資料】「日本の地震保険2017年1月版」(損害保険料率算出機構発行)

損保協会における地震災害時の対応

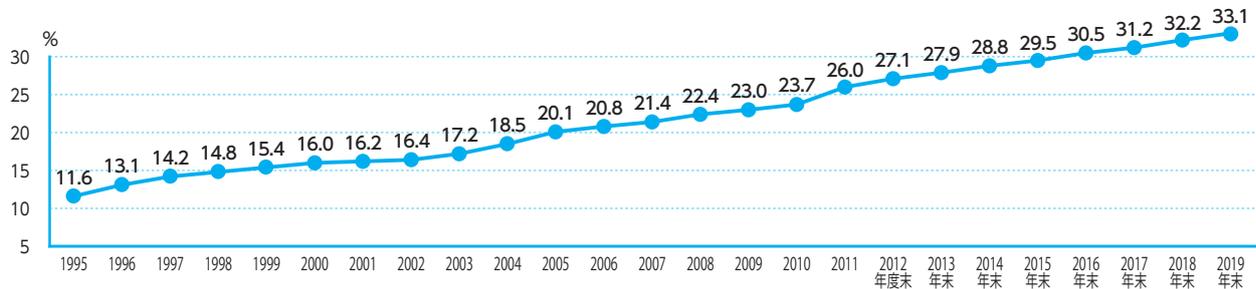
損保協会では、被災された方々に一刻も早く保険金をお届けし、安心していただけるよう、必要に応じて次の取り組みを実施しています。

- 相談対応
(被災されたお客様からの相談対応、被災地の出張相談等)
- 情報提供
(相談窓口の避難所等への掲示、地震保険リーフレットの提供等)
- 損害調査
(航空、衛星写真による全損地域の一括認定等)
- 特別措置等
(継続契約の締結手続き猶予、保険料の払込猶予等)

地震保険世帯加入率

2019 年末

33.1%



地震保険 都道府県別世帯加入率の推移

(単位: %)

都道府県名	2015 年末	2016 年末	2017 年末	2018 年末	2019 年末
北海道	22.8	23.4	24.0	25.2	26.7
青森	19.7	20.3	21.0	21.7	22.5
岩手	21.7	22.7	23.7	24.6	25.3
宮城	51.5	51.8	52.1	52.1	52.0
秋田	20.2	21.0	21.8	22.6	23.5
山形	20.1	21.0	21.9	22.8	23.7
福島	28.0	29.1	30.1	31.0	31.8
茨城	27.9	28.6	29.2	29.8	30.4
栃木	26.5	27.7	28.6	29.6	30.5
群馬	20.3	21.6	22.5	23.6	24.7
埼玉	30.6	31.4	31.8	32.3	32.7
千葉	32.9	33.4	33.6	34.0	34.4
東京都	36.1	36.7	37.0	37.2	37.3
神奈川県	34.4	35.1	35.5	36.0	36.4
新潟	20.6	21.2	21.9	22.8	24.3
富山	20.3	21.4	22.2	23.3	24.4
石川	24.0	24.9	25.5	26.5	27.4
福井	25.4	26.7	27.9	29.5	31.1
山梨	30.2	31.6	32.6	33.6	34.7
長野	19.3	20.7	21.9	23.3	24.8
岐阜	33.6	34.6	35.6	37.4	38.5
静岡県	29.7	30.4	30.9	31.7	32.3
愛知県	39.4	40.3	41.0	42.3	43.0
三重	27.2	27.9	28.8	29.5	30.5
滋賀	26.4	27.5	28.5	30.2	32.0
京都	28.2	29.3	30.4	32.0	33.8
大阪	30.7	31.5	32.2	33.8	35.6
兵庫県	25.6	26.7	27.9	29.4	31.0
奈良	27.8	28.7	29.6	30.9	32.2
和歌山	24.5	25.3	26.1	27.6	29.4
鳥取	23.0	24.5	26.0	27.5	28.7
島根	15.3	16.2	17.1	18.2	19.2
岡山	21.5	22.7	23.9	25.4	27.0
広島	28.7	29.4	30.1	31.2	32.2
山口	23.3	24.6	25.6	26.8	27.9
徳島	27.8	28.7	29.5	30.3	30.9
香川	30.0	31.3	32.4	33.5	34.5
愛媛	23.4	24.4	25.1	26.2	27.3
高松	25.2	26.0	26.4	27.1	27.5
福岡	32.8	34.2	35.4	36.5	37.6
佐賀	19.2	21.3	22.8	24.3	26.1
長門	13.9	15.4	16.6	17.7	18.8
熊本	29.8	35.6	38.5	40.3	42.8
大分	23.1	24.6	25.6	26.5	27.6
宮崎	24.5	25.8	26.8	27.5	28.3
鹿児島	24.7	25.9	27.1	28.2	29.5
沖縄	14.3	14.8	15.4	16.0	16.6
全国	29.5	30.5	31.2	32.2	33.1

(注1) 本表は居住用建物および生活用動産を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。
(注2) 世帯加入率とは、当該年度末の地震保険保有契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。ただし、2013年以降は、当該年度末の地震保険保有契約件数を翌年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。なお、世帯数には、2012年7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれている。

損害保険料率算出機構資料より

地震保険付帯率

2019年度

66.7%



地震保険 都道府県別付帯率の推移

(単位: %)

都道府県名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
北海道	51.0	52.4	53.3	56.6	59.1
青森	61.8	62.9	63.9	65.5	67.0
岩手	66.8	67.9	69.1	70.4	72.3
宮城	86.2	86.4	86.3	86.8	87.0
秋田	68.5	69.5	70.8	72.0	73.3
山形	60.9	62.5	63.3	64.8	66.3
福島	70.5	72.2	73.1	74.1	75.2
茨城	60.5	61.9	62.2	63.8	64.6
栃木	62.2	64.2	65.6	67.6	69.7
群馬	54.7	56.6	57.6	59.9	62.2
埼玉	58.9	60.4	60.8	62.8	63.4
千葉	56.9	58.7	59.3	61.1	62.3
東京都	56.8	58.1	58.2	59.7	60.4
神奈川県	58.2	59.3	59.7	61.2	61.9
新潟	62.4	64.0	65.8	68.0	69.6
富山	51.2	54.1	56.1	58.6	60.3
石川	53.4	56.2	57.1	59.5	60.7
福井	58.0	59.7	61.2	64.5	66.3
山梨	67.7	69.8	70.4	71.5	73.5
長野	54.4	56.7	59.2	62.1	64.7
岐阜	73.1	74.6	76.1	76.9	77.7
静岡県	62.7	64.4	65.1	66.1	66.8
愛知県	71.1	72.9	73.7	74.1	74.6
三重	64.8	66.2	67.7	69.6	71.8
滋賀	55.6	57.5	58.7	63.2	65.7
京都	53.2	55.7	56.8	60.5	63.1
大阪府	57.5	59.0	59.8	63.9	66.5
兵庫県	54.3	56.2	57.8	61.9	64.6
奈良	61.7	63.8	64.8	68.1	70.2
和歌山	59.3	61.0	61.6	64.4	67.1
鳥取	64.2	66.8	69.0	72.6	74.5
島根	55.5	57.8	59.1	62.7	64.1
岡山	53.6	56.8	58.0	62.2	64.8
広島	65.7	67.0	68.0	70.7	72.6
山口	57.6	60.1	61.8	64.5	66.7
徳島	72.4	73.8	73.3	74.7	75.3
香川	66.3	68.8	70.2	72.6	74.1
愛媛	63.9	66.0	67.4	70.5	72.4
高知	84.2	84.8	85.2	86.2	86.8
福岡	64.0	67.2	68.8	71.5	73.3
佐賀	44.7	50.1	52.6	55.7	58.4
長崎	39.2	45.0	47.5	50.1	52.0
熊本	63.8	74.3	77.5	80.0	82.3
大分	62.9	65.9	67.6	69.7	71.5
宮崎	76.3	79.0	80.3	81.4	83.0
鹿児島	73.0	76.3	78.0	80.3	81.7
沖縄	51.5	54.2	55.6	56.6	57.6
全国	60.2	62.1	63.0	65.2	66.7

(注1) 本表は居住用建物および生活用動産を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。

(注2) 付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合である。

損害保険料率算出機構資料より

はじめに、
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II からの相談対応、
苦情・紛争の解決
損害保険契約者等

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

地震保険保有契約件数

2019年度末

1,974万800件



地震保険 都道府県別保有契約件数の推移

(単位: 件)

都道府県名	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
北海道	630,531	651,108	671,068	714,028	751,714
青森	116,815	121,048	125,101	129,883	134,375
岩手	114,689	120,542	125,368	130,799	134,787
宮城	503,917	509,528	516,030	521,990	527,076
秋田	86,571	90,249	93,470	97,146	100,845
山形	83,421	87,675	91,364	95,490	99,649
福島	219,980	229,572	237,715	245,326	253,015
茨城	340,224	354,137	363,964	375,314	387,236
栃木	217,795	229,710	239,423	249,414	260,366
群馬	169,762	182,251	191,952	203,381	214,516
埼玉	977,407	1,016,561	1,043,441	1,076,564	1,107,098
千葉	917,218	946,862	964,017	988,685	1,020,083
東京都	2,503,026	2,587,064	2,635,839	2,697,866	2,748,861
神奈川県	1,450,566	1,497,454	1,529,605	1,570,431	1,610,995
新潟	184,491	191,563	198,813	208,893	221,372
富山	84,636	89,870	94,073	99,865	104,854
石川	114,472	120,368	124,192	130,022	135,850
福井	74,133	78,645	82,493	88,419	93,646
山梨	108,092	113,856	117,727	122,460	126,779
長野	167,885	181,083	192,435	206,206	220,378
岐阜	272,202	284,142	293,577	305,988	320,142
静岡	460,310	477,862	488,495	502,290	518,266
愛知	1,254,979	1,309,075	1,346,079	1,381,844	1,438,985
三重	211,885	220,629	229,053	237,179	247,858
滋賀	149,368	157,633	165,456	178,742	190,749
京都	339,903	358,408	372,309	397,980	421,075
大阪府	1,295,856	1,346,761	1,385,711	1,484,154	1,568,903
兵庫県	646,303	682,433	713,456	760,476	805,560
奈良	163,580	170,684	176,695	186,440	194,601
和歌山	108,531	112,855	116,140	124,082	131,497
鳥取	54,584	58,911	62,138	66,083	69,025
島根	44,375	47,638	50,475	53,980	57,083
岡山	180,353	193,675	204,078	220,271	234,914
広島	373,675	386,468	397,903	414,827	430,524
山口	155,040	164,444	170,978	179,506	186,122
徳島	92,228	96,714	99,818	103,071	107,799
香川	131,188	138,553	143,596	149,798	154,105
愛媛	153,255	160,268	165,797	173,806	180,743
高知	89,098	92,012	93,496	95,798	97,034
福岡	775,313	823,854	856,340	894,314	931,108
佐賀	63,247	71,399	76,573	82,778	89,143
長崎	88,573	100,049	106,945	113,931	119,981
熊本	230,505	283,160	303,235	319,383	339,564
大分	123,632	132,875	138,393	144,466	150,265
宮崎	128,432	136,069	141,285	145,490	150,103
鹿児島	199,612	211,645	220,961	230,372	240,056
沖縄	89,767	95,439	100,855	106,610	112,100
全 国	16,941,425	17,712,801	18,257,927	19,005,841	19,740,800

(注) 当該年度末の地震保険の保有契約件数 (共済は含まれていない。)に基づく(証券単位)。

損害保険料率算出機構資料より

主要国の損害保険料比較 (2018年)

国名 (地域名)	元受収入保険料			対GDP割合		国民1人当たり保険料	
	(百万円)	順位	占有率(%)	(%)	順位	(円)	順位
アメリカ	96,673,594	1	36.91	4.26	7	294,882	4
中国	28,860,464	2	11.02	1.92	34	20,417	50
ドイツ	16,007,277	3	6.11	3.62	9	192,799	9
日本	11,742,856	4	4.48	2.14	27	92,371	27
イギリス	11,147,353	5	4.26	2.29	24	107,160	21
フランス	10,251,120	6	3.91	3.14	13	143,027	15
韓国	8,933,752	7	3.41	5.05	3	172,934	11
カナダ	8,148,210	8	3.11	4.32	5	220,279	6
オランダ	7,571,248	9	2.89	7.51	2	438,902	2
オーストラリア	5,405,764	10	2.06	3.46	10	215,975	7
イタリア	4,958,806	11	1.89	2.17	26	81,887	28
スペイン	4,408,330	12	1.68	2.80	17	94,579	25
ブラジル	3,706,882	13	1.42	1.80	41	17,547	55
スイス	3,193,818	14	1.22	4.10	8	372,906	3
インド	2,880,617	15	1.10	0.97	73	2,097	81
台湾	2,192,191	16	0.84	3.40	12	92,813	26
ベルギー	2,046,074	17	0.78	2.57	19	131,659	16
ロシア	1,807,035	18	0.69	1.06	72	12,581	61
メキシコ	1,678,134	19	0.64	1.24	66	12,802	60
オーストリア	1,521,313	20	0.58	3.02	15	171,831	12
その他の国(地域)	28,754,960	—	11.00	—	—	—	—
合計(平均)	261,889,798	—	100.00	2.78	—	34,432	—

(注1) Swiss Re社発行のsigma No.3/2019を元に作成。

(注2) 合計(平均)欄の数字は、2018年の調査対象147か国の合計値。

(注3) 保険料は、国内会社、外国会社を合わせた当該国における元受保険料(クロス・ボーダー取引保険料を含む)であり、海外支店等による元受保険料は含まれない。

(注4) 保険料の日本円換算および国民1人当たり保険料は、2018年の平均為替レート(1ドル=110.36円)により算出した。

会員会社の海外進出状況 (各年4月1日現在)

▶ 海外に進出して保険事業を行っている会員会社数



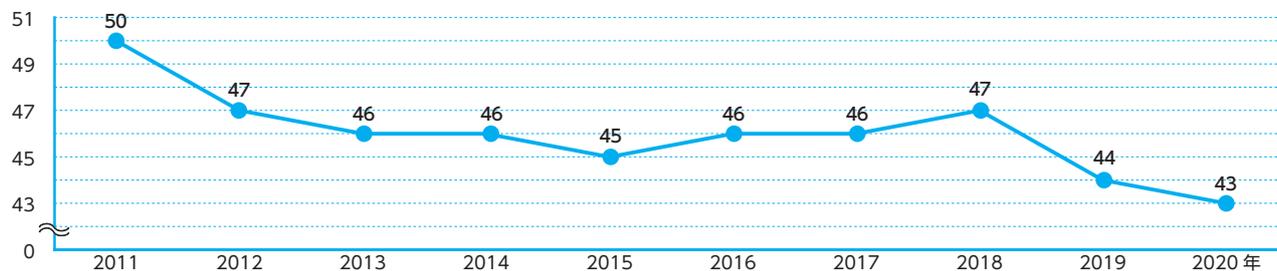
(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

▶ 会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数

2020年
4月1日現在**43**か国・地域

国・地域数



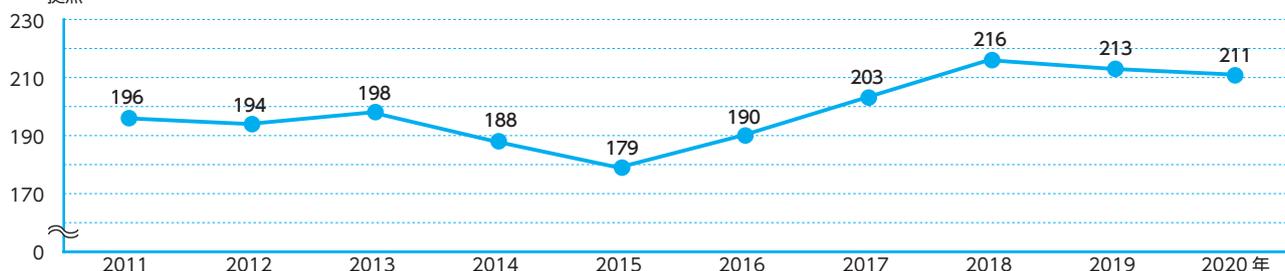
(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

▶ 会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数

2020年
4月1日現在**211**拠点

拠点



(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

▶ 会員会社の海外駐在員事務所数

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
駐在員事務所を設置している会社数	7	7	7	6	5	5	5	5	5	5
国・地域数	42	41	40	43	43	39	38	40	43	43
都市数	79	79	79	82	83	83	81	84	87	85
駐在員事務所数	172	175	183	184	161	166	162	168	165	167

はじめに
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発理解促進

II からの相談対応、
苦情紛争の解決
損害保険契約者等

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

会員会社の海外との再保険取引 (海外現地法人分を含まない。)

会員会社の海外出再保険料

2019年度 **9,953** 億円

会員会社の海外受取再保険金 (再保険手数料含む)

2019年度 **1兆2,267** 億円



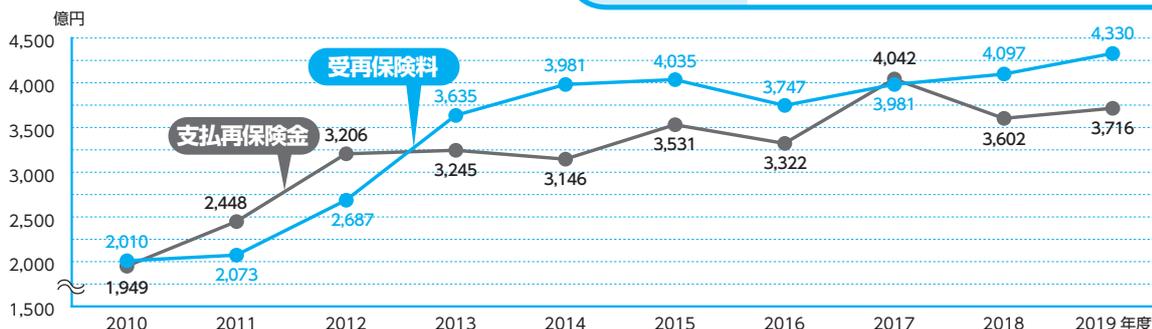
(注) 報告数字の変更に伴い、2018年度出再保険料を訂正。

会員会社の海外受再保険料

2019年度 **4,330** 億円

会員会社の海外支払再保険金 (再保険手数料含む)

2019年度 **3,716** 億円

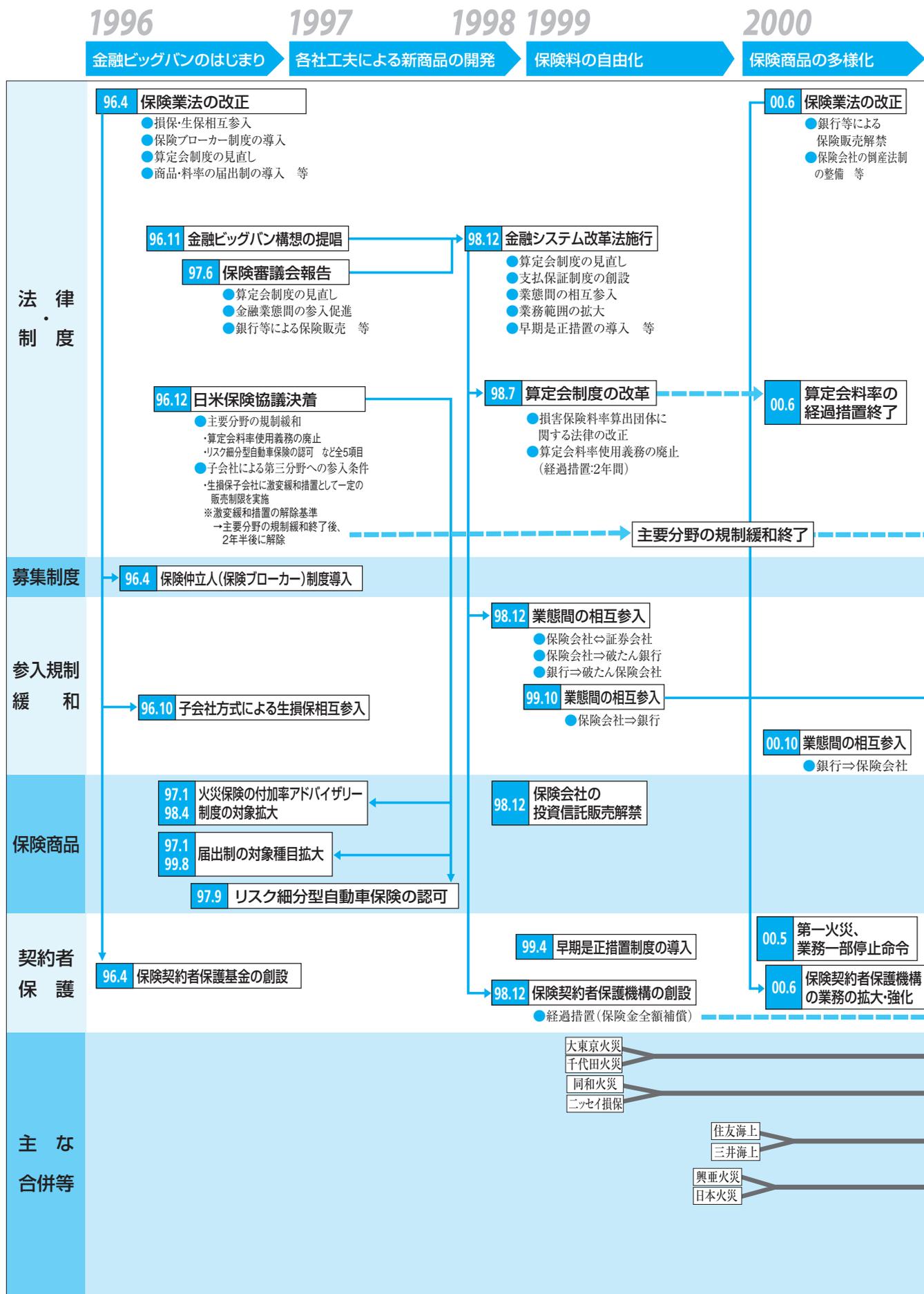


海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料 (2019年度)

(単位: 億円)

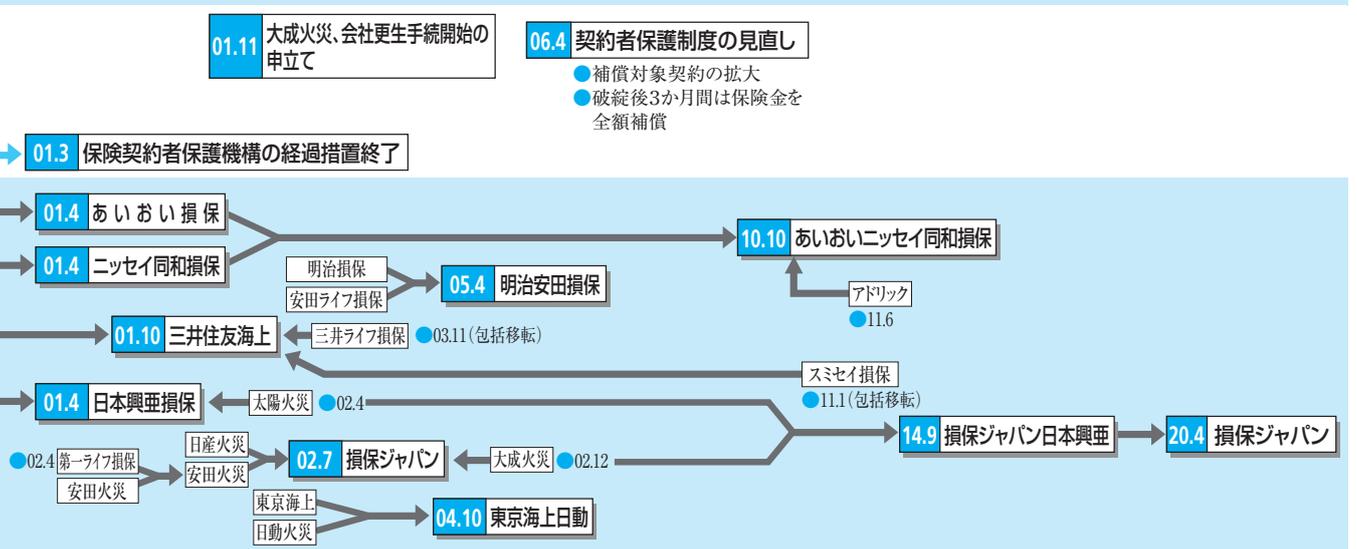
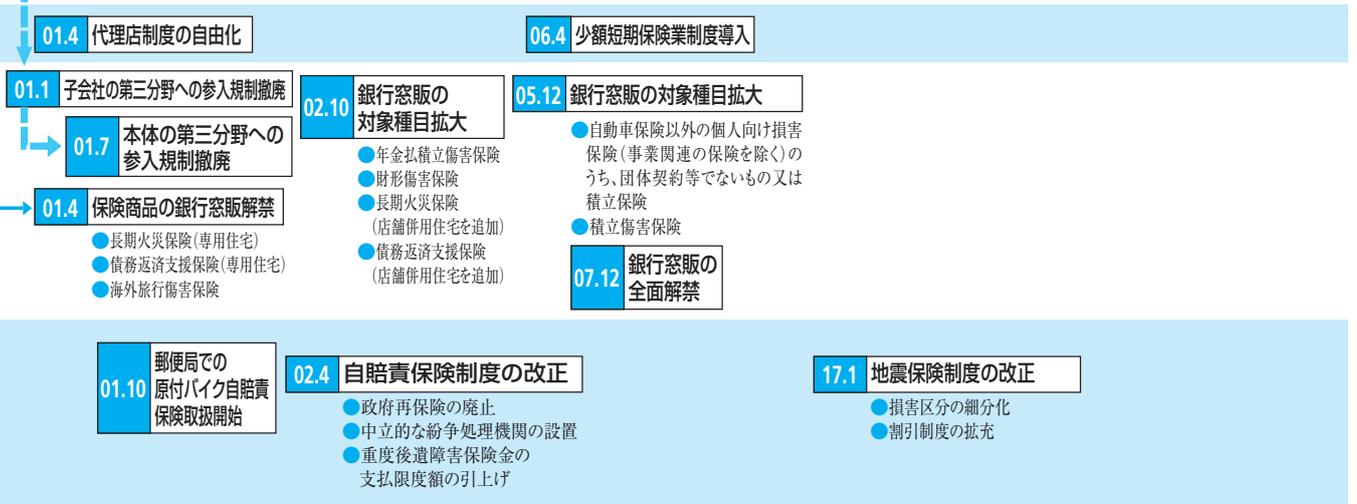
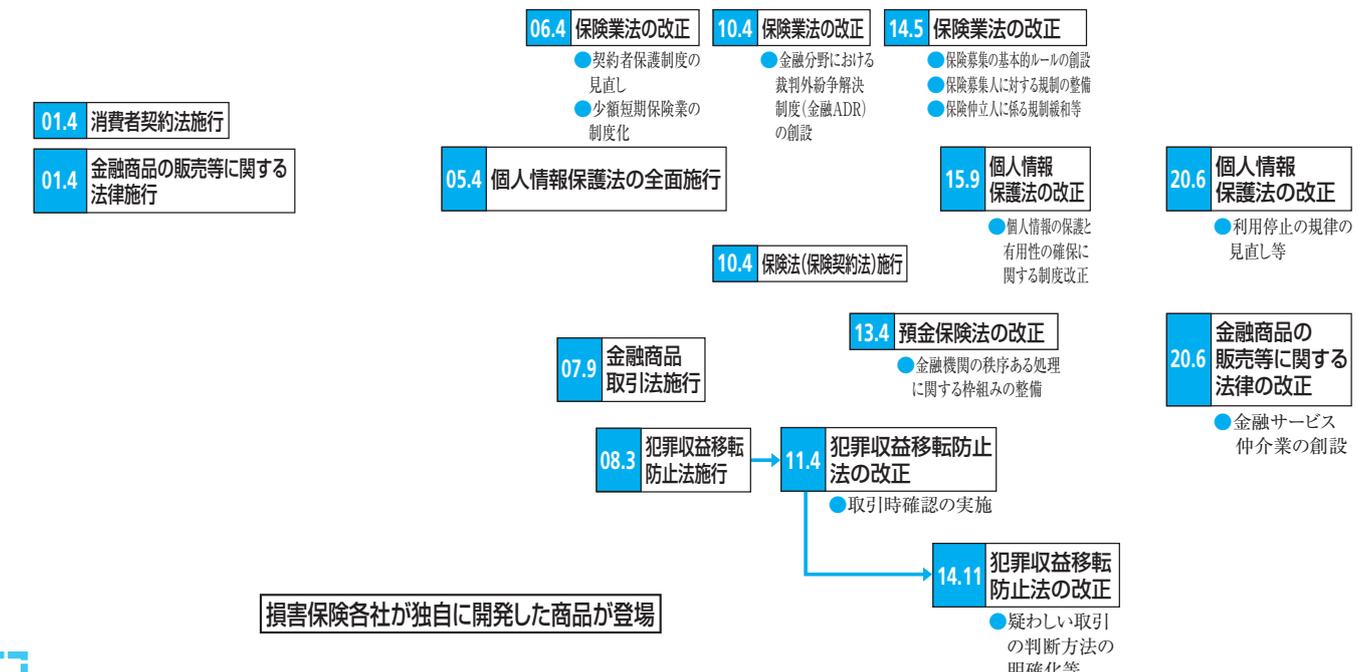
北米・中南米	元受保険会社		再保険 専門会社	合計
	欧州・中東・アフリカ	アジア・大洋州		
10,014	9,996	3,122	2,230	25,362

自由化以降の損害保険業界の動向



2001 2002 2008 2010 2018 2020

金融ビッグバンの完了 さらなる業界再編・規制緩和 消費者保護の推進



はじめに、損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故、災害および犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する試験・認定・研修等

資料・データ

損害保険のあゆみ

	沿 革
1859年 (安政6年)	●横浜で損害保険業が外国保険会社により始まる
1867年 (慶応3年)	●福沢諭吉、「西洋旅案内」で「災難請合の事(イン)シユアランス」と題して「火災請合」、「海上請合」を紹介
1869年 (明治2年)	●神奈川の税関が保税倉庫内貨物に関し火災損傷の請負を行う
1873年 (明治6年)	●北海道開発の目的で設立された保任社が、函館、東京、大阪間の海上運送貨物について、危難請負開始
1877年 (明治10年)	●第一国立銀行、「海上受合」を開始
1878年 (明治11年)	●わが国最初の海上保険会社設立認可を取得
1879年 (明治12年)	●わが国最初の海上保険会社営業開始 ◆貨物海上保険発売
1883年 (明治16年)	◆船舶保険発売
1887年 (明治20年)	●わが国最初の火災保険会社設立認可を取得 ◆火災保険発売
1888年 (明治21年)	●わが国最初の火災保険会社営業開始
1893年 (明治26年)	◆運送保険発売
1895年 (明治28年)	●保険学会設立
1898年 (明治31年)	●旧商法全面施行(保険事業は免許制となり、保険監督行政の基礎確立)
1899年 (明治32年)	●保険契約法を含む新商法および保険監督法を含む商法施行法公布・施行
1900年 (明治33年)	●保険業法公布・施行 ●農商務省商工局に保険課新設
1904年 (明治37年)	◆信用保険発売
1907年 (明治40年)	●火災保険協会(5社参加)設立、全国料率協定実現(1912年崩壊)

	沿 革
1910年 (明治43年)	●わが国最初の傷害保険専門会社発起認可を取得
1911年 (明治44年)	◆傷害保険発売
1914年 (大正3年)	●戦時海上保険補償法公布(1917年9月廃止) ●火災保険協会改組(16社参加) ◆自動車保険発売
1916年 (大正5年)	●火災保険協会を大日本火災保険協会(第1次)と改称 ◆盗難保険発売
1917年 (大正6年)	●大日本聯合火災保険協会(大日本火災保険協会と外国保険協会とが統合)設立、全国協定料率を実施
1920年 (大正9年)	●日本海上保険協会設立
1923年 (大正12年)	●関東大震災発生
1925年 (大正14年)	●農商務省の商工省と農林省への分離により保険監督行政は商工省事務局保険課所管となる
1926年 (大正15年) (昭和元年)	◆硝子保険(ガラス保険)発売
1927年 (昭和2年)	●船舶保険協同会設立
1933年 (昭和8年)	●財団法人損害保険事業研究所設立
1936年 (昭和11年)	◆航空保険発売
1938年 (昭和13年)	◆風水害保険発売
1939年 (昭和14年)	●改正保険業法公布 ●大日本聯合火災保険協会を大日本火災保険協会(第2次)に改組
1940年 (昭和15年)	●改正保険業法施行 ●損害保険国営再保険法施行(1945年2月廃止)
1941年 (昭和16年)	●日本損害保険協会(旧)設立(大日本火災保険協会、船舶保険協同会等の諸機関を統合) ●保険監督行政の所管、商工省から大蔵省へ移管 ●戦争保険臨時措置法公布(1944年2月廃止)

	沿 革
1942年 (昭和17年)	●損害保険統制会設立(日本損害保険協会(旧)解散)
1943年 (昭和18年)	●戦争死亡傷害保険法公布(1945年12月廃止)
1944年 (昭和19年)	●戦争保険臨時措置法を廃止し、戦時特殊損害保険法公布(1945年12月廃止)
1945年 (昭和20年)	●損害保険中央会法公布 ●損害保険中央会設立(1947年9月解散) ●損害保険統制会解散、業務は中央会へ移管
1946年 (昭和21年)	●日本損害保険協会設立
1948年 (昭和23年)	●日本損害保険協会、社団法人に改組 ●保険募集の取締に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算出団体に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算定会設立
1949年 (昭和24年)	●外国保険事業者に関する法律公布・施行
1950年 (昭和25年)	●全国損害保険代理業協会連合会設立 ●日本損害保険協会、国際海上保険連合に加盟
1951年 (昭和26年)	◆入札保証保険・履行保証保険発売
1952年 (昭和27年)	●火災保険代理店格付制度創設・実施
1953年 (昭和28年)	◆賠償責任保険発売
1955年 (昭和30年)	●自動車損害賠償保障法公布・施行 同法により自賠責保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足 ◆自動車損害賠償責任保険発売
1956年 (昭和31年)	●自動車損害賠償責任保険の強制付保実施 ●日本機械保険連盟設立 ◆機械保険・組立保険発売
1957年 (昭和32年)	◆個人賠償責任保険発売
1958年 (昭和33年)	◆ゴルフ保険発売 ◆船客傷害賠償責任保険発売
1959年 (昭和34年)	●保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足

	沿 革
1960年 (昭和35年)	●日本原子力保険プール設立 ◆原子力施設賠償責任保険発売 ◆原子力輸送賠償責任保険発売 ◆建設工事保険発売
1961年 (昭和36年)	◆住宅総合保険発売 ◆財産総合保険発売
1962年 (昭和37年)	●第1回東アジア保険会議、東京で開催 ◆店舗総合保険発売 ◆国内旅行傷害保険発売
1963年 (昭和38年)	●日本船舶保険連盟設立
1964年 (昭和39年)	●自動車保険料率算定会設立 ●所得税法上に損害保険料控除制度を創設・実施 ●全国損害保険代理業協会連合会、社団法人に改組 ◆原子力財産保険発売
1965年 (昭和40年)	●日本損害保険協会、相談・苦情処理機関を拡充(損害保険調停委員会・損害保険相談室を設置)
1966年 (昭和41年)	●地震保険に関する法律公布・施行 ◆地震保険発売 ●原動機付自転車の自賠責保険強制付保実施
1967年 (昭和42年)	◆交通事故傷害保険発売
1968年 (昭和43年)	◆長期総合保険発売 ◆団地保険発売 ◆つり保険発売
1972年 (昭和47年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)開校
1973年 (昭和48年)	●ノンマリン代理店制度実施 ◆ファミリー交通傷害保険発売 ◆土木工事保険発売 ◆住宅火災保険発売
1974年 (昭和49年)	◆所得補償保険発売 ◆保証証券(シュアティ・ボンド)発売 ◆海外旅行傷害保険(独立約款)発売 ◆積立ファミリー交通傷害保険発売
1975年 (昭和50年)	●国際海上保険連合総会、東京で開催 ◆ヨット・モーターボート総合保険発売 ◆コンピュータ総合保険発売
1976年 (昭和51年)	●国際アクチュアリー会議、東京で開催

損害保険のあゆみ

	沿革
1977年 (昭和52年)	◆満期戻総合保険発売
1979年 (昭和54年)	◆労働災害総合保険発売
1980年 (昭和55年)	●全国損害保険代理業協会連合会、日本損害保険代理業協会に改組 ●新ノンマリン代理店制度実施 ◆自転車総合保険発売
1981年 (昭和56年)	●船舶戦争保険再保険プール設立
1982年 (昭和57年)	●第11回東アジア保険会議、東京で開催 ◆学生総合保険発売 ◆費用・利益保険発売 ◆テニス保険発売 ◆家族傷害保険発売
1983年 (昭和58年)	●全都道府県に警察との防犯対策連絡協議会設置 ◆スキー・スケート総合保険発売
1984年 (昭和59年)	◆積立動産総合保険発売
1985年 (昭和60年)	●国際海上保険連合総会、東京で開催 ◆医療費用保険発売
1986年 (昭和61年)	●損害保険ネットワーク稼働 ◆積立普通傷害保険発売 ◆積立家族傷害保険発売
1987年 (昭和62年)	◆こども総合保険発売
1988年 (昭和63年)	●財形貯蓄の取扱金融機関に参入 ◆財形貯蓄傷害保険発売
1989年 (昭和64年) (平成元年)	●国債の窓口販売業務の開始 ●自賠責保険の診療報酬基準案につき日本医師会と合意 ◆介護費用保険発売 ◆積立女性保険発売 ◆積立生活総合保険発売
1990年 (平成2年)	●財団法人損害保険事業研究所を財団法人損害保険事業総合研究所に改組 ◆積立介護費用保険発売
1991年 (平成3年)	●第1回日本国際保険学校 (ISJ) 上級コース開校 ●損害保険業界としての「行動規範」策定 ◆建物更新総合保険発売 ◆企業費用・利益総合保険発売

	沿革
1992年 (平成4年)	◆年金払積立傷害保険発売
1993年 (平成5年)	●第1回日本国際保険学校 (ISJ) 海外セミナーを開催 ●国際保険学会 (IIS) セミナー、東京で開催
1994年 (平成6年)	●損害保険各社が日本証券業協会に加入
1995年 (平成7年)	●阪神・淡路大震災発生 ●新保険業法の成立・公布 ●国際海上保険連合総会、東京で開催
1996年 (平成8年)	●新保険業法の施行 ●損害保険代理店制度実施 ●損害保険契約者保護基金制度の創設 ●損害保険仲立人 (ブローカー) 研修・試験の開始 ●子会社方式による生損保相互参入 ●日米保険協議決着
1997年 (平成9年)	●日本船舶保険連盟解散 ●日本機械保険連盟解散
1998年 (平成10年)	●金融監督庁の発足 ●保険業法の改正・公布 ●損害保険料率算出団体に関する法律の改正・施行 ●損害保険契約者保護機構の創設
1999年 (平成11年)	●早期是正措置制度の導入 ●子会社方式による銀行・信託・証券業務への参入 ◆積立自動車保険発売
2000年 (平成12年)	●介護保険法の施行 ●第一火災海上保険相互会社に業務一部停止命令 ●金融庁発足 ●銀行、保険会社間の子会社方式による相互参入解禁
2001年 (平成13年)	●第三分野参入規制の撤廃 ●改正自動車損害賠償保障法の成立・公布 ●消費者契約法・金融商品の販売等に関する法律施行 ●第一火災海上保険相互会社契約の損害保険契約者保護機構への移転 ●銀行等による保険販売の開始 ●損害保険代理店制度の自由化 ●確定拠出年金法 (日本版401K) の公布・施行 ●確定拠出年金積立傷害保険発売 ◆ガン保険、医療保険発売 ●郵便局でバイク自賠責保険取扱開始 ●大成火災海上保険株式会社が会社更生手続きの開始申立て

	沿革
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ●改正自動車損害賠償保障法の施行 ●自賠責保険・共済紛争処理機構が改正自動車損害賠償保障法の指定を受け業務開始 ●本人確認法の成立 ●損害保険料率算出機構設立 ●第21回東アジア保険会議、東京で開催
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認法の施行 ●個人情報保護法の成立
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険業法施行規則等の一部改正(責任準備金制度の改正)
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ●付随的な保険金支払い漏れが判明した損保会社に対し業務改善命令 ●個人情報保護法の全面施行
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会に「消費者の声」諮問会議を設置 ●保険業法等の一部改正(セーフティネットの見直し、少額短期保険業の導入) ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●金融商品取引法の成立
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第三分野商品の不適切な不払いが判明した損保会社に対し、業務停止命令を含む行政処分 ●地震保険料控除制度の実施 ●金融商品取引法の全面施行 ●銀行等による保険販売の全面解禁 ●住宅瑕疵担保履行法公布
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪収益移転防止法の施行(本人確認法の廃止) ●金融庁が「金融サービス業におけるプリンシプル」を公表 ●保険法の成立
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融商品取引法等の一部を改正する法律公布(金融ADR等) ●保険業法等の一部改正(ファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築) ●住宅瑕疵担保履行法全面施行
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険法の施行 ●日本損害保険協会にそんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)を設置
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災発生 ●犯罪収益移転防止法の改正(取引時確認の実施) ●損害保険募集人一般試験の開始
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会、一般社団法人に移行 ●損害保険大学課程の開始 ●日本損害保険協会の「消費者の声」諮問会議を「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組

	沿革
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ●預金保険法の一部改正(金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備)
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険業法等の一部改正(保険募集の基本的ルールの創設、保険募集人に対する規制の整備、保険仲立人に係る規制緩和等) ●米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」の施行 ●犯罪収益移転防止法の一部改正(疑わしい取引の判断方法の明確化等)
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の一部改正(非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備) ●個人情報保護法の一部改正(個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正)
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ●熊本地震発生 ●特定商取引法の一部改正(特定の取引類型について不公正な勧誘行為等の取り締まり) ●消費者契約法の一部改正(契約の取消しと契約条項の無効等を規定) ●保険業法の一部を改正する法律の施行 ●地震保険制度創設50周年
2017年 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地震保険制度の改定(損害区分の細分化、割引制度の拡充、保険料率の見直し) ●金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表 ●民法の一部改正(法定利率の見直し、定型約款に関する規定の新設等)の成立 ●個人情報保護法の一部改正(勧告・命令等の個人情報保護法に基づく監督権限が主務大臣(各省庁)から個人情報保護委員会に移行) ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●日本損害保険協会設立100周年
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融庁が「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表 ●民法の一部改正(成年年齢引き下げ等)の成立 ●商法の一部改正(運送や海商に関する規定の見直し)の成立
2019年 (平成31年) (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会「行動規範」を改定 ●金融庁が「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を一部改正 ●地震保険制度の改定(保険料率の見直し)
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部改正(金融サービス仲介業の創設等)の成立 ●個人情報保護法の一部改正(利用停止の規律の見直し等)の成立 ●民法の一部改正(法定利率の見直し、定型約款に関する規程の新設等)の施行

2019年4月以降の主な出来事

時期	法制・行政関係	損保協会関係	自然災害関係
2019年 4月	○「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正		
5月		○気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への賛同を表明	
6月	○消費者契約法の一部改正(不利益事実の不告知に関する要件の改正、困惑類型の追加等)施行	○自動車部品補修の推進月間	
7月	○民間事業者向け内部通報制度の整備・運用に関する説明会の開催	○「令和2年度税制改正要望」を決定	
8月			
9月		○訪日・在留外国人向け安心・安全支援Webサイトを開設	○台風15号(千葉、神奈川、静岡等)
10月	○金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IV)	○台風19号による災害に関する損保業界の対応を発表	○台風19号(福島、神奈川、東京等) ○10月25日大雨
11月	○「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱(骨子)」の策定	○台風15号、台風19号および10月25日の大雨による災害に係る各種損害保険の事故受付件数等を発表	
12月	○金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告の策定 ○「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」の策定	○台風15号、台風19号および10月25日の大雨による災害に係る各種損害保険の支払件数・支払保険金(見込含む)等を発表	
2020年 1月		○「中小企業の経営者のサイバーリスク意識調査2019」を発表	
2月			
3月	○スチュワードシップ・コード(再改訂版)の確定	○地震保険共同調査の効率化ツールを共同開発 ○住宅修理サービスなどのトラブル注意喚起動画を作成	
4月	○民法の一部改正(債権関係)施行	○保険金不正請求の早期検知システムを構築	
5月		○新型コロナウイルス感染症による自宅・宿泊施設等療養者への入院保険金等の支払いにかかる柔軟な対応を発表	
6月	○金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部改正(金融サービス仲介業の創設等)の成立 ○個人情報保護法の一部改正(利用停止の規律の見直し等)の成立 ○公益通報者保護法の一部改正(通報窓口にも内部告発者の守秘義務の追加等)の成立	○自動車部品補修の推進月間	

2019年度に発生した自然災害への対応

損害保険業界では、「令和元年台風15号」「令和元年台風19号」等について、損保協会本部に対策本部を設置して、業界一丸となって保険金支払および被災されたお客さまへの対応に取り組みました。

1. 保険金支払

対策本部では、対応策の検討・情報集約・会員会社間の情報共有の推進に努めました。

会員会社では、被災されたお客さまに迅速に保険金をお支払いするために、自然災害の発生直後から、保険金支払部門に加えて営業部門をはじめとする他部門の社員も動員して、事故受付や損害調査、保険金支払手続き等の対応を行いました。

【支払保険金関連】※1

<input type="checkbox"/> 令和元年台風15号	:	4,656億円
<input type="checkbox"/> 令和元年台風19号	:	5,826億円

※1 2020年3月31日現在(見込みを含む)。損保協会調べ。

2. 特別措置

被災されたお客さまに配慮した対応として、次の特別措置を実施しました。

- 災害救助法適用地域における火災保険、自動車保険、傷害保険等の継続契約の締結手続き、保険料の払込みを猶予しました。※2
- 自動車検査証の有効期間が延長された地域に使用の本拠を有する自動車等に対する自賠責保険の継続契約の締結手続き、保険料の払込みを猶予しました。

※2 「令和元年台風15号」「令和元年台風19号」等が対象。

3. 情報提供

損保協会ホームページに災害対応の専用ページを設けるとともに、マスコミ(テレビ・新聞等)への情報提供・取材対応を通じて、損害保険に関する相談・照会窓口や特別措置の内容等の情報を発信しました。

4. 相談対応、契約照会対応

そんぽADRセンターでは、火災保険等に関する相談等に対応しました。また、自然災害等損保契約照会センターでは、災害救助法が適用された地域で家屋の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方からの照会を受け付けました。

(2020年3月31日現在)

【相談関連】※3

<input type="checkbox"/> 相談・苦情件数	:	742件
<input type="checkbox"/> 契約照会件数	:	306件

※3 「令和元年台風15号」「令和元年台風19号」等が対象。

はじめに、
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止軽減

VI 損害保険業に関する
試験・認定・研修等

資料・データ

新型コロナウイルス感染症への対応

2019年度末ごろから流行が続いている新型コロナウイルス感染症への対応として、損害保険業界では、お客さま、代理店、従業員等の健康と人命保護を最優先としつつ、社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして、損害保険に関するサービスの維持・継続に努めました。

1. 基本方針

緊急事態宣言下、および緊急事態宣言が解除された段階において、お客さま、代理店、従業員等の関係者の健康と安全・安心を確保するため、感染症対策の基本的な考え方や、感染拡大防止に向けた具体的な対策事例を取りまとめた、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定しました。

2. 特別措置

緊急事態宣言等により保険契約に関する手続きや払込み等が困難なお客さまへの対応として、一定の条件を満たす手続きに対する柔軟な対応を行いました。

□自賠責保険

- ・道路運送車両法第61条の2の規定に基づき自動車検査証の有効期間が延長された地域に使用の本拠を有する自動車等について、継続契約の締結手続きや保険料の払込みを一定期限猶予しました。
- ・異動・解約・訂正の手続きや保険料の払込みを一定期限まで猶予しました。

□医療保険等

- ・新型コロナウイルスに感染し、自宅・宿泊施設等で療養する方を対象とした損害保険の支払いに必要な証明事項を必要最低限の項目にするなど、柔軟な対応を行いました。

3. 相談対応、契約照会対応

そんぽADRセンターでは、新型コロナウイルス感染症による保険に関する相談・苦情176件に対応しました(2020年5月29日現在)。

4. その他

医療関係者を支援するため、日本赤十字社および公益社団法人全日本病院協会に計3億円を寄付しました。

損保協会の所在地 (2020年9月現在)

本部・支部 () は当該支部の所管地域

中国支部 (広島県・岡山県・山口県・鳥取県・島根県)

〒730-0036
広島県広島市中区袋町3-17
シシンヨービル12階
082 (247) 4529

四国支部 (香川県・愛媛県・徳島県・高知県)

〒760-0025
香川県高松市古新町8-1
高松スクエアビル3階
087 (851) 3344

九州支部 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県)

〒810-0041
福岡県福岡市中央区大名2-4-30
西鉄赤坂ビル9階
092 (771) 9766

沖縄支部 (沖縄県)

〒900-0033
沖縄県那覇市久米2-2-20
大同火災久米ビル9階
098 (862) 8363

北陸支部 (石川県・富山県・福井県)

〒920-0919
石川県金沢市南町5-16
金沢共栄火災ビル4階
076 (221) 1149

近畿支部 (大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県)

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜2-6-26
大阪グリーンビル9階
06 (6202) 8761

中部支部 (愛知県・岐阜県・三重県・静岡県)

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄4-5-3
KDX名古屋栄ビル4階
052 (249) 9760

北海道支部 (北海道)

〒060-0001
北海道札幌市中央区北一条西7-1
CARP札幌ビル7階
011 (231) 3815

東北支部 (宮城県・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県)

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町2-8-15
太陽生命仙台ビル9階
022 (221) 6466

北関東支部 (埼玉県・群馬県・栃木県・長野県・新潟県)

〒330-0854
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウイング10階
048 (611) 6542

本部

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
03 (3255) 1844 (代表)

南関東支部 (東京都・神奈川県・千葉県・茨城県・山梨県)

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
03 (3255) 1450

そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社※とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決のための業務を行っています。

※損保協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限りです。

【受付時間】 月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)の午前9時15分～午後5時

【電話番号】 ナビダイヤル **0570-022808** (通話料有料)

IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

名称	直通電話	郵便番号	所在地
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	〒060-0001	札幌市中央区北一条西7-1 CARP札幌ビル7階
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	〒980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル9階
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	〒101-0063	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	〒920-0919	金沢市南町5-16 金沢共栄火災ビル4階
そんぽADRセンター中部	052-308-3081	〒460-0008	名古屋市中区栄4-5-3 KDX名古屋栄ビル4階
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321	〒541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階
そんぽADRセンター中国	082-553-5201	〒730-0036	広島市中区袋町3-17 シシンヨービル12階
そんぽADRセンター四国	087-883-1031	〒760-0025	高松市古新町8-1 高松スクエアビル3階
そんぽADRセンター九州	092-235-1761	〒810-0041	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9階
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951	〒900-0033	那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階

(注) 損害保険の加入、契約内容の変更や事故の連絡は、直接、損害保険会社または代理店へお願いします。

会員会社一覧 (2020年9月1日現在)

損保協会の会員会社は次の28社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL : 03-5424-0101
URL : <https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

アイペット損害保険株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7(MFPR六本木麻布台ビル10F)
TEL : 03-5574-8610
URL : <https://www.ipet-ins.com/>

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13(偕楽ビル)
TEL : 03-4335-8570
URL : <https://www.axa-direct.co.jp/>

アニコム損害保険株式会社

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1(住友不動産新宿グランドタワー39F)
TEL : 03-5348-3777
URL : <https://www.anicom-sompo.co.jp/>

イーデザイン損害保険株式会社

〒163-1413 東京都新宿区西新宿3-20-2(東京オペラシティビル)
TEL : 03-5302-3170
URL : <https://www.edsp.co.jp/>

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL : 03-6848-8500
URL : <https://www.aig.co.jp/sonpo>

エイチ・エス損害保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋2-3-3(ルオーゴ汐留8F)
TEL : 03-5843-8963
URL : <https://www.hs-sonpo.co.jp/>

SBI損害保険株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1(泉ガーデンタワー16F)
TEL : 03-6229-0060
URL : <https://www.sbsonpo.co.jp/>

au損害保険株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-6-34(品川イースト2F)
TEL : 03-6758-7373
URL : <https://www.au-sonpo.co.jp/pc/index.html>

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL : 03-3504-0131
URL : <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

さくら損害保険株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-12-5
(東京信用金庫本店ビル10F-B)
TEL : 03-6863-4596
URL : <https://www.sakura-ins.co.jp/>

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
(晴海アイランドトリンスクエア オフィスタワーX 16F)
TEL : 03-6634-4000
URL : <https://www.jihoken.co.jp/>

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)
TEL : 03-5216-6111
URL : <https://www.secom-sonpo.co.jp/>

セゾン自動車火災保険株式会社

〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 40F)
TEL : 03-3988-2711
URL : <https://www.ins-saison.co.jp/>

ソニー損害保険株式会社

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1(アロマスクエア11F)
TEL : 03-5744-0300
URL : <https://www.sonysonpo.co.jp/>

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-3111
URL : <https://www.sompo-japan.co.jp/>

大同火災海上保険株式会社

【本店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1-12-1
TEL : 098-867-1161
【東京支店】〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1(山城ビル4F)
TEL : 03-3295-1127
URL : <https://www.daidokasai.co.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL : 03-3212-6211
URL : <https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

トア再保険株式会社

〒101-8703 東京都千代田区神田駿河台3-6-5
TEL : 03-3253-3171
URL : <https://www.toare.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日新火災海上保険株式会社

【東京本社】〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3
TEL : 03-3292-8000
【さいたま本社】〒330-9311 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5
URL : <https://www.nisshinfire.co.jp/>

日本地震再保険株式会社

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1(ヒューリック小舟町ビル4F)
TEL : 03-3664-6074
URL : <https://www.nihonjishin.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10(住友不動産九段ビル11F)
TEL : 03-5276-1391
URL : <https://www.hitachi-ins.co.jp/>

ペット&ファミリー損害保険株式会社

〒110-0015 東京都台東区東上野4-27-3(上野トーセイビル7F)
TEL : 03-6636-9730
URL : <https://www.petfamilyins.co.jp/>

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9
TEL : 03-3259-3111
URL : <https://www.ms-ins.com/>

三井ダイレクト損害保険株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3
TEL : 050-3786-2221
URL : <https://www.mitsui-direct.co.jp/>

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
TEL : 03-3257-3111
URL : <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

楽天損害保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-27-30(新宿イーストサイドスクエア)
TEL : 03-6748-6900
URL : <https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>

レスキュー損害保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1(大手町野村ビル7F)
TEL : 03-6910-3278
URL : <https://www.rescue-sonpo.jp/>

損害保険に関するご相談・お困りごとは
そんぽADRセンターにご連絡ください。

0570-022808

受付時間: 9:15~17:00
【月~金曜日(祝日・休日および12月30日~1月4日を除く)】

一般社団法人

日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

本冊子に関するお問い合わせ先
業務企画部啓発・教育グループ
TEL : 03-3255-1215
<https://www.sonpo.or.jp/>



損害保険トータルプランナーは損保協会が認定する募集人資格の最高峰です。



2020.9.15,000D